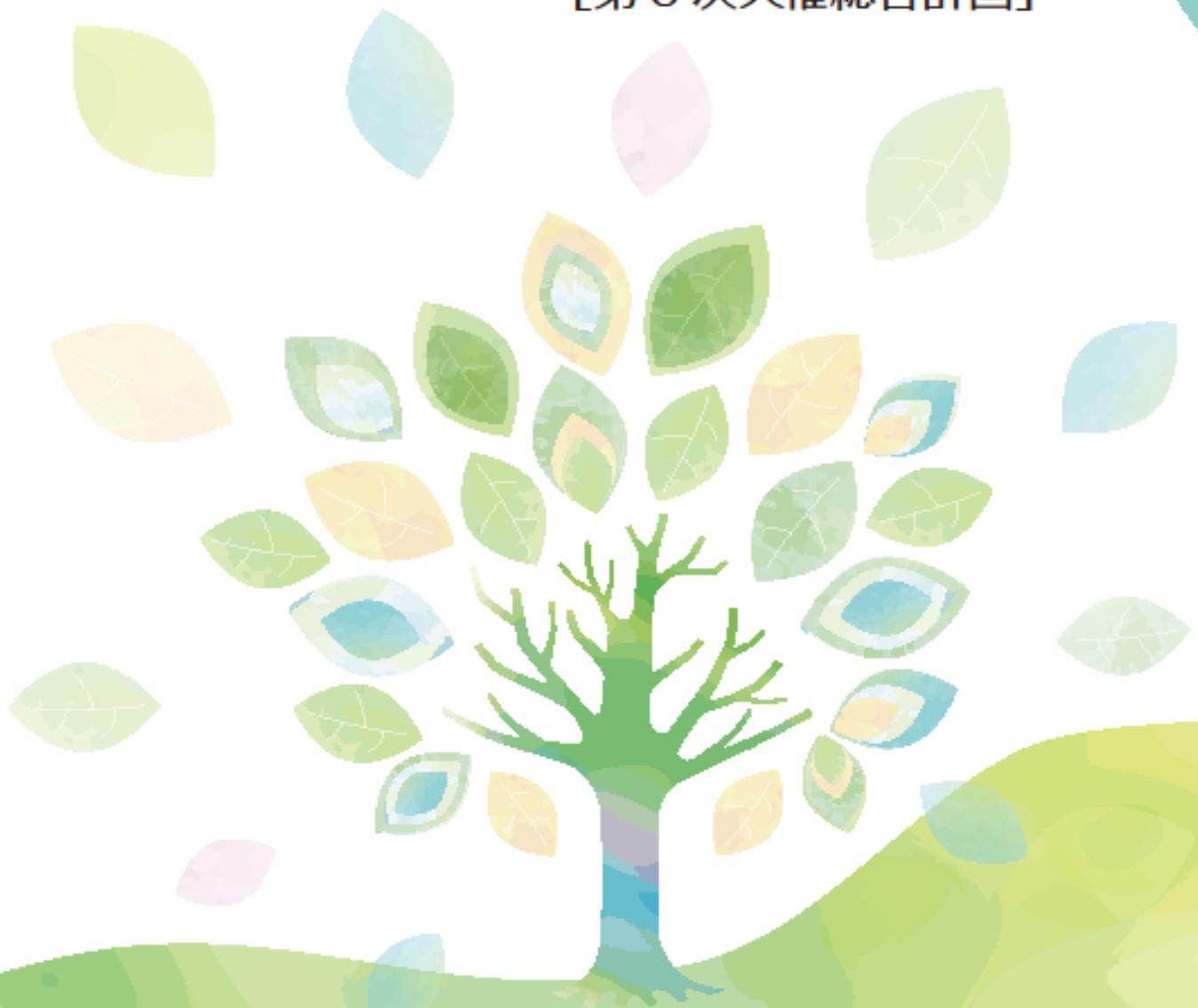


人 権
Human Rights

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし
明るい上越市を築く総合計画
[第5次人権総合計画]



上越市

あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち の実現を目指して

日本国憲法が施行されてから、まもなく75年を迎えます。この間、私たちの基本的人権は、憲法において「侵すことのできない永久の権利」として保障されてきました。

21世紀は「人権の世紀」と言われている一方で、今日でも同和問題を始め、高齢者や児童等への虐待、女性や障がいのある方に対する差別、外国籍の方への偏見など、様々な人権問題が後を絶ちません。

また、近年では、性的少数者（性のあり方が多数派と異なる人）に対する差別や偏見、インターネットやSNS上における人権侵害が深刻化するとともに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染者やその家族等に対する誹謗中傷も顕在化しています。

上越市では、あらゆる差別の解消に向けて、この間、「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」の制定や「人権都市」の宣言、「人権総合計画」の策定など、様々な取組を進めてまいりました。

この度の第5次人権総合計画では、取り巻く情勢や問題の背景を考察する中で、関係団体との連携も図りながら、課題解決に向けた具体的かつ効果的な施策を、鋭意、実行していくこととしています。

「あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち」を実現するため、職員一人ひとりが自信と誇り、矜持を持って、関係団体や市民の皆さんとともに、着実にこの計画を進めてまいります。

2022（令和4）年3月

上越市長 中川 幹太

人権都市宣言

すべての人は、生まれながらにして自由かつ平等に生きる権利を有しています。しかし、現実には、差別や虐待などで基本的人権が不当に侵される人権問題が発生しています。

私たち上越市民は、出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等いかなる理由を問わず、市民一人ひとりをおかけがえのない存在として尊重します。

そして、お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまちの実現に努めます。

人権条例の制定から10年が経過し、世界人権宣言60周年及び人権の尊重を基本理念の一つとした自治基本条例の制定年にあたり、あらためてすべての市民が人権尊重の理念を深く理解し、人権問題の解決のために積極的に実践することを誓い、ここに「人権都市」を宣言します。

2008（平成20）年12月18日 上 越 市

目 次

第1章 総合計画の概要

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	1
3	計画の基本目標	1
4	計画の構成と期間	2
5	計画推進に向けて	2
6	施策の推進体制	2
	体系図	3

第2章 プライバシーの権利保護

第1節	個人情報の保護	5
第2節	人権侵害の救済	8

第3章 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決

第1節	人権擁護の確立	11
1	部落差別事件等への対応	14
第2節	人権教育・啓発の推進	16
1	市民への人権啓発	16
2	就学前教育における人権教育・同和教育の推進	19
3	学校教育における人権教育、同和教育の推進	20
4	社会教育における同和教育の推進	23
第3節	社会参画の推進	25
第4節	雇用の促進、産業の振興	26
1	企業への啓発推進	26
2	雇用の促進、産業の振興	27
第5節	社会福祉の充実	28
第6節	生活環境の改善	29

第4章 障害のある人の自立と社会参加の実現

第1節	人権擁護の確立	31
第2節	人権教育・啓発の推進	33
第3節	社会参加の推進	35
第4節	雇用の促進・産業の振興	37
第5節	社会福祉の充実	39

第5章 男女共同参画社会の実現

第1節	人権擁護の確立	41
第2節	人権教育・啓発の推進	42
第3節	社会参画の推進	45
第4節	職業の安定と雇用の促進	48
第5節	社会福祉の充実	50

第6章 外国人市民の人権保障の実現

第1節	人権擁護の確立	53
1	国籍条項	54
第2節	人権教育・啓発の推進	55
1	人権啓発推進組織の充実	55
2	就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進	56
第3節	社会参画の推進	58
第4節	職業の安定と雇用の促進	59

第7章 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

第1節	人権擁護の確立	61
第2節	人権教育・啓発の推進	63
第3節	社会参加の推進	65
第4節	社会福祉の充実	66

第8章 子どもの人権の確保

第1節	人権擁護の確立	69
第2節	人権教育・啓発の推進	71
1	理解の普及と意識の啓発	71
2	教育と学習	72
第3節	社会参加の推進	74
第4節	社会福祉の充実	76

第9章 様々な人権問題への対応

第1節	様々な人権問題への対応	79
1	新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別	79
2	エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別	80
3	ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別	81
4	難病患者に対する偏見や差別	82
5	犯罪被害を受けた人への人権侵害	83
6	刑を終えて出所した人に対する偏見や差別	84
7	性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別	84
8	インターネットによる人権侵害	86
9	北朝鮮当局による拉致問題	87
10	新潟水俣病患者に対する偏見や差別	88

資料

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例	91
第5次人権総合計画策定の経過	93
関係法令、計画等	94
上越市同和対策等審議会委員名簿	97



第1章

総合計画の概要



1 計画策定の趣旨

日本国憲法は、全ての国民が基本的人権を享有し、法の下において平等であることを保障しています。また、世界人権宣言は、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」としています。

「21世紀は人権の世紀」といわれるように現代社会では、人権尊重についての正しい理解は進んでいるものの、依然として部落差別を始め、障害のある人や女性、外国人、高齢者、子どもなどに対する偏見や差別が存在していることを背景に、近年、部落差別の解消や障害者差別、ヘイトスピーチなど、人権に関する法整備が進んでいます。

市は、1997（平成9）年に、差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする「人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例」（以下「人権条例」という。）を制定し、2003（平成15）年に『人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く総合計画』（以下「人権総合計画」という。）を策定しました。

そして、2008（平成20）年の「人権都市宣言」で示した「お互いに相手の立場に配慮し思いやりにあふれた、安全で安心して暮らすことのできるまち」を実現するため、学校や地域、企業、関係機関、団体と連携・協力しながら、人権擁護と人権教育・啓発に取り組んできました。

このたび策定した『第5次人権総合計画』では、『第4次人権総合計画』の総括と上越市自治基本条例に定める多様性尊重の原則を踏まえ、あらゆる差別の早期解消に向けて、人権擁護の確立、人権教育・啓発の推進、社会参加・参画の推進、雇用の促進、産業の振興、社会福祉の充実、生活環境の改善の諸施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 計画の性格

この計画は、人権条例第5条に示した総合計画として策定しています。また、市の最上位計画『上越市第6次総合計画』や『上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画』、『上越市第3次男女共同参画基本計画』、『上越市第2次地域福祉計画』、『上越市第2次総合教育プラン』と整合を図るとともに、今日までの人権擁護と人権教育・啓発の成果や課題を明らかにしながら、あらゆる差別をなくすための諸施策を効果的、効率的に推進することを基本とした総合的な計画です。

3 計画の基本目標

この計画は、上越市第6次総合計画において将来都市像に掲げる「すこやかなまち 人と地域が輝く上越」を実現するため、次の二つの基本目標を掲げています。

- (1) 差別をしない、させない、許さないまち
- (2) あらゆる差別のない市民の笑顔があふれるまち

4 計画の構成と期間

この計画は、次の8部門に分けて構成します。

- (1) プライバシーの権利保護
- (2) 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決
- (3) 障害のある人の自立と社会参加の実現
- (4) 男女共同参画社会の実現
- (5) 外国人市民の人権保障の実現
- (6) 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実
- (7) 子どもの人権の確保
- (8) 様々な人権問題への対応

また、計画期間は2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までとします。それ以降については、それまでの取組の成果を踏まえ、新たな計画を作成していきます。

5 計画推進に向けて

この計画は、それぞれの問題の社会的・歴史的背景や問題解決の基本的理念（基本的な事柄や内容など）を明らかにしながら、それぞれの人権尊重のあるべき姿を確認して取組の基本的方向を示すとともに、人権擁護と人権教育・啓発を重要な二本柱と位置付けて施策を推進します。

また、計画の実効性を確保するため、計画全体については各分野で実施している市民意識調査の結果を比較して、前回からの成果や課題を把握し、施策に反映させていきます。

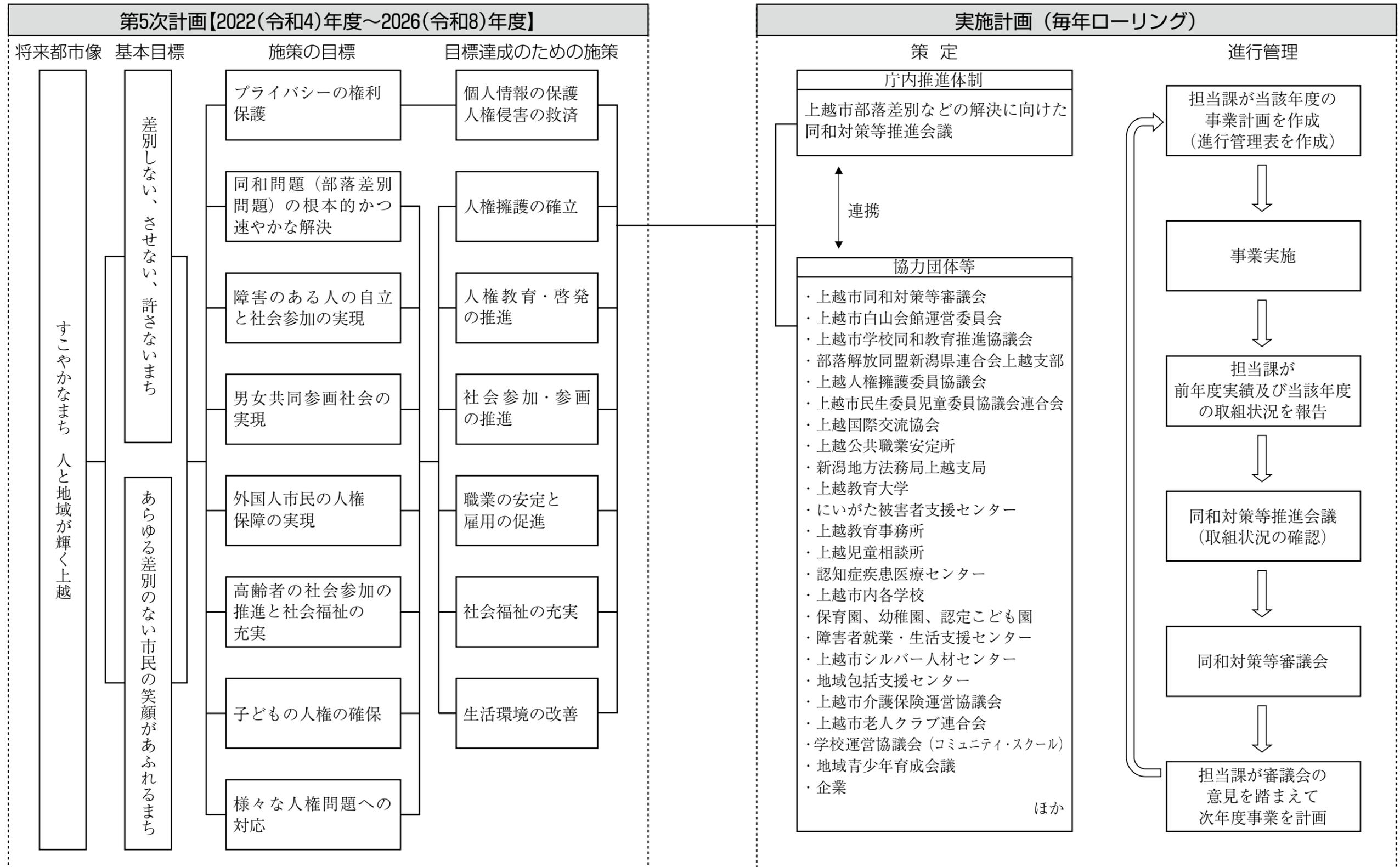
さらに、関係する個々の事業をまとめた実施計画を毎年作成し、課題を踏まえた適切な目標と内容を定めて取組成果を確認していきます。

6 施策の推進体制

この計画は、市の全庁的な推進体制である「上越市部落差別などの解決に向けた同和対策等推進会議」（以下「同和対策等推進会議」という。）において連携して推進します。

また、それぞれの施策については、担当課が関係する学校、地域、企業、関係機関、団体と連携・協力して実施するなど、広く市民の理解と協力を得て効果的に取り組みます。

上越市第5次人権総合計画の体系図





第2章

プライバシーの権利保護



第1節

個人情報保護

【現状と課題】

情報社会の進展により、個人情報を利用した様々なサービスが提供されることで、私たちの生活は非常に便利になってきました。その反面、個人情報が不適正に使用されることで、個人の権利や利益が侵害される事態が発生していることから、個人情報保護の必要性が年々増えています。

市では、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保することを目的として、1996（平成8）年10月、保有する個人情報の取り扱いのルールを定めた「上越市個人情報保護条例」を施行し、個人情報を適正に取り扱っています。

市の個人情報保護制度は、プライバシーの権利保護の観点から個人に関する情報の利用方法等を整理するほか、自己に関する情報を自らコントロールすることを保障するものです。

具体的には、個人情報の収集や利用について、その方法を明確なものとするとともに、一定のルールで行われるように制限し、同時に自己情報について開示や訂正等を請求する権利を保障することで、市が行う個人情報の利用に制限を加え、自己情報について当該本人がチェックできるようにしています。

こうした中、2011（平成23）年に一部の司法書士と行政書士が職務上請求書を偽造し、不正使用して全国の自治体から戸籍情報を大量に不正取得する事件（いわゆる「プライム事件」）が発覚しました。

報道によるとこの事件では、当市を含む県内17の自治体で270件以上の不正請求の被害があったとされています。事件の後もこうした不正請求は全国で発生していますが、目的の多くは結婚相手や就職に当たっての身元調査に使用されています。

2020（令和2）年に2,000人を対象に実施した「上越市人権・同和問題に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）では、「身元調査を容認しない」（69.1%）が、2015（平成27）年の前回調査から9.2ポイント増加し、「容認する」（18.2%）が前回から12.7ポイント減少しました。

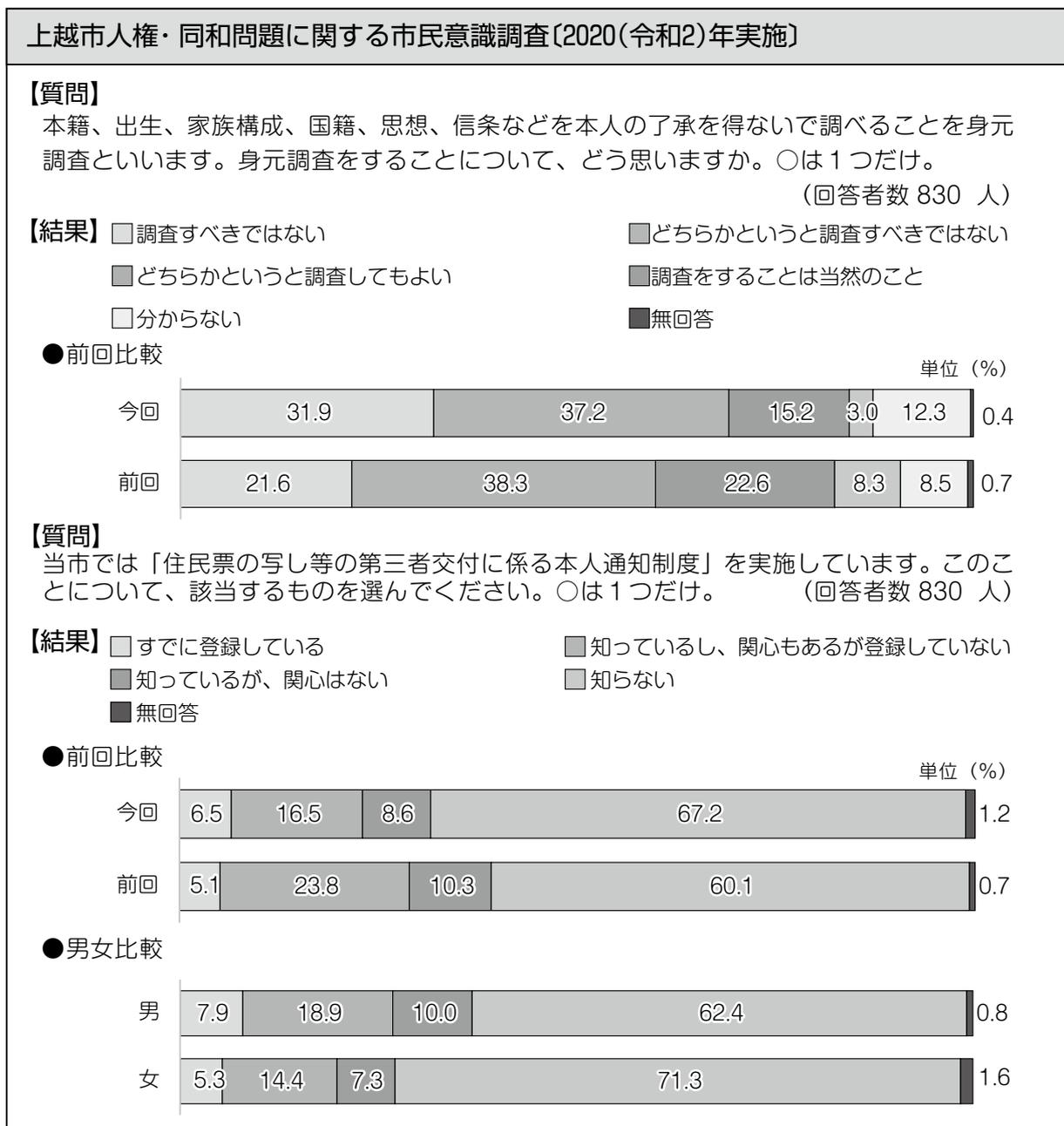
市民の人権意識は高まる傾向にあるものの、18.2%の市民が身元調査を容認している実態から、引き続き、身元調査が人権侵害につながる恐れのあることを、強く啓発していく必要があります。

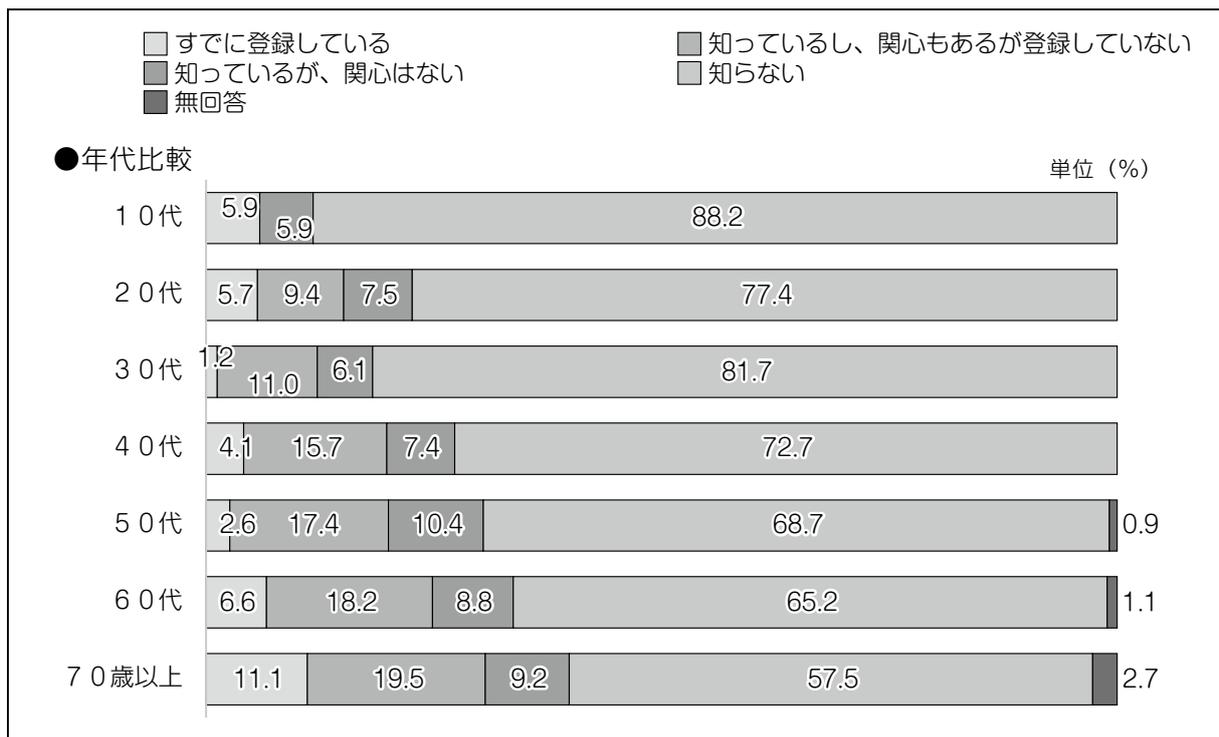
市は、戸籍情報等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害を防止する目的で、2013（平成25）年8月、県内で初めて事前登録型の「上越市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度」を導入しました。

市民意識調査では、「すでに登録している」(6.5%)が前回からわずかに増えたものの、制度を「知らない」(67.2%)が前回から7.1ポイント増加し、制度を「知っている」(31.6%)が前回から6.6ポイント減少しました。なお、現在登録している人は住民基本台帳人口の約1%(1,852人、2021年3月末時点)となっています。

制度の認知度については、70歳以上は39.8%であるものの、30代以下は20%前後と若年層や女性の認知度が低い傾向にあることから、これらの層を対象とした効果的な周知、啓発に取り組む必要があります。

引き続き、市民に本人通知制度の効果を説明して登録を促すとともに、個人情報保護条例を適切に運用し、市民の個人情報の保護に取り組んでいくことが必要です。





【施策の基本方向】

現代社会は、情報処理の高度化により、個人情報的大量に収集、蓄積されることで、個人のプライバシーが侵害される危険性も高まっています。そのため、市職員及び事業者が自らの責務として市民の個人情報の保護に努めなければならないことを自覚し、必要最小限の範囲で適切に個人情報を取り扱うこととします。また、市民に対し個人情報の保護の大切さと本人通知制度の効果の説明し、制度への登録を促します。

【実施施策】

(1) 上越市個人情報保護条例の適正な運用（総務管理課）

市民の基本的な権利の保障を図るため、個人情報は原則として直接本人から収集するものとし、市が保有する個人情報の保護と自己情報の開示、訂正、削除、中止の請求権を保障します。

(2) 上越市情報公開条例の適正な運用（総務管理課）

上越市情報公開条例の運用に当たっては、個人情報の保護に最大限配慮します。

(3) 市職員の資質の向上（総務管理課）

市民の個人情報の保護の徹底を図るため、差別性を見抜き、的確な対応ができるように研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。

(4) 民間事業者に対する指導（総務管理課）

市から個人情報の取扱いに係る業務の委託を受けた事業者及び指定管理者が市民の個人情報を適正に取り扱うよう義務付けるとともに、市民から問題提起がなされた場

合は、調査及び検討を行的確に対応します。

(5) 戸籍謄本等の不正取得の防止（市民課）

戸籍謄本等の不正取得を防止するため、「戸籍法」及び「住民基本台帳法」に基づき本人確認を適切かつ厳格に行います。また、市民に事前登録型本人通知制度への登録を促し、個人の権利侵害の防止に取り組みます。

第2節

人権侵害の救済

【現状と課題】

差別のないすこやかなまちとは、何よりも人権が尊重され、人権侵害が起こらない社会、すなわち人権尊重社会が築かれていることです。その具現化のためには人権教育・啓発の推進が重要であることはいうまでもありません。

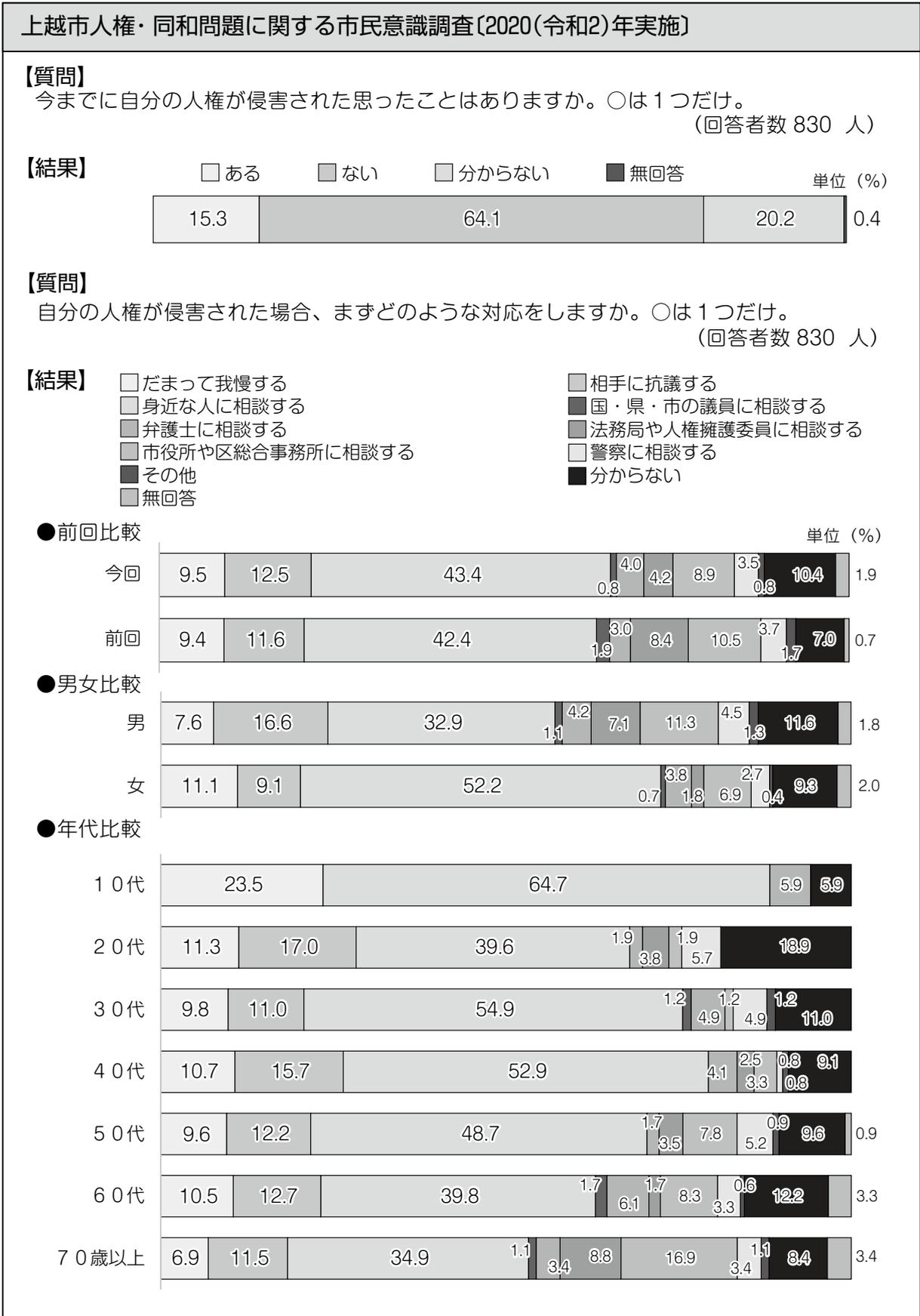
しかし、残念ながら、現実には至る所で様々な形の人権侵害が繰り返されており、被害者に対して実効的な救済を図ることが重要な課題となっています。

また、現在起きている様々な人権問題について、より信頼性が高く実効的な救済を実現するためには、独立性を有する新たな人権機関を設置する必要性も指摘され、上越市議会では2005（平成17）年と2011（平成23）年の2度にわたり「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」を国に提出しています。

市民意識調査では、市民の15.3%が「自分の人権が侵害された経験がある」と回答しており、その対応として「身近な人に相談する」（43.4%）が最も多く、特に女性は半数を超えています。

年代が上がるに従って「身近な人に相談する」、「黙って我慢する」が減少する一方で、「市役所に相談する」、「法務局や人権擁護委員に相談する」が増加傾向にあることから、市としても関係課の連携強化等、相談しやすい体制づくりを一層進める必要があります。

インターネットやソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）による誹謗中傷などの人権侵害に対応するためには、法務局など人権擁護機関との連携が欠かせません。相談に携わる職員の資質や能力の向上を図るとともに、日頃から関係機関と連携し、市民に相談窓口を周知し利用を促していくことが必要です。



【施策の基本方向】

人権侵害に係る相談に的確に対応するため、相談窓口の利用を周知するとともに、相談に対応する職員の資質や能力の向上に取り組みます。

また、事案が発生した場合、被害者からの相談に的確に対応するとともに、関係機関や団体と連携して救済を図ります。人権侵害された人の立場や心情を大切にしながら事実関係を調査し、加害者にはその行為が人を傷つける重大な人権侵害であることを理解させるために教育的指導を行うなど、問題の解決に取り組みます。

【実施施策】

(1) 相談窓口の利用促進（人権・同和対策室）

新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確に相談対応するとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。

(2) 女性相談の実施と支援体制の整備（男女共同参画推進センター）

男女共同参画推進センターに女性相談窓口を設置して様々な相談に対応するとともに、安全確保など関係機関と連携して支援に取り組みます。

(3) 障害のある人及び高齢者に関する相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

福祉に関する様々な相談に対応し、障害のある人や高齢者への虐待の相談についても、関係機関と連携し、早期支援に取り組みます。

また、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談についても的確に対応します。

(4) 子どもの虐待に関する相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

子どもの虐待に関する相談に対応し、保護者の不安や負担の軽減を図ります。

また、保育園や小・中学校、児童相談所、警察署等と連携し、子どもの虐待の早期発見に取り組むとともに、虐待が疑われる事案が発生した場合は、的確な支援を行います。

(5) 外国人市民に関する相談支援の実施（共生まちづくり課）

外国人の人権に配慮し、生活をしていく上での外国人市民特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携によりの確に対応します。



同和問題(部落差別問題)の 根本的かつ速やかな解決



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

「同和問題（部落差別問題）」は、被差別部落といわれる特定の地域出身であることや、住んでいることを理由に結婚を妨害されたり、就職や日常生活の中で様々な差別を受けたりするという日本固有の人権問題です。

こうした人権侵害は、決して許されるものではありません。

同和問題への本格的な取組が行われるようになったのは、戦後になってからです。

1960（昭和35）年に総理府に設置された同和对策審議会が、内閣総理大臣から「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」についての諮問を受け、被差別部落の実態を調査・検討の上、3年余りの審議を経て1965（昭和40）年に答申を提出しました。

答申では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」と初めて同和問題を人権問題として明確に位置付け、「その早急な解決こそ国の責務」であり「国民的課題」としてとしました。この答申は「同和对策審議会答申」（以下「同対審答申」という。）といわれ、その後の同和行政の礎となりました。

この同対審答申の理念に基づいて1969（昭和44）年7月に「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が施行され、以後、国の財源を活用して、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を柱として、部落差別を解消するために必要な特別対策が2002（平成14）年3月末まで推進されました。

特別対策によって住宅や道路などの生活環境は改善しましたが、一方、結婚差別や土地差別などの差別意識が依然として改善されず、教育、就労、産業面での較差の是正も必要であるなど、残された課題については一般対策として行われるようになりました。

現在も、依然として差別意識が解消されず、さらには情報社会の進展に伴ってインターネット上に差別的な書き込みがされるなど、部落差別に関する状況に変化が生じていることから、2016（平成28）年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が成立・施行しました。

同法では、「現在もなお部落差別は存在する」と明記し、部落差別は許されないものであるとの認識の下、これを解消することが重要な課題であり、国や自治体の責務であるとして、相談に的確に応ずるための体制の充実と必要な教育及び啓発を行うことを求めています。また、「国は、部落差別の実態に係る調査を行うものとする」と定めています。市内の被差別部落も歴史の経過から生まれた差別によって、経済的や社会的、文化的に低位

の状態に置かれていました。

そのため、1968（昭和43）年10月に被差別部落の人々が「生活を守る会」（部落解放同盟新潟県連合会上越支部の前身）を結成し、同年12月には教育、住宅、産業等について相談できる窓口設置などの請願書を市議会に提出し採択されました。これを受け、市は1969（昭和44）年1月に当時の福祉事務所に担当窓口を配置し、同和対策事業の取組を始めました。

市は、同対審答申を受け、被差別部落の住環境の整備などを早急に進めるため、1970（昭和45）年度から同対法などの特別措置法を活用して住宅資金の貸付や道路整備、公園整備、公共下水道整備などの環境整備事業を推進してきました。また、同和教育推進の拠点として、1972（昭和47）年12月に「白山会館」を建設し、地域交流事業や小・中学生学習会、教職員等の現地学習会などの事業を展開してきました。

1997（平成9）年3月には、同和問題の根本的かつ速やかな解決やその他の人権擁護に関する基本的な事項を定め、その施策を積極的に推進し、差別のない明るい社会の実現をめざす「人権条例」を制定しました。

さらには、1999（平成11）年2月に「市民意識調査」及び「上越市人権と同和問題に関する生活実態調査」を実施し、2003（平成15）年3月、県内他市町村に先駆けて「人権総合計画」を策定するとともに、条例の制定から10年が経過し世界人権宣言60周年に当たる2008（平成20）年12月に「人権都市宣言」を行いました。

市では、引き続き人権総合計画を基に同和問題の早期解決に向けた施策を総合的かつ計画的に推進します。

部落差別の始まり

戦国時代には、被差別民が加工する皮革が武器や武具に不可欠であったことから、大名が職人を城下の一角に集めて住まわせたことが知られています。また、近年の研究では、平安時代末期には既に死牛馬を処理する人々の記述があり、鎌倉時代にはそれらの人々が賤視されていたことが報告されています。現在では、部落差別の始まりは中世ではないかという考えが主流となっています。

江戸時代の身分制度

かつては江戸時代の身分制度を起源とする「士農工商、その下の身分」という考え方が一般的でした。しかし、今日では、このような考え方は誤りとされ、武士と農村に住む百姓、町に住む町人、そして百姓や町人とは別に、厳しく差別された人々と捉えられています。藩がとった政策もあって、江戸時代の中期以降には被差別民への差別意識は一層強くなりました。

医学の進展等にも寄与した人々

被差別民は、医学、芸能、文化工芸、治安、手工業（細工）、運輸、金融などの分野で大きな役割を果たしたことも分かっています。例えば、江戸時代中期に杉田玄白らが西洋の医学書を『解体新書』として翻訳出版した契機は、江戸小塚原で被差別民 虎松の祖父の腑分け（人体解剖）に立ち会ったことでした。玄白らは彼の見事な技術と知識に驚嘆しています。また、江戸時代の後期、長岡藩において、被差別民立会いの下、藩医自らが執刀して腑分けが行われたことが知られています。

被差別民が担った文化

室町文化の代表的建造物である慈照寺（銀閣寺）の庭や龍安寺の石庭を造った庭師、日本の古典芸能の一つである能楽を大成した観阿弥や世阿弥も被差別民であるといわれています。厳しい差別に苦悩しながらも、永遠普遍の美や人間性の真実を求めた人々が、これらの素晴らしい技術や文化を生み出していったのです。

こうした文化は、ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の世界遺産や無形文化遺産に登録されています。

身分差別の廃止…解放令

明治政府が成立して間もない1871（明治4）年、政府は太政官布告（解放令）により、江戸時代から続く被差別身分を廃止しました。しかし、それは単に差別的な呼称を廃止し、身分と職業を平民並みに扱うことを知らせたにとどまり、現実の社会における実質的な解放を保障するものではありませんでした。むしろ、被差別民は職業自由の原則から今まで担ってきた役を解かれ、地租改正という国の政策の下、税が新たに課せられたことで、経済的に困窮することとなりました。

現在まで続いている部落差別は、明治以降の近代社会の中で、同和行政の遅れから形成された問題であるといっても過言ではありません。

部落の解放をめざして…水平社運動

差別を受けていた人々も厳しい状況を無条件に受け入れていたわけではありませんでした。差別の不合理、人権施策の必要性を指摘する声が、部落内外の有識者間でも次第に大きくなりました。とりわけ、1918（大正7）年に富山で発生した米騒動をきっかけに人権意識が高まる中、1922（大正11）年に全国水平社を創立し、「水平社宣言」を発しました。この宣言は、差別されていた人々が世間の同情にすがることなく、厳しい差別の解消を、自ら求めたものでした。

全国水平社を中心とした自主的解放運動は全国に広がっていきませんが、昭和に入り戦争が激しくなる中、全国水平社の活動も挙国一致体制の中に組み込まれていきました。

1 部落差別事件等への対応

【現状と課題】

市では、過去に『高田市史』や高等学校の生徒会機関誌などで差別事件が発生しています。また、2014（平成26）年には記念誌『高田開府四〇〇年』の発刊において、同和問題に関する正しい理解と啓発を図るための記述を加えることなく被差別部落の旧地名が表示された古絵図を掲載し、部落差別を拡大、助長しかねない事態を招いています。

市は、こうした事態を二度と起こさないように職員研修のほか、庁内関係課で連携を図りながら、組織として人権意識を高めています。

市民意識調査では、被差別部落の起源について、近世政治起源説に基づいた「江戸時代の身分制度によりつくられた」（27.1％）と考える市民の割合が最も高く、前回から3.7ポイント減少したものの、各年代とも、かつて学校で学んだ身分制度に対する認識が色濃く残っています。

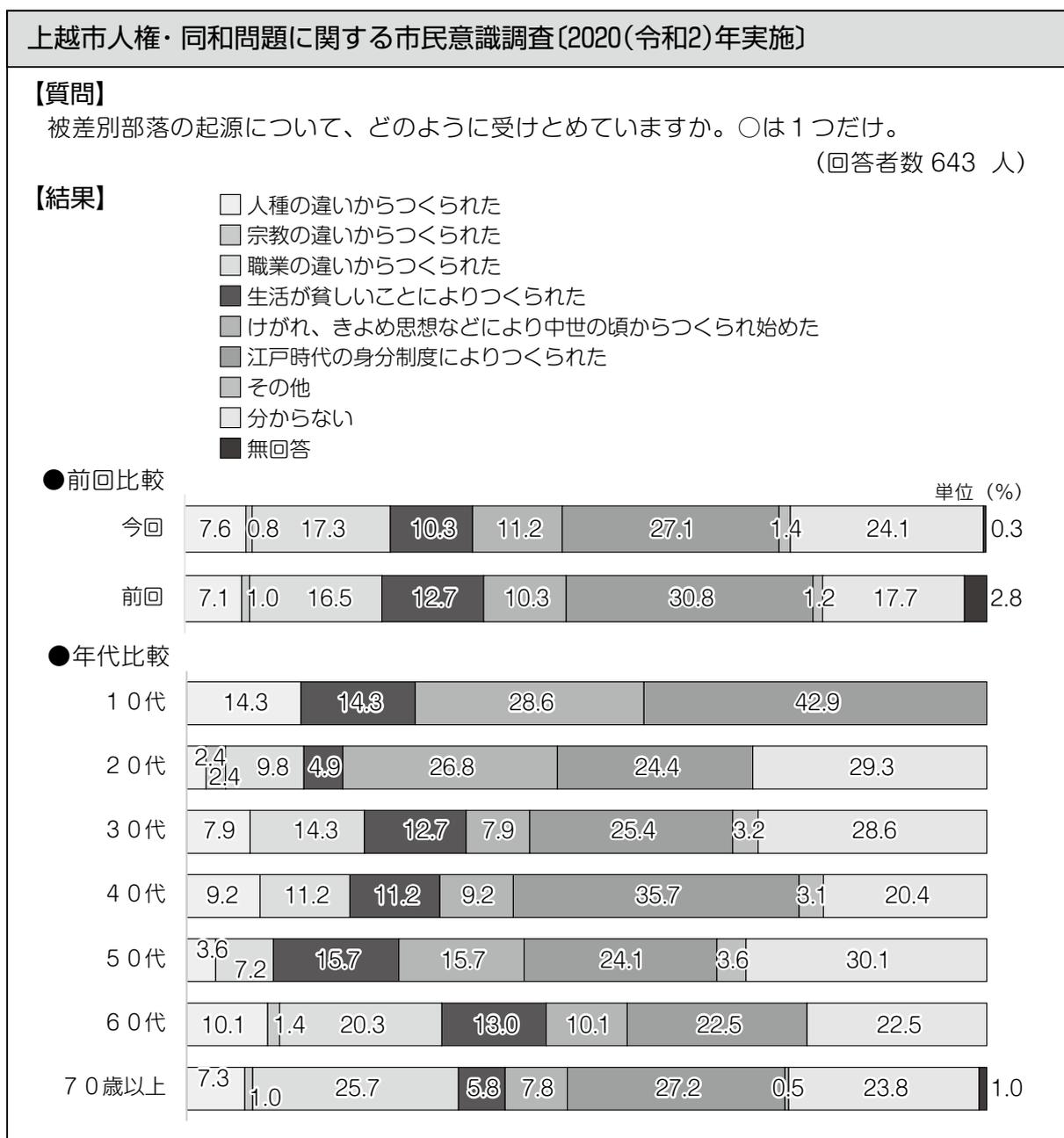
また、「人種・宗教・職業・貧困を起源」とする回答を合算すると36.0％で、前回から減少したものの、依然として高い割合であることから、部落差別の起源について、誤った認識が払拭できていない現状が読み取れます。

被差別部落の人々が日本の文化や医療等の発展に貢献してきたことをしっかりと伝えるための学校教育はもとより、様々な機会・場面を捉えての教育・啓発が望まれます。

さらには、今日、部落差別の起源として有力な説となっている中世の「けがれ・きよめ思想」（11.2％）や「分からない」（24.1％）が前回から共に増加したことから、部落差別の起源について正しい認識が持てる教育、啓発を一層進める必要があります。

差別意識の解消を図り、差別事件を未然に防ぐためには、被差別部落に対する正しい認識を培い、卑劣な行為をさせない、許さない取組を、市と人権団体、市民が一体となって粘り強く続けていくことが必要です。

※近年の部落史の調査研究等により、部落差別の起源や実像が明らかにされてきている。小・中学生の教科書からは「土農工商」の表記が消え、新たに日本の文化、医療などの発展や当時の人々の安全・安心な生活に貢献するなど、被差別部落の人々が果たしてきた社会的な役割がクローズアップされてきている。



【施策の基本方向】

差別事件の発生を未然に防ぐため、過去の差別事件を教訓として意識の風化を防ぐとともに、職員に対する人権・同和問題についての研修を行い、理解を深めることで人権意識の浸透を図ります。

また、市民意識調査で見られた市民の誤った認識が解消され、市民一人ひとりが、差別される痛みを受け止め、それを許せないと感じることができる鋭い人権感覚を養うことができるように啓発します。

【実施施策】

(1) 庁内関係課の連携（人権・同和対策室）

「同和対策等推進会議」など庁内関係課が連携し、差別事件の発生を未然に防ぎます。差別事件が発生した場合には、関係課が主体的に被害者の人権擁護に取り組むとともに、事実関係を正しく把握してその要因を分析し、事実を明らかにします。

(2) 連携した相談業務と相談窓口の利用促進（人権・同和対策室）

新潟地方法務局上越支局や上越人権擁護委員協議会と連携を図りながら、的確な相談業務を行うとともに、相談窓口の利用について広報上越や市ホームページなどを通じて、市民に周知します。

(3) 被差別部落の人々がもっている課題の把握（人権・同和対策室）

被差別部落の人々の顕在化していない課題や新たに生じた課題などを把握するため、日頃から関係者との交流や意思疎通を図ります。

(4) 啓発活動の実施（人権・同和対策室、歴史博物館）

市民一人ひとりが差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会、展示資料などを通じて市民に啓発します。

(5) モニタリングの実施（人権・同和対策室）

情報社会の進展に伴い深刻化しているインターネット上における悪質な差別記事に対し、早期発見及び拡散防止を図ることを目的に、モニタリング（監視）事業を実施します。

第2節

人権教育・啓発の推進

1 市民への人権啓発

【現状と課題】

市民意識調査では、「行政が教育・啓発活動を積極的に行い、市民の人権尊重の意識を高める」(42.3%)が前回に引き続き最も高く、総じて行政主体の取組が回答の上位となりました。一方で「市民自ら差別解消のための行動をする」(40.0%)が次に多く、若年層ほど選択する傾向が高いことから、今後は中高年層を対象に差別解消に向けた行動を促す施策に取り組んでいく必要があります。

「どうしても部落差別はなくなる」という、いわゆる「あきらめ」論は7.3%と前回調査と同率でした。

また、「そっとしておけば差別は自然になくなる」という、いわゆる「寝た子を起こすな」

論は14.9%と前回から8.7ポイント減少したものの、依然として根強く残っています。「寝た子を起こすな」論は、「部落差別など関係ない」、「かかわりたくない」という意識や「そっとしておくことが差別解消の早道である」という誤った考えであり、今なお差別が続いている現状を理解しない無責任な考え方です。知らないからこそ正しい判断ができずに偏見を鵜呑みにし、そっとしておくからこそ、「太政官布告（解放令）」から150年以上を経た今日においても部落差別はなくなるのです。

現在も起こっている様々な差別事件がそれを物語っています。「寝た子を起こすな」論を払拭するためには、市民一人ひとりが同和問題に対する正しい認識を持ち、鋭い人権感覚を養うことが必要で、そのためには、市民に対する人権啓発が重要です。

市ではこれまで講演会や研修会などを実施してきましたが、引き続き市民の学習機会を保障する必要があります。また、市職員一人ひとりが同和問題の解決に向けた責務を自覚し、主体的に職務を遂行することが必要です。

市職員は、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たす資質と指導力が求められており、職員に対する人権・同和問題についての研修を引き続き実施していくことが必要です。

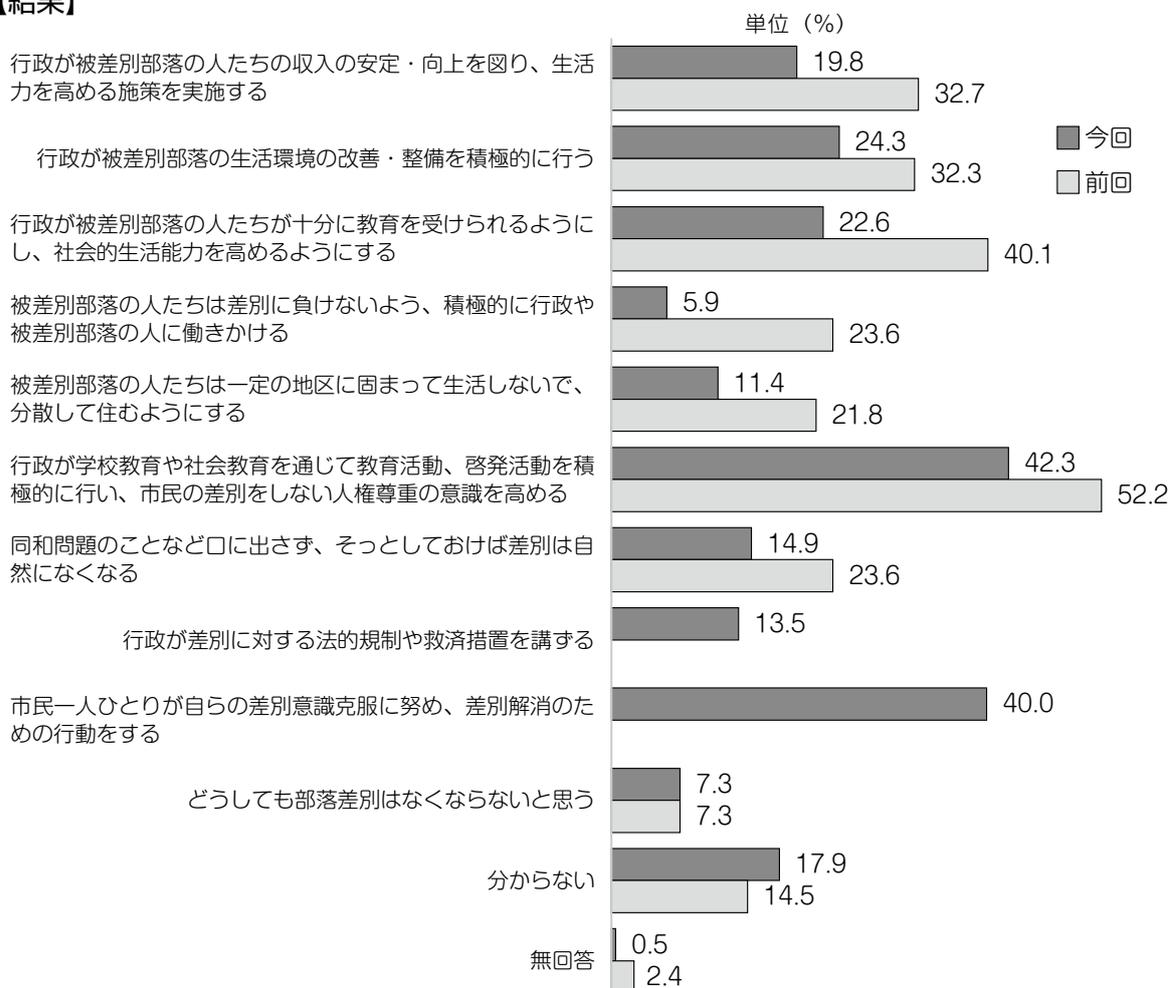
上越市人権・同和問題に関する市民意識調査(2020(令和2)年実施)

【質問】

同和問題を解決するためには、どうしたらよいと思いますか。○はいくつでも。

(回答者数 643 人)

【結果】



【施策の基本方向】

部落差別は被差別部落の人に問題があるのではなく、差別する側の偏見に起因する問題であることの理解を図るとともに、「寝た子を起こすな」論を払拭するため、関係機関、団体と連携し、同和問題解消への意識を高める施策を総合的かつ計画的に推進します。

【実施施策】

(1) 市職員の資質の向上 (人権・同和対策室、社会教育課)

市職員一人ひとりが同和問題を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、計画的に職員研修を実施します。

(2) 関係機関、団体の活動支援 (社会教育課)

関係機関、団体等の職員に対し同和教育の指導者としての資質向上を図ることを目的に、白山会館で学習会を行います。また、要請に応じて講師を派遣し、講話会や研修会を実施します。

(3) 市民意識調査の実施（人権・同和対策室）

同和問題に関する啓発・教育の成果と課題を明確にして、今後の施策の方向性を検討するため、定期的に市民意識調査を実施します。

(4) 市民への啓発と支援（人権・同和対策室）

市民一人ひとりが部落差別を見逃さない鋭い人権感覚を養い、差別の原因が差別する側にあることを正しく認識できるよう、研修会や講演会などを通じて市民に啓発します。

(5) 県及び各関係機関・団体との連携（人権・同和対策室）

市民の学習機会を充実させるため、新潟地方法務局上越支局や新潟県、上越教育事務所、上越人権擁護委員協議会などと連携し、実施する事業などの情報を効果的に周知します。

2 就学前教育における人権教育、同和教育の推進

【現状と課題】

幼児期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に人権尊重の精神の基礎を育むことは、幼児の成長にとって欠くことのできないものです。こうした認識に立って幼稚園や保育園、認定こども園では一人ひとりの子どもの人権を大切にすることで、生活習慣の実態や発達の状況を十分把握し「基本的な生活習慣」の確立を図っていかねばなりません。

【施策の基本方向】

子どもに直接関わる人たちは常に人権尊重の意識をもち、子どもが権利の主体として認められ、子ども自身が何を願い、何を恐れ、何に不安を抱いているのか知る必要があります。子どもに直接関わる人たちに対し、人権教育、同和教育研修への積極的な参加や、きめ細かい相談に応じられるように、地域や関係機関との連携強化に取り組みます。

【実施施策】

就学前教育における人権教育、同和教育の充実を図るため、次のような視点で進めていきます。

(1) 人権教育、同和教育の推進（学校教育課、保育課）

教育・保育目標に人権教育、同和教育の視点を位置付け、幼稚園や保育園、認定こども園において、どの子どもも伸びやかに育つよう取り組みます。

- (2) 教育環境の整備と地域との連携（学校教育課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）

子どもを取り巻く環境が大きく変化している現状に対応するため、教育環境の整備と地域との連携を進めます。

- (3) 育成環境づくりの推進（こども課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）
子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを推進します。

- (4) 教職員、保育関係職員の資質の向上（学校教育課、こども課、保育課、すこやかなくらし包括支援センター）

人権教育、同和教育の意義を理解し、自らの職務や地域社会の中で人権意識の普及・啓発を担える資質と指導力を養うことができるよう、子どもと関わりの深い業務に従事している職員の研修を実施し、教職員、保育関係職員の資質の向上に取り組みます。

3 学校教育における人権教育、同和教育の推進

【現状と課題】

新潟県教育委員会では、1975（昭和50）年から各学校の指導組織に同和教育主任を位置付けました。また、1978（昭和53）年に東本町小学校、1984（昭和59）年に城北中学校、さらに1996（平成8）年には針小学校に同和教育推進教員を配置しました。市内全ての学校では人権教育、同和教育の全体計画や指導計画が作成され、具体的な取組が行われています。

また、県内の中学校や高等学校において、「被差別部落の祖先は罪を犯した人々である」などの、歴史的に全く間違った認識をもった生徒がいるという事実が相次いで報告されたことから、新潟県教育委員会では、県内全域の小・中学校及び高等学校に対し、この間違った認識を払拭するための教職員の研修や授業の実施を指導、各学校では研修が行われています。

市教育委員会では、学校における同和教育の普及を図るため、既に人権教育、同和教育に取り組んでいた上越市学校教育研究会と連携して「同和教育研究指定校制度」を実施しています。1976（昭和51）年に第1次の指定校として東本町小学校と城北中学校を指定し、以後、2年間を指定期間とする指定校制度を継続してきました。2005（平成17）年1月に近隣の町村と合併し市域が拡大したことから、指定校制度の見直しを行い、同年4月から小・中学校が一体となった人権教育、同和教育を進めるため「同和教育研究指定地区制度」に改め、今日に至っています。市教育委員会では、年度末に成果発表会を開催するほか、指定研究の成果を「研修資料」として配付、研修成果の共有を図っています。

また、全ての教職員が同和教育を中核にした人権教育を推進するという意識を共有し、同和問題の解消をめざした授業の確実な実践を推進するために「部落問題学習、人権教育」

と表記しています。

市民意識調査では、同和問題を知ったきっかけとして、「学校の授業で教わった」（29.5%）が前回から6.1ポイント増加しました。20代で78.0%、30代で65.1%と高い水準にあり、市の学校同和教育の成果と考えられます。

また、1994（平成6）年には副読本『にんげん』（解放教育研究所編）を各学校に配置するとともに、実践のための手引きを作成・配付し、授業での実践を促しています。さらに、新潟県同和教育研究協議会が編集発行した同和教育副読本『生きる』シリーズを、2000（平成12）年の『生きるⅢ』から順次配置して授業での活用を図っています。今後も改訂発行される副読本を各学校に配置し、部落問題学習のより一層の充実を促します。

小・中学校での実践成果は、上越市学校教育研究会の部会で紹介され、各学校の部落問題学習、人権教育の充実に役立てられています。近年は、保護者・地域住民への啓発として参観日に「部落問題学習」の授業を公開する学校が多く見られます。

このような取組の中で、教職員の同和問題への関心、部落差別の不当性についての理解は進んだものの、「差別の現実に学ぶ」という姿勢が十分でなかったり、授業では「友達を大切に」、「差別はいけない」、「被差別部落の人たちがかわいそうだ」という水準にとどまっていたりするものもあります。

部落問題学習の確実な実践の定着には、被差別部落の子どもや保護者を始め、いじめを受けている子どもや様々な立場で差別を受けている人たちと、「かかわる」努力が一層必要です。市教育委員会は、「かかわる同和教育」への取組がより求められています。

人権教育、同和教育に対する取組の姿勢に見られる学校間格差の是正や、学校における同和教育を保護者や地域に紹介し浸透させていくため、今後も粘り強く実践を積み重ねることが必要です。

【施策の基本方向】

同和問題に対する理解を深め、偏見や差別を許さない意識、態度を育成するため、部落問題学習を推進します。

上越市人権・同和問題に関する市民意識調査〔2020(令和2)年実施〕

【質問】

被差別部落や同和問題について、初めて知ったきっかけは何ですか。○は1つだけ。

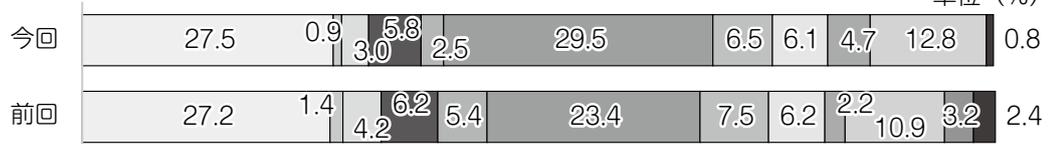
(回答者数 643 人)

【結果】

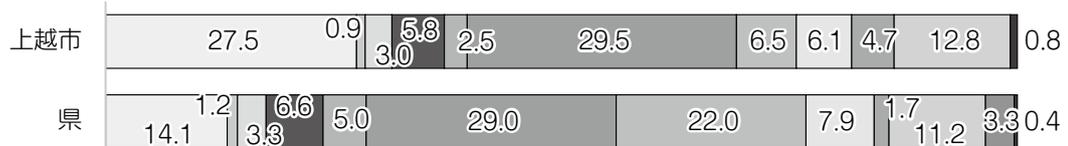
- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 家族（祖父母、父母、兄弟姉妹等）から聞いた | <input type="checkbox"/> 親戚から聞いた |
| <input type="checkbox"/> 近所の人から聞いた | <input type="checkbox"/> 職場の人から聞いた |
| <input type="checkbox"/> 学校の友達から聞いた | <input type="checkbox"/> 学校の授業で教わった |
| <input type="checkbox"/> テレビ、ラジオ、新聞、インターネットなどで知った | <input type="checkbox"/> 同和問題の集会や研修会で知った |
| <input type="checkbox"/> 県や市町村の広報紙などで知った | <input type="checkbox"/> はっきりと覚えていない |
| <input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 無回答 |

●前回比較

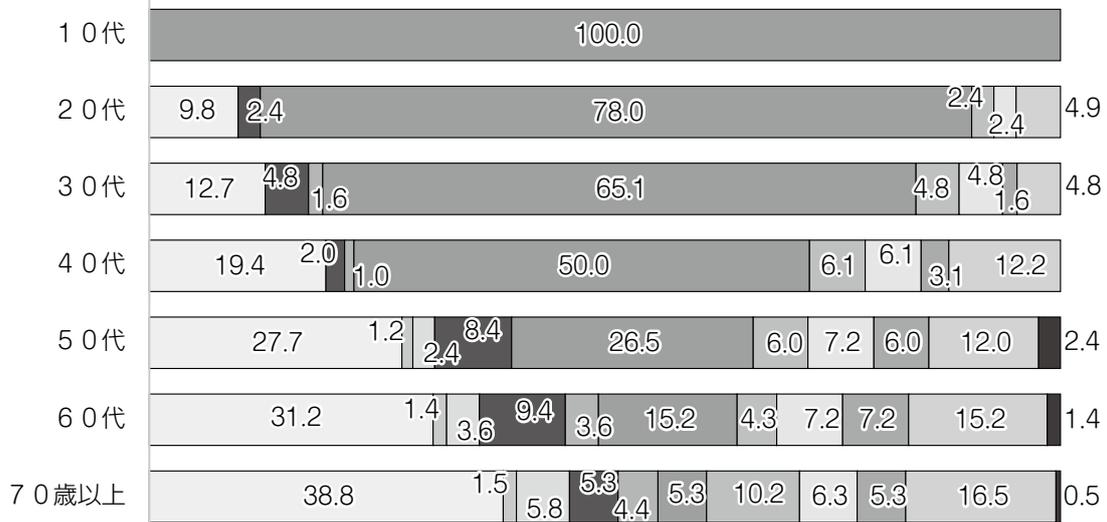
単位 (%)



●県比較



●年代比較



【実施施策】

(1) 推進体制の充実（学校教育課）

学校、市教育委員会、部落解放同盟により組織されている上越市学校同和教育推進協議会では、構成する三者が一体となって学校同和教育の推進の在り方を協議します。また、東本町小学校、城北中学校での人権教育、同和教育の実践や研究指定地区内の学校の研究成果を他の学校に普及するための交流機会を設けます。

(2) 教職員研修の充実（学校教育課）

同和問題の解決に向けて、教職員の果たす役割は極めて大きいものがあります。教職員が、差別の現実を深く学び、自らの意識を見つめ直すため、社会教育課との連携を通じた現地学習会を含む各種研修会を設定するとともに、差別を見抜き、差別を許さない子どもを育成する授業づくりや学級づくりに向けた取組を支援します。

(3) 部落問題学習の学習指導の充実（学校教育課）

教科や道徳、外国語活動、総合的な学習、特別活動と関連させた部落問題学習を推進し、人権教育強調週間などでの集中学習を各学校で実施するように指導します。また、それぞれを関連させた取組を推進するとともに、全体計画の作成により日常の学校生活の諸場面でも取り組めるようにします。併せて、幼稚園・保育園・認定こども園と小・中学校の連携、さらには高等学校までを見通した部落問題学習、人権教育の推進をめざします。

(4) 教材の活用推進（学校教育課）

『生きる』や『にんげん』などの教材活用を推進するとともに、指導計画の改善を図り、確実に効果的な学習指導を促します。

(5) 学校と地域の連携（学校教育課）

部落問題学習の充実を図るためには、学校、家庭及び地域の連携を一層密にしておくことが大切です。これらの連携を円滑にするため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。

4 社会教育における同和教育の推進

【現状と課題】

社会教育では、同和問題を始めとする人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、市立小学校やPTA、地域青少年育成会議などの協力を得る中で、保護者や地域住民を対象とした「人権を考える講話会」を2003（平成15）年度から実施しています。合併後は13区の小学校区へも取組を拡大し、全48小学校区を3年間で一巡する計画で取り組んでおり、2021（令和3）年度からは6巡目となりました。

そのほか、関係機関、団体、企業からの「人権啓発講座」の開催要請に応じて、社会教育指導員の講師派遣や、ビデオ、DVD、関係図書などの教材の貸出しも行っています。

また、白山会館を拠点に、同和問題に対する正しい知識と認識を深め、同和教育における指導者としての資質向上を図るため、市や小・中学校、高等学校、関係機関・団体の職員を対象に「現地学習会」を実施しているほか、小・中学生を対象に、差別に負けないための学力保障を中心とした「学習会」も、通年で実施しています。

しかし、市民意識調査では、「自分も市民として問題解決に努める」(34.5%)が前回から14.1ポイント減少しました。この回答については、20代が43.9%と高く、学校同和教育の成果と考えられます。また、「誰かしかるべき人や機関に解決してもらおう」(20.7%)が前回から13.2ポイント、「分からない」(28.5%)が10.4ポイント、共に増加しており、解決を他者に依存する風潮が感じられます。市民一人ひとりが差別を解消するまちの形成に向けて、主体的に取り組むことが必要です。

【施策の基本方向】

市民一人ひとりが、日常生活の中で「差別をしない、させない、許さない」社会を築いていくために、日頃から鋭い人権感覚を養い、人権を守る行動ができるように、地域で活躍する様々な組織と連携して人権教育、同和教育、啓発活動を積極的に推進していきます。

【実施施策】

(1) 地域での同和教育の推進（社会教育課）

市民一人ひとりに浸透する人権教育、同和教育の実現に向けて、社会教育機関、関係団体との連携を深め、地域ぐるみで推進します。

(2) 教育関係職員や教育委員等への同和教育研修の推進（社会教育課）

地域における同和教育を積極的に推進するため、白山会館を会場として教職員や教育委員会の職員、教育機関の委員等を対象とした研修を計画的に実施します。

(3) 学習教材の整備（社会教育課）

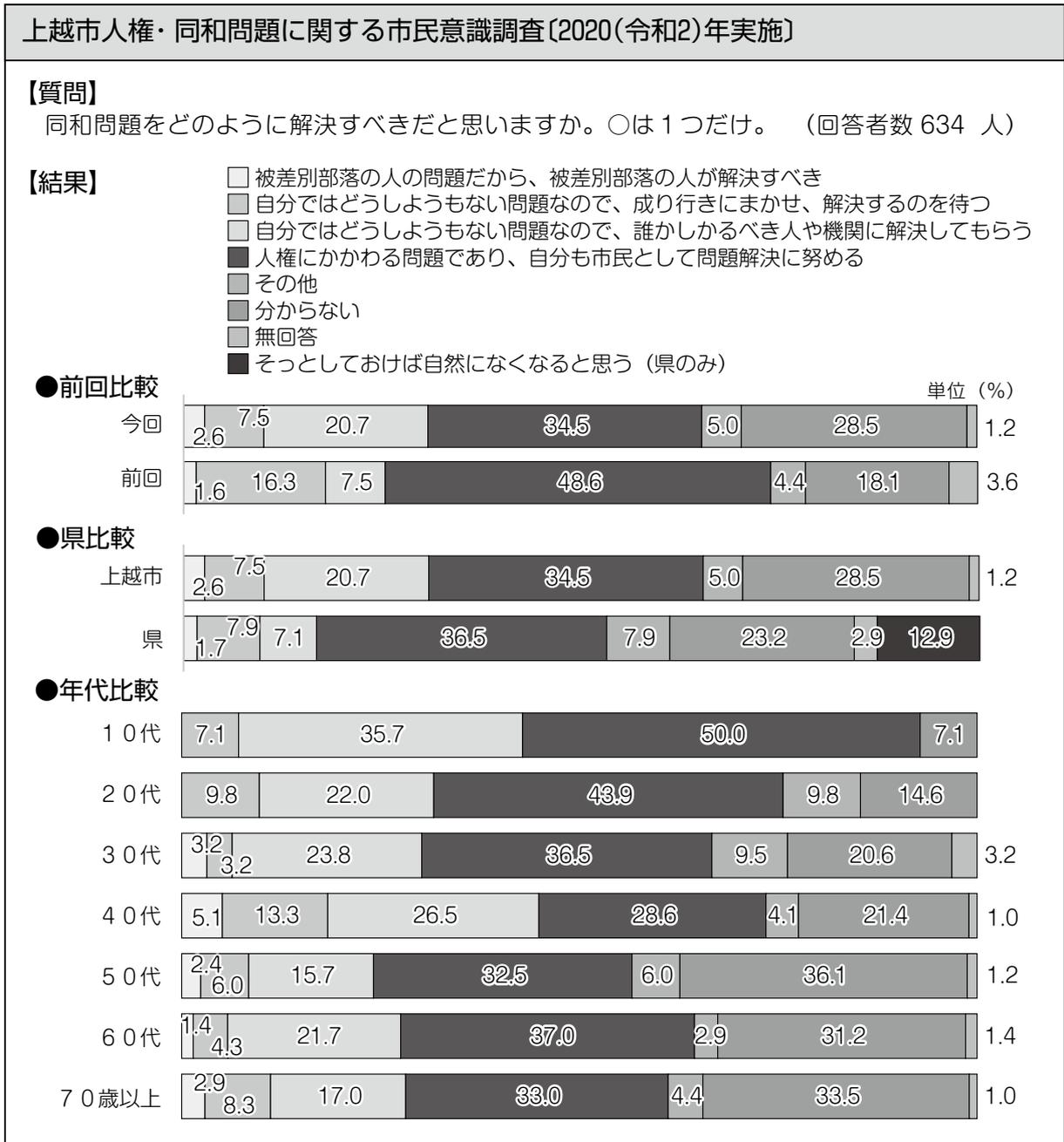
同和教育の学習指導の充実を図るため、参考図書、視聴覚教材、啓発資料を整備します。

(4) 啓発・広報活動の充実（人権・同和对策室、社会教育課）

市民の人権意識の高揚を図るため、同和問題について広報上越への掲載や研修会・講演会の実施などの啓発活動を推進します。

(5) 白山会館事業の充実（社会教育課）

白山会館を拠点とし、差別の現実に学ぶ現地学習会や、地域に住む人々同士の相互理解と地域社会への参加の促進を図るため、地域交流事業、小・中学生学習会などを実施します。



第3節

社会参画の推進

【現状と課題】

被差別部落の人々は、長年にわたり、いわれのない偏見や差別に苦しめられてきました。一方で、被差別部落の人々は、日本が誇る優れた文化や芸能の創造及び伝承、産業の担い手等の役割を果たしてきました。被差別部落の人々が、あらゆる分野で活躍できる地域社

会にしていかなければなりません。

引き続き、被差別部落の人々の地域コミュニティの一層の醸成や市民との交流の促進、人権啓発活動の充実について運動団体と連携して取り組むことが必要です。

【施策の基本方向】

白山会館や公民館などを利用して、教育や文化の向上、交流の促進を図ります。また、被差別部落に対する偏見や差別を解消するため運動団体と連携した啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発活動の充実（人権・同和対策室、社会教育課）

被差別部落の人々が地域に誇りを持ち、意欲をもって社会参画できるように、白山会館などを利用して周辺地域住民と交流の機会を設けるなど、運動団体と連携して被差別部落に対する偏見を取り除くための人権啓発活動を推進します。

また、人権啓発活動の充実という観点から、運動団体への支援を行います。

(2) 学校や教育機関との連携（社会教育課）

社会参画に向けての資質、学力の向上を図るため、学校やその他の教育機関と連携し、白山会館で小・中学生学習会を実施します。

(3) 市職員の資質の向上（人権・同和対策室、社会教育課、学校教育課）

同和問題を始めとする様々な人権問題の正しい理解と組織全体に高い人権意識を浸透させるため、人権団体主催の研修会等へ計画的に職員を派遣し、職員の資質の向上に取り組めます。

第4節

雇用の促進、産業の振興

1 企業への啓発推進

【現状と課題】

企業は、社会の一員として社会のルールやモラルを守ることはもとより、社会的使命を果たすための責任ある行動が求められますが、近年はCSR（企業の社会的責任ある活動）の観点からも、「人権尊重」や「差別撤廃」に対する取組が重要視されています。

企業が「人権尊重」などに取り組むことは、企業イメージを向上させるとともに、差別のない、明るく働きがいのある職場づくりにつながり、誰もが安心して働くことができる職場環境が生まれてきます。そうした企業には、優れた人材が集まることにもなります。

つまり、企業が社会的責任を自覚し、企業の立場から部落差別などあらゆる差別をなくし、人権を尊重し明るい社会をつくるため一層の取組を行うことは、企業の経済活動にも結び付いているといえます。

また、企業が従業員採用に当たって、本人のもつ適性・能力以外のことを採用の条件としないことは、職業選択の自由を保障する上で重要な原則です。しかしながら、依然として、就職差別につながる不適切な応募用紙や面接、さらには職場内での差別事件などが見られます。上越公共職業安定所では、一定規模以上の事業所について公正採用選考人権啓発推進員の設置を指導しています。

推進員は、研修を通じて公正採用選考や人権問題等に関する正しい理解と認識を深めるだけではなく、事業所内で「公正な採用選考」実現のための推進役としての活躍も期待されています。公正採用選考人権啓発推進員の協力を得て企業に対する啓発活動を促進し、公正採用選考など就職差別の解消に取り組んでいくことが必要です。

【施策の基本方向】

差別のない明るい職場づくりを進めるためには、企業等の理解と協力が必要です。企業の経営者、担当者を始め社員全員が同和問題について正しい理解と認識をもつとともに、企業の従業員採用に当たっては、公正な採用選考を実施するように、上越公共職業安定所と連携して啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 企業に対する啓発事業の推進（人権・同和対策室）

企業の社会的責任として、求職者の基本的人権を尊重した差別のない公正な採用選考を実現し、就職の機会均等を確保するため、上越公共職業安定所と連携して企業の公正採用選考人権啓発推進員等を対象とした研修を実施します。

2 雇用の促進、産業の振興

【現状と課題】

2019（令和元）年に新型コロナウイルス感染症の最初の症例が確認されて以降、世界経済は急速に悪化しました。感染が広がる中、多くの国で感染の抑制を目的とした渡航制限や外出制限等が実施されるなど、国境を越えた人や物の交流が制限され、その結果、世界経済は歴史的な低迷を迎えました。

我が国においても、感染症の影響により、2020（令和2）年4月から5月にかけて戦後最大のマイナス成長を記録するなど、厳しい経済情勢が続きました。国においては、現在も感染拡大の防止策と生活支援、事業者支援を講じながら、景気回復をめざしていま

すが、感染症の再拡大に伴う経済の下振れリスクも抱えており、先行きが見通せない状況が続いています。

市内の景気動向においても、一部では改善の動きが見られるものの、国と同様に厳しい状況が続いています。また、雇用情勢についても、新型コロナウイルス感染症の影響が今後も懸念されることから、当面雇用に与える影響を注視する必要があります。

市では、これまで被差別部落の人々の雇用の安定のため、関係機関と連携を図り、被差別部落の人々の技能取得等の支援を行ってきました。現在は、被差別部落内の企業の経営の安定と向上を図るため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度による事業資金の融資を周知しています。今後も、社会、経済情勢の変化に対応できる雇用の促進施策や自営業者の経営基盤の充実・安定を図ることが必要です。

【施策の基本方向】

被差別部落の人々の社会進出と職業の安定のため、企業、学校、上越公共職業安定所など関係機関と連携・協力し、雇用の促進を積極的に推進します。また、融資制度を利用した資金の円滑化、経営指導により、経営の近代化や技術力の向上を図り、安定した経営基盤の確立をめざします。

【実施施策】

(1) 職業の安定、雇用の促進（産業政策課、人権・同和対策室）

被差別部落に対する偏見や憶測による差別をなくすため、上越公共職業安定所等と連携して雇用主や従業員への人権啓発を推進します。

(2) 新潟県同和地区中小企業振興資金制度の活用促進（産業政策課）

企業の資金需要に対応するため、新潟県同和地区中小企業振興資金制度を周知します。

第5節

社会福祉の充実

【現状と課題】

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」では、「同和問題に関する国民の差別意識は、着実に解消に向けて進んでいるが、地域により程度の差はあるものの依然として根深く存在していることから、現在でも結婚問題を中心とする差別事象が見られるほか、教育、就職、産業等の面での問題等がある。」としています。

市民意識調査では、「同和問題を解決するためにはどうしたらよいか」との問いに対し、「生活環境の改善・整備を積極的に行う」（24.3%）、「十分に教育が受けられるようにし、

社会的な生活能力を高めるようにする」（22.6%）、「収入の安定、向上を図り生活力を高める施策を実施する」（19.8%）と、多くの市民が地域住民の経済的な生活基盤を高める必要があると回答しています。（関係する市民意識調査の結果については、18ページをご覧ください）。

市では、職員が被差別部落を訪問した際に生活状況を確認するほか、様々な事業を通じて地域住民の声を聴くなど、生活実態の把握に取り組み、必要な対応を行います。

【施策の基本方向】

被差別部落における就労、福祉、健康、生きがいなどのあらゆる生活課題に対して総合的な施策を推進し、人間関係が充実し、住みやすく、このまちに生まれてよかったと実感できる地域福祉社会の実現をめざします。

【実施施策】

（1）被差別部落の人々の生活状況等の確認と対応（人権・同和对策室）

市職員が被差別部落を訪問して地域住民の生活状況などを確認し、必要に応じて庁内関係課と連携して地域住民を支援します。

第6節

生活環境の改善

【現状と課題】

被差別部落に対する差別を解消し、健康で文化的な生活を営むためには、その生活環境の改善が不可欠であり、社会福祉の充実及び経済生活の確立、教育水準の向上とともに重要な意義をもっています。

市では、3回にわたる特別措置法の適用により、住宅整備や道路整備、また、公園整備や公共下水道整備などの環境整備事業を推進してきました。

これまでの環境整備事業の成果を損なわないよう、周辺地域と一体となったまちづくりが必要です。

【施策の基本方向】

あらゆる差別をなくし明るい上越市を築くという地域づくりの視点を踏まえ、被差別部落の人々と行政関係者、周辺地域住民が闊達な意見交換ができる環境づくりに努め、周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。また、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。

【実施施策】

(1) 地域コミュニティの活性化と市民啓発の推進（社会教育課）

白山会館など市内施設を利用した地域交流事業を実施し、被差別部落の人々と行政・教育関係者との自由な意見交換ができる環境づくりを推進します。

また、講演会や研修会等を実施し、広く市民にも差別の実態を明らかにし、偏見や差別意識をなくすための市民啓発を推進します。

(2) 環境整備活動の推進（人権・同和対策室）

周辺地域と一体となったまちづくりを推進します。

第4章

障害のある人の自立
と社会参加の実現



第1節

第1節 人権擁護の確立

【現状と課題】

国は、国際連合が定めた「国連障害者の十年」の国内行動計画として、1982（昭和57）年に最初の長期計画である『障害者対策に関する長期計画』を策定し、ノーマライゼーション（※1）とリハビリテーション（※2）の理念の下、障害者施策を推進してきました。

また、2002（平成14）年には、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現をめざす『障害者基本計画』を策定し、2004（平成16）年には、「障害者基本法」の一部を改正し、基本的理念として「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」ことを盛り込みました。

しかし、障害のある人を取り巻く社会環境はいまだに様々な障壁があり、障害のある人に対する誤った理解や偏見から生じる差別も多く残っています。雇用環境は、改善の傾向があるものの厳しい状況にあるほか、アパートへの入居拒否やレストランなどへの入店拒否、さらには、家族等の養護者による虐待や施設内での人権侵害なども見られます。

このため、2012（平成24）年、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）を施行し、障害のある人に対する虐待を防ぎ、権利利益を擁護する取組を行ってきました。

一方、国際連合では、2006（平成18）年、障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保し、障害のある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害のある人に関する初めての国際条約である「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が採択されました。

我が国も、障害のある人の権利と尊厳を保護・促進する観点から、「障害者基本法」の一部改正〔2011（平成23）年〕を始め、「障害者自立支援法」を見直し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）の成立〔2012（平成24）年〕、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（以下「障害者雇用促進法」という。）の一部改正〔2013（平成25）年〕、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立〔2013（平成25）年〕など、条約の批准に向けて国内法を整備してきました。

そして、2014（平成26）年、障害者福祉制度の充実がなされたことから、我が国も障害者権利条約の批准書を国際連合に寄託しました。これにより、障害のある人の権利の実現に向けた取組が一層強化されることになりました。

市では、2019（平成31）年3月に「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、

安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念とする福祉分野における上位計画となる『上越市第2次地域福祉計画』を策定し、社会からの孤立を防ぐための体制を強化するとともに、一人ひとりの出番を創出し、地域で支え合うまちづくり、また、安心してすこやかに暮らしていくための基盤づくりを進めていくこととしました。

特に、障害福祉分野においては『上越市第2次地域福祉計画』の基本理念の実現に向け、2021（令和3）年3月に『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』を策定し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制の整備や障害のある人の自立を支え家族等を支援する障害福祉サービスの充実などの施策を推進しています。

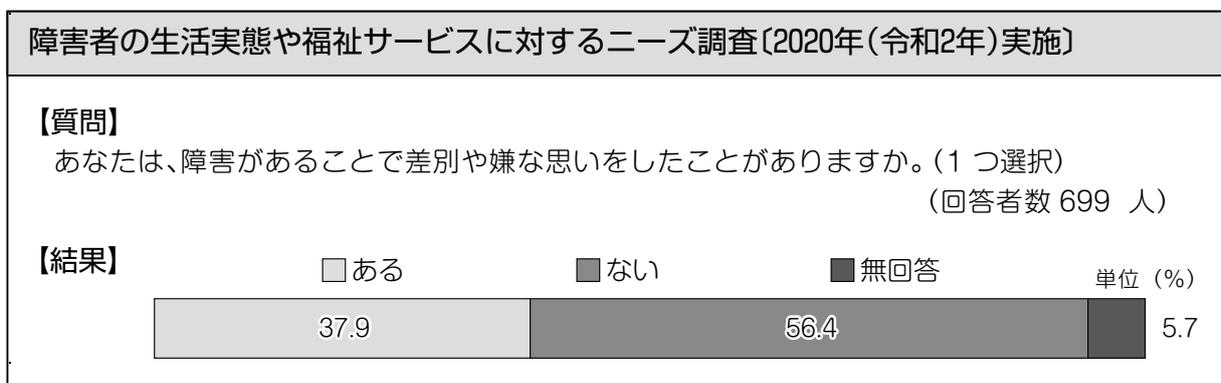
また、2021（令和3）年4月には「手話言語及びコミュニケーション手段の活用の促進に関する条例」を制定し、全ての市民の基本的な権利が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成の促進に向けた取組を進めています。

『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』の策定に当たり、2020（令和2）年に障害者手帳を有する1,000人を対象に実施した「障害者の生活実態や福祉サービスに対するニーズ調査」（以下「ニーズ調査」という。）では、「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」との問いに対し、37.9%の人が「ある」と回答しています。引き続き、障害のある人が暮らしやすいまちの形成に努めるとともに、抱える課題や理解の促進に向けて、市民啓発に取り組む必要があります。

2021（令和3）年3月末時点で、市内には障害者手帳を有する10,497人の方が生活しています。障害のある人に対する偏見や差別を取り除き、共に生きる社会づくりを推進するためには、障害のある人が生涯のあらゆる場において、障害のない人と同等に、それぞれの意欲や能力に応じて雇用の機会が確保され、自由に活動し、生き生きと充実した生活を送ることができるまちづくりに取り組むことが大切です。

※1 ノーマライゼーション：障害のある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方

※2 リハビリテーション：障害のある人の身体的、精神的、社会的な自立能力向上をめざす総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害のある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権に寄与し、障害のある人の自立と参加をめざすとの考え方



【施策の基本方向】

障害のある人が偏見や差別、虐待を受けないように、権利擁護の取組や人権啓発活動を推進します。また、人権侵害が生じた場合は、被害者救済のため国や県、人権擁護機関、民間人権団体等と連絡調整を行い、問題解決に取り組みます。

【実施施策】

(1) 障害者差別の解消に関する取組（福祉課）

障害者差別を解消するため、障害者差別解消支援地域協議会を設置し、地域における障害者差別に関する相談などの情報を共有して、的確に対応します。

(2) 障害のある人の相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

(3) 権利擁護体制の推進（すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

(4) 人権啓発の推進（人権・同和对策室、福祉課、すこやかなくらし包括支援センター）

障害のある人に対する偏見や差別を解消し、障害のある人の人権に対する理解を促すため、講座の実施や資料の配布による啓発を行います。また、障害のある人の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度等の周知を行います。

第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

「障害者差別解消法」では、「国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする」としています。

しかし、障害のある人は、日常生活を営む上で様々な社会的・経済的不利益を被る状況にあるとともに、障害があることを理由に偏見や憶測の下で社会活動から排除されたり、利益の享受を妨げられたりしている実態があります。

こうした偏見を解消するには、積極的に啓発活動を推進し、障害のある人に対する正しい理解を深めることが必要です。また、障害のある人と学校や地域、職場などが交流する場を確保し、障害のある人に対する市民一人ひとりの配慮が態度や行動に表れるように人

権感覚を養う必要があります。

障害のある人もない人も同等の権利を有し、共に生きる仲間として尊重される共生社会の実現をめざします。

【施策の基本方向】

障害のある人に対する理解を深めるため、市及び学校、社会教育施設等の各実施主体がその役割に応じて相互に連携協力し、総合的かつ効果的に人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、人権団体や企業等に対し、様々な分野で人権教育・啓発の実施主体として関わってもらえるように支援していきます。

【実施施策】

- (1) 市職員の資質の向上（人権・同和対策室、福祉課、学校教育課、社会教育課）
「障害者差別解消法」の施行を受けて作成した「上越市長部局、議会事務局及び行政委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」に基づき、職員が障害のある人に対して、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的な配慮の提供」を的確に行えるよう、計画的に職員研修を実施します。
- (2) 教職員の資質の向上（学校教育課）
学校教育において特別な支援を必要とする児童・生徒に対する正しい理解を深めることは重要です。このため、教職員の指導方法の改善・充実が図られるよう、教職員研修を実施します。
- (3) 社会教育の充実（人権・同和対策室、福祉課、社会教育課）
障害のある人に対する理解と認識を深めるため、障害のある人を取り巻く諸問題を含む人権を考える講話会や市民セミナーを実施します。
- (4) 地域・保護者への啓発（学校教育課）
特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する理解と認識を深め、共に学び、共に生きる社会の環境を整えるためのパンフレットを作成し、市内の幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校に配布します。
- (5) 企業との連携（人権・同和対策室）
企業は、その社会的責任を自覚し、障害のある人に対しても公正な採用を促進するとともに、適正な配置・昇進など、企業内における人権の尊重を一層進めることが望まれているため、企業を対象とした研修会を実施します。
- (6) 地域との連携（福祉課、福祉交流プラザ）
障害のある人に対する理解と認識を深めるとともに、イベントを通じて交流の機会をつくります。

第3節

社会参加の推進

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の実現に向けて、障害のある人が地域の中で共に生活を送れるようにするには、住まいや働く場などの活動の場や必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備していかなければなりません。

障害があっても、必要な支援を受けながら地域の中でその人らしく生きる幸せを実現することが、障害のある人の自立と社会参加のあるべき姿です。

市では、人としての尊厳を保ちながら、自らの意思で行動し、障害のある人もない人も共に支え合い、助け合いながら、あらゆる障壁のないまちづくりに取り組むため、1999（平成11）年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。

条例の基本理念に基づいて『上越市人にやさしいまちづくり推進計画』を策定し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら、障害のある人等を始めとする全ての市民の基本的人権が尊重され、社会参加の機会が確保された豊かで住みよい地域社会の形成を促進するための施策を、総合的・体系的に進めています。

こうした「共生社会」の形成に向けては、日本が批准した障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念も重要です。

障害者権利条約では、インクルーシブ教育システムについて、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること」と示しています。

市においても、システムの基盤となる特別支援教育を着実に進めていくとともに、障害のある子どもの自立と社会参加をめざした取組を含め、共生社会の形成に向けた教育の充実が求められています。

【施策の基本方向】

障害のある人が外出や情報交換をしやすくするための手段の確保や教育の支援、就労の促進、交流機会の充実など、障害のある人の社会参加の促進に取り組みます。

また、障害のある人の「社会参加」の実現のため、障害のある人が安全・安心で快適に施設を利用できるように、ユニバーサルデザインを推進します。

【実施施策】

（1）社会参加の促進

- ア タクシー利用券や燃料費の助成、リフト付き福祉バスの運行、自動車改造費の助成、ヘルパーによる個別支援などにより移動支援を行います。(福祉課)
- イ 移動制約者の利便性確保のため、「福祉有償運送事業」の適正な運営を行うとともに、関係機関などへ働きかけ、様々な手段による利用しやすい移動手段の確保に取り組みます。(福祉課)
- ウ 手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、情報機器の導入・配置により、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。(福祉課)
- エ 障害のある人の交流の場、創作的活動・生産活動の場としての「地域活動支援センター」について、身近な地域での確かな支援が受けられるように運営面での支援を行います。(福祉課)
- オ 障害者関係団体や、それらの団体が行う障害のある人の自立と社会参加を促進する事業に対し支援を行います。また、障害のある人の余暇支援を行うボランティア団体等との連携を支援します。(福祉課)

(2) 地域生活の支援

- ア 各種手当や医療費助成制度の実施により経済的な支援を行います。(福祉課)
- イ 快適な生活ができるように、住居のバリアフリー化の費用助成などを行うとともに、グループホームの整備・充実に取り組みます。(福祉課)
- ウ 災害時に迅速かつ的確に支援が行えるように、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、支援について関係機関と連携した対応を図ります。また、一般の避難所での避難生活が困難な要配慮者を対象に福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所避難対象者名簿及び個別避難計画を作成し、避難支援体制を整えます。(福祉課、高齢者支援課)
- エ 障害のある人やその家族の様々な相談に対応する「地域包括支援センター」において、情報提供や必要な支援を行い障害のある人の自立と社会参加を促進します。(福祉課、すこやかにくらし包括支援センター)
- オ 専門的知識をもった人材やボランティアの養成・確保に取り組みます。(福祉課)
- カ 障害のある人の社会参加について、関係機関と連携を図ります。(福祉課、すこやかにくらし包括支援センター)

(3) 特別支援教育の充実

障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活上の困難を主体的に改善または克服するための学習を効果的に進める必要があります。

市では、障害の特性や一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの場や学習内容の設定が行えるよう、以下の点に取り組みます。

- ア 教職員の特別支援教育に関する研修を実施します。(学校教育課)

- イ 就学相談や巡回相談を実施します。(学校教育課、こども発達支援センター)
 - ウ 介護員や教育補助員、学校看護師を配置します。(学校教育課)
 - エ 学校施設のバリアフリー化などの学習環境の整備に努めます。(学校教育課)
 - オ 入学や進学に際して連続性のある円滑な接続ができるよう、個別の教育支援計画や相談支援ファイル等を活用した引継ぎや面談が行われるように一層の推進を図ります。(学校教育課)
- (4) 療育支援
- ア 障害のある未就学児の相談や療育支援を行います。(保育課、こども発達支援センター)
 - イ 放課後等デイサービス事業を実施します。(福祉課)
- (5) ユニバーサルデザインの推進(共生まちづくり課、福祉課)
- 障害のある人が安全・安心で快適に利用できるよう、施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。

第4節

雇用の促進・産業の振興

【現状と課題】

ニーズ調査では、現在、自宅や会社などで仕事をしている人は32.2%、仕事をしていない人のうち、仕事をしたいと考えている人が54.3%となっています。また、障害者の就労支援に必要なこととして「障害のある人への職場の理解」(49.9%)を挙げる人が多いことが分かります。

障害の有無にかかわらず、誰もが職業を通じて社会参加できる共生社会を実現するため、2016(平成28)年に「障害者雇用促進法」が改正施行され、雇用の分野での不当な差別の禁止と、障害のある人が働く際の支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)や相談体制の整備が義務付けられました。

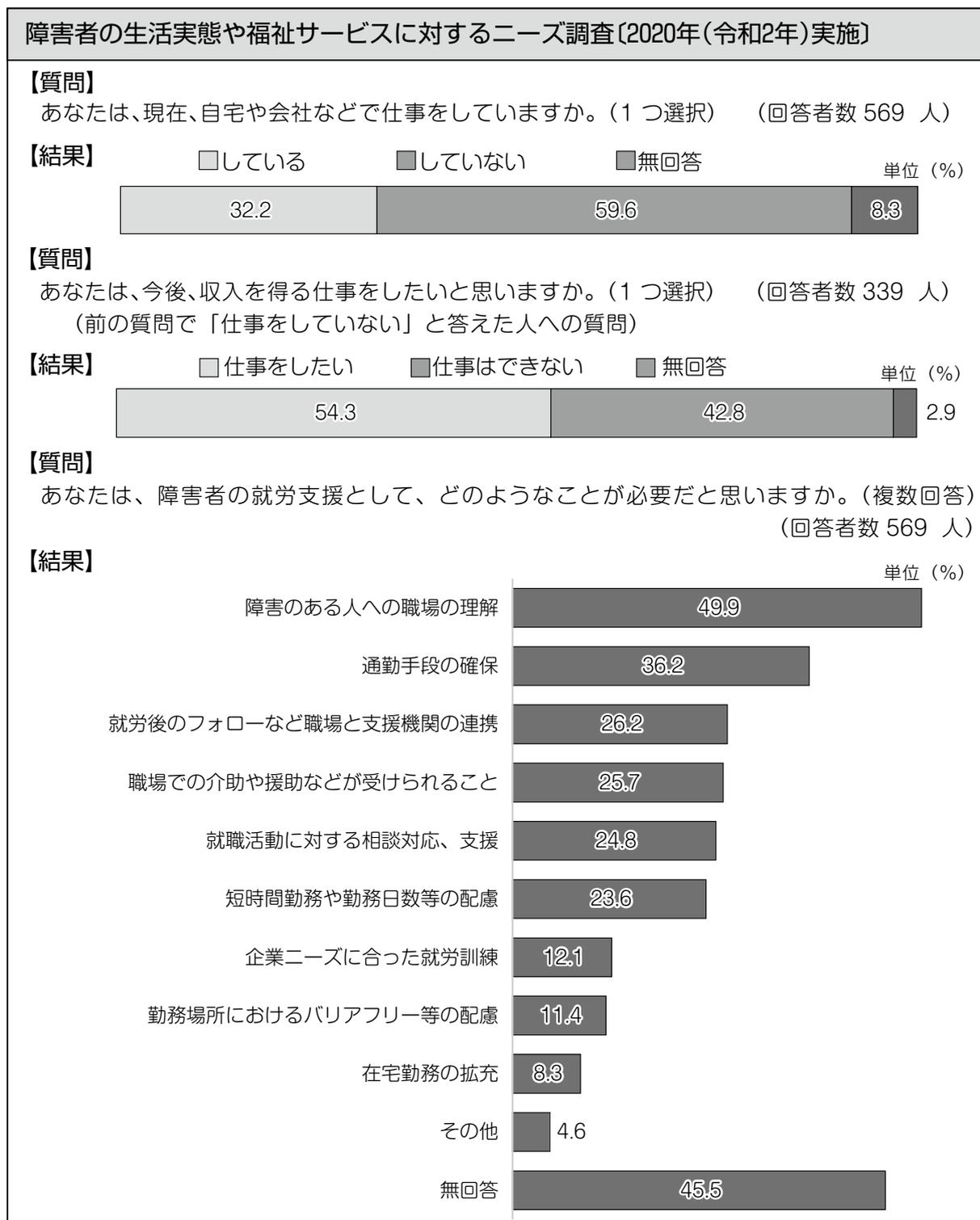
また、事業主には常用労働者の2.2%(法定雇用率)以上の障害者雇用が義務付けられています。取組に対する企業の理解も進んでおり、上越公共職業安定所管内の民間企業(45.5人以上規模)における障害のある人の雇用状況は、2020(令和2)年6月1日時点、障害者実雇用率が2.29%(全国平均2.15%)と法定雇用率を上回り、ここ数年着実に雇用が進んでいます。

一方、企業規模別の障害者雇用率をみると、従業員数が45.5~99人の企業において実雇用率が上がらない状況にあり、その一因として、企業が障害のある人の受入れに対する不安や、施設整備など経営面での負担を感じていることが考えられます。

障害のある人の一般就労の場を確保できるように上越公共職業安定所等と連携を強化

し、積極的な雇用の促進を図ることが求められているほか、福祉的就労においても、ある程度の収入が得られ、生活の支えになるような取組が必要となります。

また、2021（令和3）年3月からは民間企業における法定雇用率が2.3%へと引き上げられ、報告対象となる事業主の範囲が従業員43.5人以上に拡大されました。



【施策の基本方向】

「障害者雇用促進法」の目的である障害のある人の職業の安定のため、能力開発や資格の取得を支援するとともに、上越公共職業安定所等の関係機関と連携して事業所へ障害者雇用の意識啓発を図るとともに、障害のある人の雇用の場の確保など就労機会の拡充に取り組めます。

また、2013（平成25）年4月に施行した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律」（以下「障害者優先調達推進法」という。）の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大に取り組めます。

【実施施策】

（1）雇用、就労対策

- ア 事業所に対して障害者雇用についての意識の醸成を図るほか、農業分野における就労機会の拡大など、新たな雇用機会の創出に取り組めます。（農政課、福祉課）
- イ 就職に有効な資格を取得する際の受験料及び旅費を助成し、障害のある人の就労機会の拡充を図ります。（産業政策課）
- ウ 障害者就業・生活支援センターと連携を図り、一人ひとりの障害の特性に応じた訓練・指導を通じて、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。（福祉課）
- エ 職業訓練を希望する障害のある人に、各種訓練機関などの情報提供を行います。（福祉課、産業政策課）
- オ 障害のある人の職業訓練や日中活動、社会参加の場となる通所型施設との連携を強化します。（福祉課）
- カ 特別支援学校等と連携を図り、障害のある児童の希望や能力に応じた進路選択を支援します。（福祉課）
- キ 「障害者優先調達推進法」の趣旨を踏まえ、障害のある人が就労している施設等への受注機会の拡大を図ります。（福祉課）
- ク 障害のある人の雇用促進と就労の安定を図るため、市発注の物品購入等の入札において、障害のある人の雇用率が法定雇用率を超えている企業を優先的に指名します。（産業政策課）

第5節

社会福祉の充実

【現状と課題】

障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中、障害者福祉に対するニーズや意識も大きく変化しており、それらに対する新たな対応が必要となってきました。

国は、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から2006（平成18）年に「障害者自立支援法」を施行し、身体障害、知的障害、精神障害の障害種別ごとに提供されていた福祉サービスについて、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みに改めるなど、施策や制度を大きく転換しました。

また、2013（平成25）年、同法を見直して「障害者総合支援法」を制定し、地域社会における共生の実現に向けた取組を進めています。

さらには、「障害者基本法」に基づいて、2013（平成25）年に『障害者基本計画（第3次）』を策定しました。ここでは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の支援等のため施策の一層の推進を図ることとしています。

市では、現在『第6期障害福祉計画』、『第2期障害児福祉計画』〔2021（令和3）年〕を策定し、誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けて各種施策を推進しています。引き続き、障害がある方が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための体制整備や、障害がある方の自立を支え、介護する家族等を支援する障害福祉サービスの充実に取り組む必要があります。

【施策の基本方向】

障害のある人の日々の生活において必要とされる居宅サービスや通所型サービスを充実させるとともに、障害のある人一人ひとりのニーズに合わせてサービスを提供していくための相談支援体制の強化やケアマネジメント体制の確立などにより、障害のある人が生涯にわたり自立した生活を送るための支援に取り組めます。

【実施施策】

（1） 地域生活支援の充実（福祉課）

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるように、必要となる居宅サービスの充実を図ります。

（2） 日常生活支援の充実（福祉課）

障害のある人の就労訓練や日中活動の場としての通所型施設と地域での生活の場となるグループホームの整備・充実に取り組めます。

（3） ケアマネジメント体制の確立（福祉課）

障害のある人からの相談に応じ、個々の心身の状況やサービス利用の意向、家庭環境などを踏まえ、各種サービスや地域の人的資源を活用しながら、状況に応じた途切れない支援を行うことのできる仕組みづくりを推進します。



男女共同参画社会 の実現



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

男女共同参画を実現するためには、全ての人が互いにその人権を尊重し責任を分かち合いながら、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる社会環境をつくるのが大切です。しかし、社会的・文化的につくられた性差は、様々な場面においてこれを妨げています。

1979（昭和54）年、女性の権利全般について規定する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女子差別撤廃条約」という。）が国際連合で採択され、我が国も1985（昭和60）年に批准しました。

批准に当たって整備が図られた国内法の一つとして「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）がありますが、同法においては、憲法の理念に従って、募集・採用・配置・昇進の際に女性を男性と均等に扱う努力義務が課されるとともに、教育訓練、福利厚生、定年・解雇について女性であることを理由とした差別が禁止されました。

また、1999（平成11）年に施行された「男女共同参画社会基本法」において「男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付け、それに向けた施策展開が行われてきました。

市では、1995（平成7）年3月に上越市女性行動計画『じょうえつ女性アクションプラン』を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて新たな取組を始めました。2001（平成13）年9月には県内初となる「男女共同参画都市」を宣言しました。

また、翌2002（平成14）年3月には「上越市男女共同参画基本条例」の制定、並びに、条例に基づく『上越市男女共同参画基本計画』を策定し、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を発揮し、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が等しく政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことのできるまちづくりをめざした取組を進めてきました。

さらには、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を踏まえ、『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（DV防止計画）』の内容を併せ持つ『上越市第3次男女共同参画基本計画』を2018（平成30）年3月に策定し、取組を推進しています。

このような中であって、市における女性相談窓口での延べ相談件数は、合併直後の2005（平成17）年度の2,208件から2020（令和2）年度では2,998件に増加しています。こ

のうち、配偶者の暴力に関する相談件数は、2005（平成17）年度が509件、2020（令和2）年度は213件と件数は減少しています。

しかし、暴力の多くは男性から女性に対して行われている現状にあり、寄せられる相談はますます複雑化・多様化する傾向にあります。

相談に対して的確に対処するには、日頃から関係機関との連携・協力を図るとともに、市民に相談窓口を周知し利用を促していく取組が必要です。

【施策の基本方向】

女性に対する人権侵害の防止に向けた啓発を行うとともに、女性が差別や虐待を受けた場合は、被害者に対する聞き取りを行い、関係機関等と連携しながら問題解決を図り、暴力を許さない社会づくりと被害者の支援に取り組みます。

【実施施策】

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の防止に向けた環境づくり（男女共同参画推進センター）
DVやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー、痴漢など女性に対するあらゆる暴力は人権侵害であるという社会的認識を深めるため、広報・啓発はもとより、暴力被害を潜在化させないように情報収集や相談事業を行います。
- (2) 女性相談への対応（男女共同参画推進センター）
女性相談窓口の周知強化を図るとともに、DVなどの主に女性に対する人権侵害事案に対処するため、関係機関との連携によりの確に対応します。
- (3) 被害女性の安全確保と支援体制の整備（男女共同参画推進センター）
あらゆる暴力から女性を守るため、関係機関と連携して安全確保に取り組むとともに、自立支援のための相談・支援体制の整備を図ります。
- (4) 性別による役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動（男女共同参画推進センター）
地域・家庭・職場などに残る性別による役割分担を固定化する意識の解消に向け、広報上越への掲載や各種講座の実施などの啓発活動を推進します。

第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

2017（平成29）年に4,000人を対象に実施した「上越市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「男女の市民意識調査」という。）では、夫は「外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意識が、女性よりも男性に多く残っている傾向にあります。男性に対し

て性別で役割分担を固定する意識からの脱却を促すとともに、長時間労働の抑制など働き方を見直すことにより、男性の家庭生活や地域生活への参画を進める必要があります。

近年の社会情勢に目を向けると、仕事と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」と調和を取り、その両方を充実させる働き方・生き方であるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が、個人のみならず経済社会の活力向上に資するとして注目されています。そして、その意識が浸透することは、男女共に働きやすい職場や家庭生活、男女共同参画社会の実現につながるものとされています。

幼少期からの男女平等教育は、成長して社会に出てからも、多様なライフスタイルは自然なことと受け入れ、互いの人格を認め合いながらそれぞれの個性と能力を発揮できる社会を形成する上で大変重要です。

なぜ、男女共同参画社会が重要なのかという問いかけから始め、男女共同参画は難しい、必要ないという意識を拭い、老若男女が男女共同参画を正しく理解し合う社会をめざした取組を進めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

市民一人ひとりが互いの適性や能力の違いを認めた上で、男女平等の意識化が図られるように、人権教育・啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 市民、企業等への男女共同参画の意識啓発（男女共同参画推進センター）

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しを図るとともに、固定的な役割分担意識や性差に対する偏見の解消に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの多様な機会を捉えて、家庭や地域、企業等への啓発・広報活動を推進し、男女共同参画社会に対する意識の底上げを図ります。

(2) 学校などにおける男女平等教育の推進と教育関係者等への意識啓発（学校教育課・保育課）

保育園や幼稚園、認定こども園、学校において、男女の人権の尊重を基盤とした男女平等教育の充実を図ります。併せて、研修会などの機会を通じて、保護者や教育関係者への男女平等教育に関する意識啓発を図ります。

(3) 男女平等と互いの人権を尊重する人づくりをめざした社会教育の推進（社会教育課）

男女共同参画、人権尊重の視点を取り入れた社会教育事業を実施し、市民、教育関係者の意識啓発を推進します。

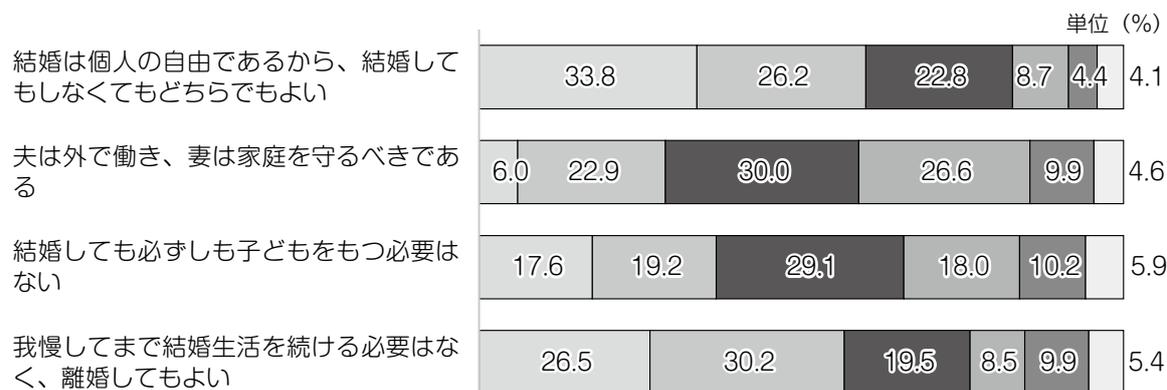
上越市男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年実施)

【質問】

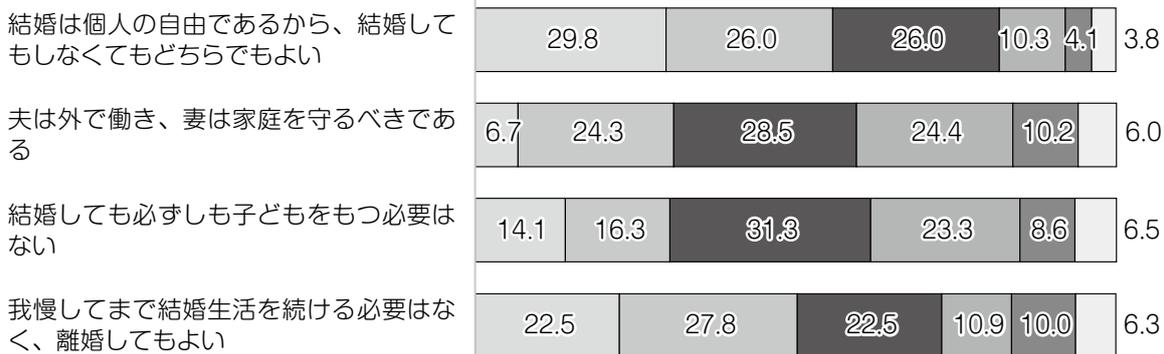
結婚、家庭等について、あなたのご意見をお聞きます。(1つ選択)

【結果：全体】(回答者数：1,469人)

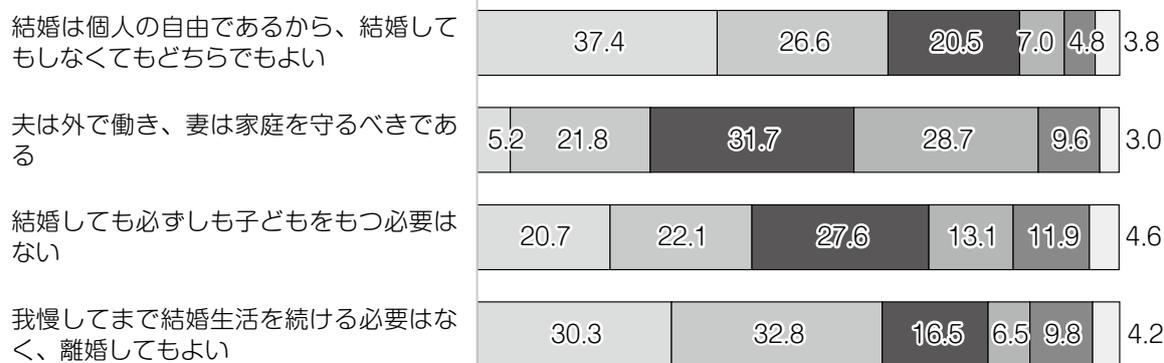
■賛成 ■どちらかといえば賛成 ■どちらかといえば反対 ■反対 ■分からない □無回答



【結果：男性】(回答者数：688人)



【結果：女性】(回答者数：757人)



第3節

社会参画の推進

【現状と課題】

社会情勢の変化に伴い、男女が共に個性と能力を發揮し健康で豊かな生活を営むため、ライフステージに応じて仕事と家庭生活を両立できる社会環境が求められる時代になりました。多様な生き方を尊重し、全ての人々が職場、地域、家庭など様々な場面で能力を發揮できる社会は、女性にとっても男性にとっても平等感にあふれ、生きがいのある社会です。

しかしながら、現状をみると、年代、家庭環境により男女共同参画に対する考え方は様々です。

男女に関する市民意識調査では、学校教育の場における男女の平等感は比較的高いものの、地域によっては「女性自身が責任ある地位につきたがらない」(57.2%)、「家事・育児が忙しく、地域活動に専念できない」(56.6%)、「男性が会長・副会長などとなるのが社会慣行だから」(38.3%)との回答の割合が高く、前回調査と順位は同じで回答率もほぼ同率あり、依然として男女の地位が平等と感じている人の割合が低いことが明らかとなりました。

また、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきか」との問いに対し、男性の回答は「賛成」が31.0%、内閣府の調査〔2019（令和元）年実施〕では39.4%、「反対」は共に50%を超えています。市では男女共同参画の意識は高いものの、依然として「男は仕事、女は家庭」という性別で役割分担を固定する意識が根強いことがうかがえます。こうした長い年月の間に積み重ねられた社会通念や慣習による「性別で役割分担を固定する意識」が、政策・方針決定機会等への女性の参画を阻んでいるのが現状です。

将来にわたり持続可能で多様性に富んだ活力ある社会を構築するためには、引き続きクォータ制の導入や委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）に取り組み、町内会やNPOなどの地域・市民活動も含め、女性の参画をあらゆる分野において進め、男性に偏らない人材の活用による多角的な視点からの考えを導入する必要があります。

男性も女性も平等に役割を担える体制を整えるとともに、女性と男性が互いの意見や能力、人格を大切に、性による区別なく一人の個人として参画することが求められています。

【施策の基本方向】

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場に女性が男性と対等に参画することが重要であることから、研修や学習する機会を提供するとともに、政策・方針決定の場へ女性の参画を進めていきます。

【実施施策】

(1) 公募委員への応募促進（男女共同参画推進センター）

政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、各種審議会等の委員がいずれか一方の性別に偏ることのないよう留意しながら、地域や企業、団体と連携した各種講座の実施やサポーター登録者数の拡充など、ポジティブ・アクションを講じていくことで、公募委員への女性の応募を促します。

(2) 女性登用率の向上（男女共同参画推進センター）

市の審議会、委員会等への女性の参加拡大を図るため、女性の登用率の目標値を定めるクォータ制に取り組むとともに、委員の推薦依頼団体に対して男女共同参画を意識した推薦を依頼するなど、ポジティブ・アクションに取り組み、登用率の向上を図ります。

(3) 家事・育児等と地域活動の両立支援（男女共同参画推進センター）

男女が共に職業生活と家庭生活の両立を図ることができ、また、地域社会にも積極的に参画することができるようにするため、これまで家庭や地域への参画が少なかった男性が家事・育児及び地域活動へ積極的に参画できるように、啓発活動を通して促進を図ります。

(4) 役職者への女性の積極登用の促進（男女共同参画推進センター）

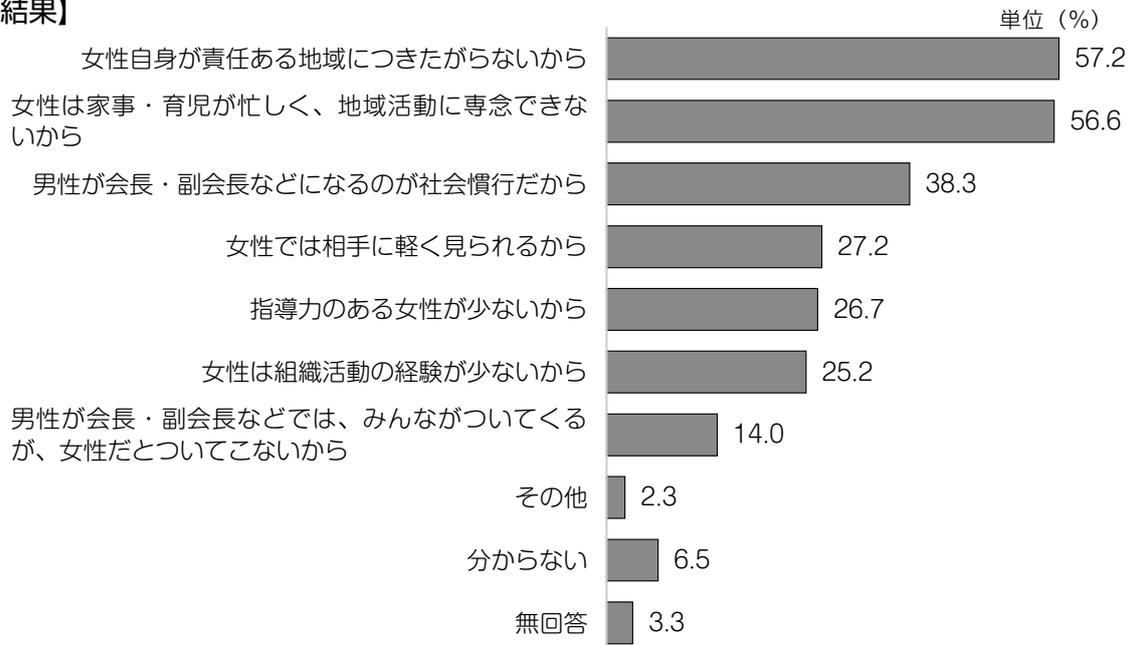
役職者への積極的な登用を促すため、企業、各種機関・団体等に対し、各種講座などの啓発活動を推進します。

上越市男女共同参画に関する市民意識調査(2017(平成29)年実施)

【質問】

PTA や町内会などの地域団体の役員の長に女性が就くことの妨げとなっている主な原因は何だと思いますか。主なもの3つを選んで○をつけてください。(回答者数 1,469 人)

【結果】

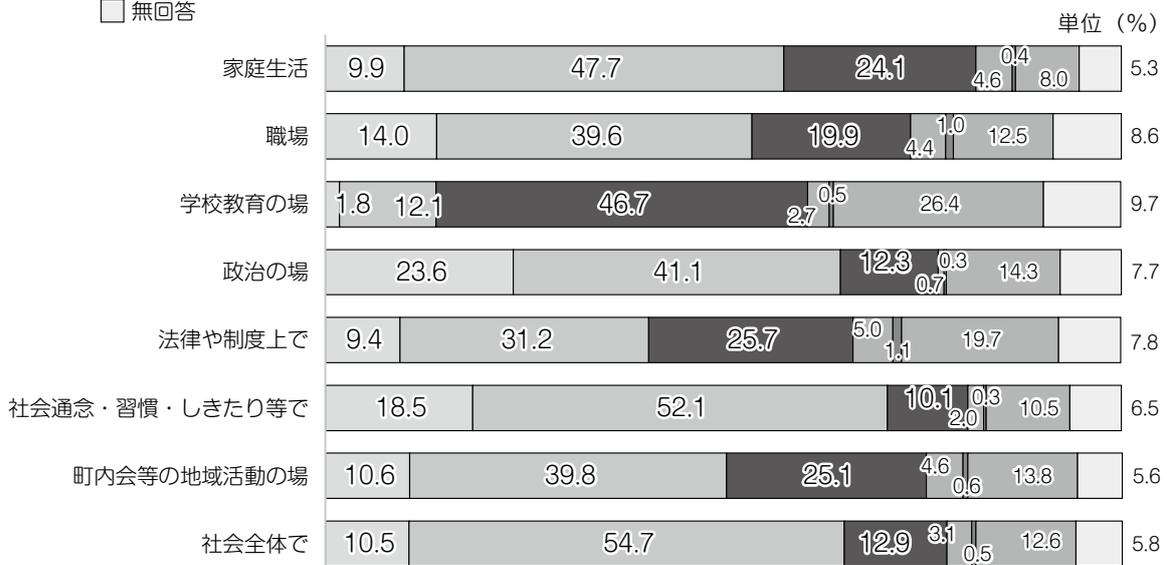


【質問】 あなたは、次のような分野で男女の地位は平等になっていると思いますか。(1つ選択)

(回答者数 1,469 人)

【結果】

- 男性の方が非常に優遇されている
- どちらかといえば男性の方が優遇されている
- 平等になっている
- どちらかといえば女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- 分からない
- 無回答



第4節

職業の安定と雇用の促進

【現状と課題】

少子化・高齢化が進む中、女性を始めとする多様な人材の活用による経済の活性化が求められています。女性がその能力を十分に発揮し、経済社会に参画する機会を確保することは、持続的に社会を発展させていく上でも重要です。

今まで、女性は男性の補助的な役割という固定観念にとらわれていたため、自身の能力を発揮できる場への登用に恵まれないことが多くありました。これらは、多くの女性が出産期に離職して、子育てを終えた段階で再就職を希望するため、時間的な制約でフルタイムでの勤務が困難であったり、フルタイムであっても離職期間があったりするために、在職年数や経験が男性より乏しくなることが大きな原因の一つと考えられます。

こうした中、働く人が性別により差別されることなく、働く女性が母性を尊重され、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、1999（平成11）年に「男女雇用機会均等法」が改正施行され、募集・採用、配置・昇進、定年・退職・解雇等に関して性別を理由とした差別が禁止されるなど、働く場における女性の権利保護と地位の向上が確立されつつあります。

このことから、企業等に対して、労働環境の見直し、出産・育児後にも継続して働ける就労環境の整備を促していくことが必要です。また、やむを得ず離職した場合には、専門性の高い技術の習得、その他の学習機会を紹介するなどの情報提供が求められています。

さらに、企業ではワーク・ライフ・バランスの実現のため、男女が共に働きやすい職場環境を整えることで、多様な人材を生かし、活力ある会社を運営していく動きが見受けられます。しかしながら、いまだに男性は子育て期にあっても職場に長時間拘束され、家事分担等に必要な家庭生活の時間を確保することが難しい状況にある一方、女性は家事、子育て、介護などの多くを担い、希望する就労形態で働くことが困難な環境にある場合もあります。

次代を担う子どもたちをすこやかに育成する視点からも、男女が共に子どもと向き合う時間が十分確保されるように、ワーク・ライフ・バランスの実現や育児休業制度の積極的な活用に向けた周知・啓発を行い、企業の主体的な労働環境の見直しを促進する必要があるといえます。

さらには、農業や商工自営業に従事する女性は、事業の運営に重要な役割を果たしているにもかかわらず、その労働について適正な評価がされないことがあります。対等なパートナーとして、女性が経営への参画を行うことや待遇の確保が求められています。

2015（平成27）年8月に「男女共同参画社会基本法」の基本理念に基づく「女性の職業

生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。)が施行され、市町村における推進計画や事業者における行動計画の策定なども含め、女性活躍に関する様々な施策に取り組むことを求めています。また、2019(令和元)年5月には同法の一部を改正し、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主に「一般事業主行動計画」の策定・届出を義務付けるなど、仕事と家庭生活を両立できる制度づくりを推進しています。

【施策の基本方向】

性別にとらわれない個人の能力に基づく雇用管理の実現を図るとともに、多様な働き方に応じた適正な処遇・労働条件の確保、母性を尊重しつつ充実した職業生活の実現に取り組みます。

また、ライフスタイルに合った多様な働き方と雇用の継続を可能とする環境づくりのほか、農業や商工自営業では、男女が対等なパートナーとして共に経営及びこれに関連する活動に参画するなど、労働における男女平等を推進します。

【実施施策】

(1) 女性の職業能力の開発・育成の支援(産業政策課)

関係機関と連携して女性の再就職に向けた支援を行います。

(2) 育児休業、介護休業取得に向けた啓発(産業政策課)

子どもの養育または家族の介護を行い、または行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活の両立を図るため、事業主が実施すべき措置や助成制度について、情報発信を行うとともに関係機関と連携して意識啓発を推進します。

(3) 女性農業者の育成と活躍できる環境の整備(農政課)

女性の農業経営への積極的な参画と女性農業者の更なる活躍に向けて、関係機関と連携して農業経営や農業技術の向上に向けた研修会を開催し、女性農業者を育成するとともに、就労環境の改善の必要性や環境整備に当たり活用可能な支援制度を周知するなど、女性が活躍できる環境づくりを推進します。

(4) 職業生活と家庭生活が両立できる就業環境の整備(産業政策課)

働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や、子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、関係機関と連携して事業者等への意識啓発を推進します。

(5) ひとり親家庭への就職支援事業の推進(こども課)

ひとり親家庭の父または母は、一人の収入で生計を維持していくため、長期に安定した職に就く必要があります。安定した職を得て自立した生活基盤を築くことができるように、資格取得にかかる費用に対する助成を行うほか、上越公共職業安定所と連

携した就職支援を推進します。

(6) 市役所で働く女性職員の活躍推進（人事課）

「女性活躍推進法」の施行に伴い、2016（平成28）年3月に改訂した『上越市特定事業主行動計画』に基づき、育児休業等の取得促進など、仕事と子育てが両立できる職場づくりを推進し、市役所で働く女性が働きやすい環境を整備するとともに、政策形成に参画できる機会を拡大するため、女性職員の積極的な登用を推進します。

また、女性の社会参画の推進に向けて、実施した取組とその結果を市ホームページで公表します。

(7) 学校で働く女性教職員の活躍推進（学校教育課）

学校においては、能力・適性に応じて主任等の中核となる分掌に女性を配置したり、管理職選考検査の受検を促したりするなど、キャリアアップにつながる働きかけを校長に促します。

第5節

社会福祉の充実

【現状と課題】

出生率の低下、高齢化・核家族化の進行、女性の就業率増加など社会情勢の変化の中で、社会福祉は特定の人だけの問題ではなくなっています。今日では、子どもをすこやかに生み育てられ、仕事との両立が可能な支援対策が望まれています。

また、介護の多くを女性に依存している現実を踏まえ、女性のみには負担がかからないように分担を進めていく必要があります。

男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるような制度や環境づくり、労働時間の短縮などの労働条件の整備とともに、「家庭での責任は男女共同で担うもの」との共通認識を確立することが重要です。

特に女性には、思春期や妊娠・出産期、更年期、高齢期の人生の各段階に応じた健康上の問題があること及び女性の人権を尊重する観点からも、ライフステージに応じた健康教育、健康診査や相談・指導の取組が必要です。

【施策の基本方向】

子育てや介護等の負担感を減らし、安心して仕事と家庭を両立させるためには、様々な環境整備を進めることが大切です。保育サービスの充実、育児・介護に関する情報提供、相談体制の充実、地域で子育てや介護を支援する体制の確立、健康支援、心身の悩み相

談、ボランティア活動による健康支援など、一人ひとりが生きがいをもてるよう環境整備を図っていきます。

【実施施策】

(1) 特別保育事業等の充実（こども課、保育課、学校教育課）

女性の社会進出の増加とともに就労形態の多様化に対応するため、引き続き未満児保育、延長保育、病児・病後児保育、一時預かり事業及び放課後児童クラブを実施します。

(2) 男女共同参画の視点に立った介護支援策の充実（男女共同参画推進センター）

介護に関する男女共同参画推進センター講座の実施など、男女共同参画の視点に立った介護支援の啓発を推進します。

(3) 女性の心身の健康支援（健康づくり推進課、男女共同参画推進センター）

ライフステージに応じた的確に健康管理ができるよう、健康教育や健康診査、相談の機会を充実していく必要があります。女性の性と健康のための情報提供と相談支援を行います。

(4) 啓発の推進（男女共同参画推進センター）

男性も女性も、仕事と育児・介護等の調和が図られるよう、「家庭は男女が協力し合い一緒につくるもの」という意識の普及に向けて、人権週間、男女共同参画週間などの機会に、家庭や地域、企業等に対し、意識啓発の取組を推進します。



外国人市民の 人権保障の実現



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

国際化の急速な進展により、情報、カネ、モノ、人が国境を越えて自由に移動するようになってきた今日、日本に住む外国人は近年増加傾向にあり、2020（令和2）年12月末時点で在留外国人は288万人、5年前との比較では約65万人、29.3%増となっています。

こうした国際化の潮流は、一定の技能を持つ外国人や技能実習修了後の希望者に新たな就労資格が与えられることになった、2018（平成30）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正によってさらに加速され、我が国を国籍、民族、文化及び宗教的に多様な社会へと急激に変化させ、同時に外国人の人権と民族的・文化的独自性を尊重して共生することがより強く求められていくこととなります。

しかし、現実には、在日韓国・朝鮮人が、日本社会の歴史的過程の中で偏見や差別を受けてきた事実があります。このような特定の民族や国籍の人々を地域社会から排除することを煽動するため、不当な差別的言動（ヘイトスピーチ／憎悪表現）が行われ、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりしています。

こうした行為に対しては、「差別は許されない」という意思を明確に示すことが必要です。2016（平成28）年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）が施行されました。

1979（昭和54）年、我が国は国際連合が採択した国際人権規約を批准し、1981（昭和56）年に難民条約に加入しました。こうした国際人権保障の潮流により、管理規制を重視してきた外国人法制の在り方が見直されてきました。

一例として、難民条約では難民に対する社会権保障について「内外人平等」を求めていたことから、この義務を果たすため、「国民年金法」と「国民健康保険法」、児童手当三法（「児童手当法」、「児童扶養手当法」、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律」）から国籍要件が取り除かれ、在日韓国・朝鮮人を始めとする外国人市民にも社会保障サービスが提供されるようになりました。

また、我が国に入国・在留する外国人が年々増加していることを背景に、外国人市民に対しても、日本人と同様に基礎的行政サービスを提供する基盤となる制度が必要となってきたことから、2012（平成24）年7月に「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が施行され、外国人市民についても「住民基本台帳法」の適用対象に加えることで、外国人市民の利便の増進及び行政の合理化が図られました。このことにより、これまでの外国人登録制度は廃止されています。

一方、参政権については、国民主権の原理に反するため違憲であるとの政府見解により外国人には認められていません。また、永住者など生活基盤が日本社会にあり、日本国民

と同様に納税などの義務を果たしている外国人（以下「永住外国人」という。）に対して、法律をもって、地方選挙権を認めることは憲法上禁止されていないとする最高裁判決があるものの、それに応える立法措置がなされていないのが現状です。

これに対し、市の議会では、1994（平成6）年に地方参政権を求める意見書を国に提出しています。また、2009（平成21）年には「上越市市民投票条例」を制定し、一定期間以上日本に在留し納税の義務を負う永住外国人の住民投票権を認めています。

市の外国人市民の数は、2021（令和3）年3月末時点で1,766人となっており、近年、急速に増加しています。

市では、外国人市民と市民が互いの文化や立場を尊重し、共に学び合うことが必要であることから、1996（平成8）年に上越国際交流協会を設立し、2001（平成13）年に上越市国際交流センターを開設して市民と協力しながら外国人市民の日本語習得の機会や相談体制などの充実を図り、お互いの理解を深めることができる学習機会と交流の場の確保に努めています。

1 国籍条項

【現状と課題】

現行の公務員制度においては、外国人市民の公務員の採用に関する明文の規定はないものの、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という政府見解により、長らく日本国籍をもつことが条件であるとされてきました。

しかしながら、その後の急速な国際化の進展に伴い、自治体とそこに勤務する地方公務員をとりまく社会や経済の状況も次第に変わり始めました。このような中、1979（昭和54）年の国際人権規約などの発効を機に国際的な人権思想が高まりをみせ、永住外国人による直接的な要求運動も大きく盛り上がり、1990年代には、一律的な国籍条項の適用を見直す自治体も出てきました。

さらに、1996（平成8）年には、当時の自治大臣が「一定の制約の中で外国人を採用することは自治体の裁量に委ねる」という談話を発表し、国際人権規約の精神である内外人平等の原則を踏まえ、従来の政府見解をできるだけ限定的に解釈し、多くの職種において国籍による制限を取り除いていこうとする前向きな考え方を示しました。

これにより、日本国籍をもたない人であっても従事できる職務内容を限定し、その職務の範囲内で昇任や人事配置など人事管理上の措置を講じることにより、全ての職種において任用することが可能と判断し、運用する動きが増えてきました。

市では、1995（平成7）年度採用から、一般行政職のうち保健師、栄養士、保育士、司書等の専門的・技術的な一部の職種について国籍要件を撤廃し、2008（平成20）年度採用からは、全ての職種について国籍要件を撤廃しています。

【施策の基本方向】

働く権利は、いわゆる「健康で文化的な生活を営む権利」を享有するためには最も重要な権利であり、国籍に関係なく職業選択の自由と働く権利が保障されるように取り組みます。

【実施施策】

(1) 職業選択の自由と働く権利の保障（人事課）

採用試験における全ての職種について、引き続き、国籍要件を設けません。



人権教育・啓発の推進



1 人権啓発推進組織の充実

【現状と課題】

市では、上越市国際交流センターを開設し、日本語教室の実施や相談窓口の設置、多言語による情報提供など、市内に住む外国人市民の日常生活の支援を進めてきました。

また、上越国際交流協会と協力し、小・中学生を対象とした異文化交流「ワールドキャンプ」などの交流イベントを通じて、市民が国際感覚を養うことができるように努めてきました。しかし、外国人市民の人権についてはいまだ十分な理解がされておらず、偏見や差別の解消が図られていないのが現状です。

市民意識調査では、「外国人の人権問題を解決するには何が必要か」との問いに対し、「外国人との交流機会を増やし相互理解を深める」（60.7%）が最も高く、「外国人が相談しやすい体制の整備」（36.3%）、「日本人の意識や社会システムを見直す」（34.8%）も上位となりました。増加傾向にある外国人市民の受入環境整備の必要性の高まりが見られる中、外国人と市民が互いを理解し認め合う、多文化共生社会の実現に向けて、様々な施策に取り組んでいく必要があります。

【施策の基本方向】

外国人市民に対する理解を深め、偏見や差別の解消と多文化共生に向けた取組の重要性についての認識を市民に広げるため、市及び関係団体の組織の充実と連携の強化を図り、交流事業や啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 上越市国際交流センター機能の充実（共生まちづくり課）

上越市市民プラザ内に開設している上越市国際交流センターを、外国人市民のニー

ズに応じた情報提供や交流の場として活用します。

(2) 民間団体活動との連携（共生まちづくり課）

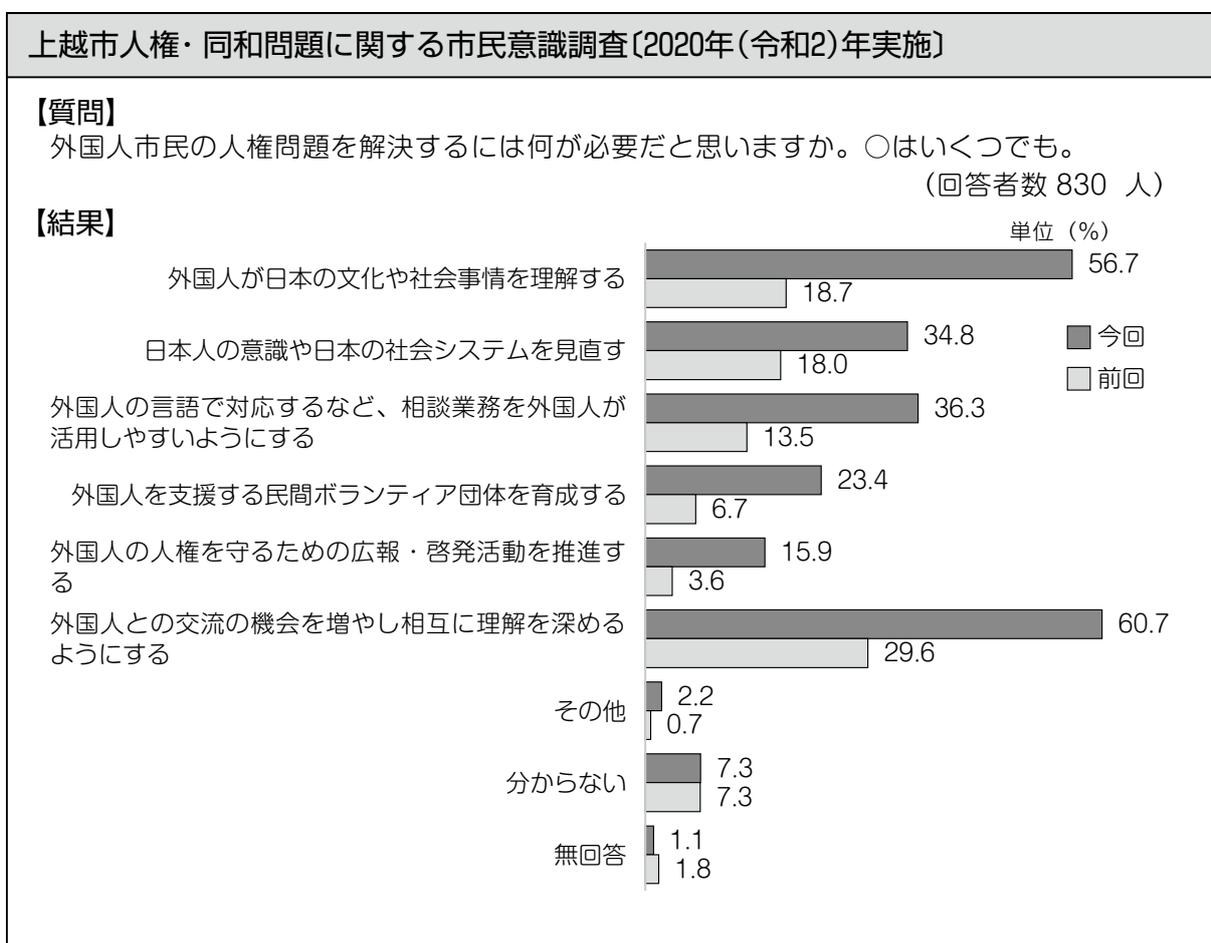
外国人市民との相互理解のために、上越国際交流協会などの関係機関や民間団体・組織と連携し、交流と支援の促進を図ります。

(3) 交流事業の推進（共生まちづくり課）

多文化共生社会の形成に向け、互いの文化を理解し尊重し合えるよう、講演会やセミナー、交流会の実施など、交流事業を推進します。

(4) 国際交流ボランティアの養成（共生まちづくり課）

市民主体の国際交流活動を推進するため、リーダーとなる人材を養成する講座を実施します。



2 就学前教育・学校教育・社会教育における人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

市では、地域の中で多くの外国人市民が生活しています。それに伴い、乳幼児の入園も増えてきており、言葉や生活習慣、文化の違う子どもたちへの理解を内容とした保育や教育が必要となってきました。

また、学校にも児童・生徒が在籍していますが、全ての児童・生徒が言葉や生活習慣、文化の違いを理解し認め合えるように指導し、学習や生活を通じて互いの思いを共有した仲間づくりを進めています。

こうした取組に加え、市ではボランティア団体の活動を積極的に支援し、集会でのパネル展示や情報提供など市民に対する啓発活動を実施してきましたが、いまだに外国人に対する偏見や差別はなくなっておりません。

多文化共生社会を形成するには、学校教育や社会教育において国際交流を担う人材を育成するなど、市民の意識啓発と国際理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

国籍や民族の違いを問わず、互いの文化・宗教・生活習慣などを認め合う多文化共生社会の形成に向けて、寛容な心や人権感覚を育み偏見や誤解をなくすための教育の機会や啓発活動の充実を図ります。

【実施施策】

(1) 就学前教育における国際理解教育

ア 保育・教育者の資質と指導力の向上（保育課、学校教育課）

遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修を実施し、保育・教育者の資質と指導力の向上に取り組めます。

イ 保護者啓発の充実（保育課、学校教育課）

外国人市民の人権問題に関する認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。

(2) 学校教育における国際理解教育

ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実（学校教育課）

外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組めます。

イ 国際化に対応した国際理解教育の推進（学校教育課）

外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。

ウ 母語による教科支援（学校教育課）

上越国際交流協会と上越教育大学、学校とが協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、実態や必要に応じて母語による教科支援を行います。

(3) 社会教育における国際理解教育

ア 外国人市民に対する学習の機会・情報の提供（共生まちづくり課）

外国人市民と日本人が同じ市民として言葉、文化、生活習慣の相互理解を図るため、外国人市民に対し多言語による情報提供や学習会、交流会を実施します。

イ 市民の学習・啓発活動の充実（共生まちづくり課）

外国人市民についての理解を深めるため、上越市国際交流センターを拠点に国際ボランティア養成講座を始めとする各種講座を実施するとともに、市民への図書や教材の貸出し、交流会の実施に取り組みます。

ウ 青少年を対象とした国際理解の推進（社会教育課）

「謙信KIDSプロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。

エ 市職員の資質の向上（共生まちづくり課）

外国人市民への支援の充実を図るため、庁内関係部署による情報共有会議や研修などにより職員の資質の向上に取り組みます。

第3節

社会参画の推進

【現状と課題】

外国人が地域社会で生活する上で直面する問題として、「言葉、制度、心」の三つの壁が存在するといわれており、特に労働者としての外国人市民は、行動範囲が職場と自宅、買い物等に限定されやすいほか、様々な行政情報等も届かず、社会生活を送る上で不安や不便さを感じている人が多いと指摘されています。

市に暮らす外国人市民の不安を解消し、生活の利便性を高めるためには、生活する上で役に立つ情報の提供や相談体制の整備が必要です。また、日本に暮らす外国人にとって、日本語の習得は円滑な社会生活を営む上で欠くことのできないものです。市においては、外国人市民の日本語習得を支援するため、生活に必要な会話や読み書きなどを学ぶ日本語教室が開かれています。

こうした日本語教室は、日本語習得を支援する場であると同時に、外国人市民とボランティアが互いの文化や立場を尊重し、理解し合い、そして共に学び合う、国際理解・国際交流の場でもあり、更なる充実が望まれています。

さらには、外国人市民が暮らしやすい環境づくりに向け、様々な要望を把握し、生活に関する情報提供や相談業務を充実することが必要です。

【施策の基本方向】

外国人市民に対する差別撤廃のための啓発活動と情報提供や相談の充実など、外国人市民の人権を擁護し、社会参画の促進を図るための取組を進めます。

【実施施策】

- (1) 外国人市民の地域社会への参画（共生まちづくり課）
外国人市民がその能力をいかし、地域の一員として活躍できる環境づくりを推進します。
- (2) 啓発の推進（共生まちづくり課）
共に地域に暮らす住民として、互いの文化を理解して尊重し合えるように、講演会やセミナー、交流会の実施など、地域等との連携により交流事業を実施します。
- (3) 相談体制の充実（共生まちづくり課）
外国人の人権に配慮し、在留資格や国籍など外国人特有の相談に応じるため、関係機関や民間団体・組織との連携により的確に対応します。
- (4) 日本語習得の支援（共生まちづくり課）
外国人市民の日本語習得を支援するため、生活日本語教室を実施します。
- (5) 情報提供の充実（共生まちづくり課、生活環境課）
社会生活に必要な各種の情報を提供するため、多言語の表記による生活ガイドブックや多言語版ごみ分別ポスター・カレンダーを作成します。また、各種案内表示についてもやさしい日本語や外国語併記を推進します。
- (6) 医療通訳ボランティアの派遣（地域医療推進室）
外国人市民の健康を確保するため、日本語を話せない外国人市民が医療機関を受診する際に、医療機関との意思疎通を図るための「医療通訳ボランティア」を派遣します。
- (7) 災害時の外国人への支援（共生まちづくり課、市民安全課、危機管理課）
災害発生時に、市災害応急対策計画に基づき多言語による情報発信、相談員の派遣を行います。
また、多言語支援センターが設置された場合、市と上越国際交流協会が連携し、日常業務で蓄積した地域の外国人情報を活用しながら支援に当たります。

第4節

職業の安定と雇用の促進

【現状と課題】

経済社会の国際化・グローバル化の進展や少子高齢化に伴う人材不足などを背景に、就労を目的として我が国に入国、在留する外国人は増加しています。国においても、

2018(平成30)年に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を策定し、外国人材の受入れ環境の充実のための総合的施策を図るなど、対応策を講じています。

しかしながら、その就労状況を見ると雇用が正しく取り扱われず、相談に訪れる外国人が増加するなど、労働環境に関する課題も見受けられます。

外国人であることを理由とした、雇用を巡るトラブルなどが見受けられる現状を打開するため、就職差別解消に向けた意識啓発を行うとともに、就職・就労に向けた能力開発や資格の取得、実務研修などの支援が必要です。

【施策の基本方向】

様々な在留資格を有する外国人が就労し、地域社会を構成する一員として安心して暮らしていくには、言葉や制度、心の壁が存在します。この壁を取り除いていくため、関係機関との連携により、きめ細かな相談活動と就職差別解消に向けた意識啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 相談・啓発活動の推進（産業政策課）

企業や上越公共職業安定所と連携し、能力開発や資格の取得、実務研修のほか、企業への啓発、就労や雇用情報の提供に取り組みます。



第7章

高齢者の社会参加の 推進と社会福祉の充実



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

我が国は、2020（令和2）年に総人口に占める65歳以上人口の割合が28.7%に達し、4人に1人が高齢者という超高齢社会を迎えました。内閣府は、2060（令和42）年には2.5人に1人が65歳以上、4人に1人が75歳以上になると予測しています。市の高齢化率は、2021（令和3）年3月末時点で32.9%（61,900人）と5年前との比較では2.8ポイント増加しています。

国民一人ひとりが生涯にわたって安心して生きがいをもって過ごすことができる社会をめざし、1995（平成7）年に制定された「高齢社会対策基本法」では、基本理念や総合的に推進する施策の基本的枠組みが示されました。

しかし、法はその前文で、「高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れており、早急に対応すべき課題は多岐にわたる」と指摘しています。

高齢者が可能な限り自立して快適な老後生活を送るためには、まず、各種の公的年金制度や公的扶助により所得が保障されることが求められます。また、加齢とともに医療の必要性も高まることから、医療制度に基づく医療の保障が必要となります。特に、高齢者の医療に関しては、健康の増進、疾病の予防から治療、リハビリテーションなど、個々の高齢者の心身の状況に応じて適切な保健・医療サービスが提供されなければなりません。

さらに、疾病などにより高齢者が自力で生活できなくなったときには、在宅や施設において必要とする介護を受けられることなど、保健・医療サービスとの連携を図りながら、様々な福祉サービスが保障されることも求められます。介護についても介護する人の負担からみただけでなく、介護を受ける高齢者の立場で考えるというように、高齢者を福祉の権利主体として捉える視点が大切です。

その上で、高齢者の意思や自己決定を最大限に尊重しつつ、必要とされる援助を行うという「自立への支援」の姿勢が求められるのです。

市民意識調査では、「高齢者の人権が尊重されていないと感じるのはどのようなときか」との問いに対し、前回調査に引き続き「悪徳商法による高齢者の被害が多い」（53.9%）が最も高く、近年の特殊詐欺や消費者被害の影響が表れているものと考えられます。次いで「情報が一人暮らしの高齢者に十分伝わらない」（40.8%）であり、「その他」の自由記述でも高年層に対する各種の情報不足の声が寄せられていることから、高齢者への情報の伝達方法等を工夫していく必要があります。

しかし、介護を必要とする高齢者がいる一方で、働く意欲と能力をもち、可能な限り自立して快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多くいます。

高齢者が生きがいをもって生活していくためには、その能力と意欲に応じて就業の機会があり、様々な社会活動に参加することや、安価で暮らしやすい住宅の確保とともに、安全で高齢者にやさしいまちづくりなど、生活環境の改善が望まれています。

また、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、高齢者の財産を本人に無断で家族等が処分する事案が発生しているほか、高齢者を標的とした詐欺の多発など、高齢者の生活を脅かす問題が起こっています。

こうした状況に対し、2006（平成18）年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行され、家族及び親族等の養護者並びに介護施設職員による高齢者虐待の防止だけでなく、養護者に対する相談や指導及び助言の支援が盛り込まれました。

市では、介護保険サービスと高齢者福祉サービスの今後の方向性や取組を示す『上越市介護保険事業計画』並びに『高齢者福祉計画』を策定し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、必要なサービスや事業に取り組んでいます。引き続き、誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現に向けた取組を推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者に対する虐待や家族による財産の不正使用、詐欺・悪質訪問販売・悪徳商法による財産の侵害などが生じないように、高齢者の人権を尊重する意識の普及、高揚を図る啓発活動を推進します。また、被害者からの相談については、国・県・人権擁護機関・人権団体と連携し的確に対応します。

【実施施策】

（1） 高齢者の相談支援の実施（すこやかなくらし包括支援センター）

高齢者の虐待、生活困窮等の相談に応じ、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

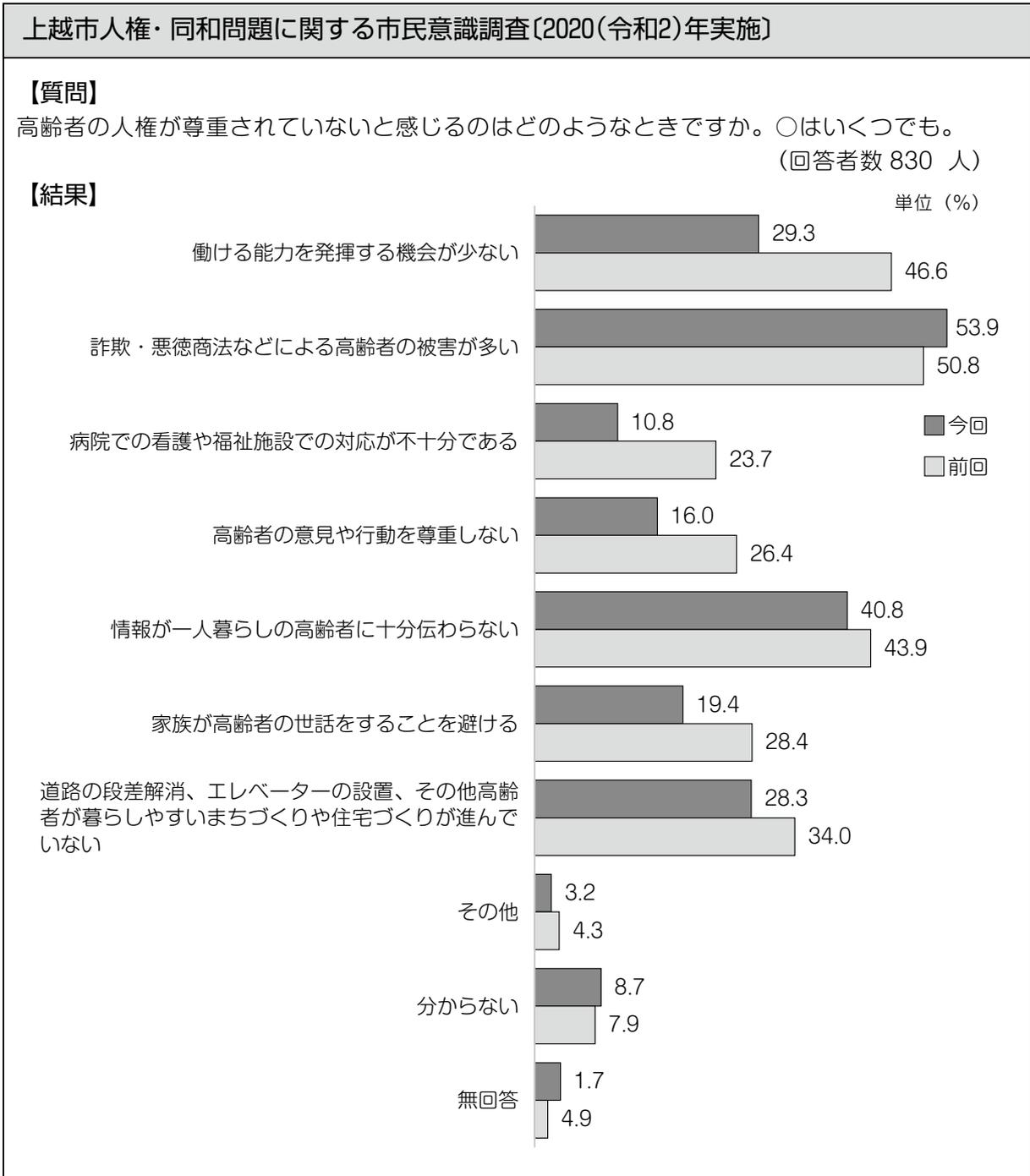
（2） 権利擁護の推進（すこやかなくらし包括支援センター）

高齢者の虐待防止に取り組むほか、判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護が適切に行われるように、成年後見制度に関する相談に対応し、関係機関と連携しながら、必要な支援を行います。

（3） 人権啓発の推進（人権・同和对策室、すこやかなくらし包括支援センター）

高齢者の人権について市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を推進します。人権侵害が発生した場合は、事実関係を調査し、加害者にその行為が人権侵害であることを理解させるなどの教育指導・啓発を行います。

また、高齢者の虐待防止や成年後見制度の利用促進に向け、関係機関と連携しながら相談窓口や制度の周知を行います。



第2節

人権教育・啓発の推進

【現状と課題】

本格的な高齢社会を迎え、一人暮らし世帯と高齢者のみ世帯の割合が増加し、同居世帯が減少していく中で、地域社会において、高齢者が子どもや他の世代と触れ合う場が少な

くなっており、両者の交流がより求められています。

学校、家庭、地域などあらゆる場で、人々が積極的に高齢者と交流し、共に学習し合うことを通して、高齢者の生き方や願いを理解し、互いを認め合う人間関係の構築に取り組む必要があります。

高齢者も社会の重要な一員として生き生きと暮らせる社会の実現をめざして、高齢者の人権について市民の理解を深めていくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者の実態を正しく把握し、高齢者の人権の尊重と生きがいの保障の実現を社会全体の課題と認識し、共に解決していこうとする意識の醸成に取り組みます。

また、市民が、高齢者の生き方や高齢社会の在り方についての学習を通して、高齢者に対する偏見や差別、虐待の問題に気付くとともに、自分自身の課題として捉え、主体的に解決する意識を高めます。

さらには、高齢者の自立と社会参加を図る高齢社会の実現をめざして、世代を超えて互いを認め合う人間関係づくりに取り組むとともに、教育関係者は、高齢者の人権に関わる研修を深め、学習及び活動の充実を図るとともに、家庭や地域と連携・協力して啓発や情報提供に取り組みます。

【実施施策】

(1) 市職員の資質の向上（人権・同和对策室）

市職員一人ひとりが、自らの職務や地域社会の中で、人権啓発の指導的役割を果たすことができるよう研修を実施します。

(2) 教職員の資質の向上（学校教育課）

高齢化の進展を踏まえ、学校教育における福祉教育の推進を図る必要があります。このため、教職員の高齢者に対する人権意識を高めるための研修を実施します。

(3) 学習と交流の機会の充実（社会教育課）

地域住民に身近な公民館等社会教育施設を活用し、高齢者のニーズ・課題に応じた学びや交流の機会となる事業を行います。また、高齢者のもつ優れた知識・経験を生かすことのできる世代間の相互交流や地域の連帯感を高める活動を推進します。

(4) 人権啓発の推進（人権・同和对策室、すこやかなくらし包括支援センター）

高齢者の人権について、高齢者も含めた市民の理解を深め、高齢者に対する偏見や差別、虐待を解消するため、人権啓発DVDを活用した「地域人権懇談会」の実施や広報上越、市ホームページによる啓発活動を推進します。

第3節

社会参加の推進

【現状と課題】

高齢者が生きがいをもって生活していくためには、その能力と意欲に応じた就業や地域活動への参加など、地域社会とのつながりを持つ様々な社会活動に参加する機会を持つことが大切です。

我が国の高齢者の就業状況をみると、2020（令和2）年度の65歳以上の労働力人口は922万人、全体に占める割合は13.4%となっています。「高年齢者等雇用の安定等に関する法律」に基づき、事業主に対して定年の引上げや継続雇用制度の導入を義務付けていることにより、高齢者の就業は更に促進されていくものと考えられます。

また、高齢者の社会参加を推進するためには、高齢者自身が社会における役割を見出し、生きがいをもって積極的に社会に参加できるように、社会環境を整備することが重要になります。

市では、人としての尊厳を保ちながら自らの意思で行動し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちをつくるため、1999（平成11）年3月に「上越市人にやさしいまちづくり条例」を制定しました。また、条例に基づいて『上越市人にやさしいまちづくり推進計画』を策定し、バリアフリーだけでなく年齢や性別、個人の様々な状況、能力等を問わず、あらゆる人の利用を可能にするユニバーサルデザインの考え方を取り入れながら人にやさしいまちづくりを推進してきました。2007（平成19）年には『公共建築物ユニバーサルデザイン指針』を策定し、公共建築物のユニバーサルデザイン化を進めています。

これからも推進計画に沿った施策の展開を図りながら、高齢者を始めとする全ての市民の基本的な人権が尊重され、社会参加の機会が確保される豊かで住みよい地域社会の形成を総合的・体系的に推進していく必要があります。

【施策の基本方向】

高齢者の就業が今後更に進むことを踏まえ、高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、働ける能力を発揮できるように取り組みます。

また、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるようにするため、生涯学習の機会を確保するとともに、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会活動への参加を促進します。

さらには、高齢者の社会活動への参加機会の確保や生きがいのもてる生活の実現のために、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進します。

【実施施策】

(1) シルバー人材センターの支援（高齢者支援課）

高齢者の就業機会を確保するため、豊富な人生経験や知識、技能を地域社会に生かすシルバー人材センターの支援を行います。

(2) 社会参加の機会確保（高齢者支援課）

生きがいと健康づくりを推進する多様な事業を実施するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの助成を実施します。また、高齢者が現役時代に磨き上げてきた知識や経験、技能など、かけがえのない力を活力ある地域づくりに役立てるための仕組みづくりを検討し、高齢者の活躍の場を創出します。

(3) 相互で助け合う体制づくりの促進（高齢者支援課）

ボランティアによる高齢者相互や地域における助け合い体制の構築を支援します。

(4) ユニバーサルデザインの推進（共生まちづくり課、高齢者支援課）

高齢者が安全・安心で快適に利用できる施設整備を行うとともに、施設管理者や事業者が利用者に配慮した運営・管理等の取組を促進します。

第4節

社会福祉の充実

【現状と課題】

2000（平成12）年4月にスタートした介護保険制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、給付と負担の関係が明確な社会保険方式により社会全体で介護を支える仕組みであり、また、利用者の選択により保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できる制度です。

市では、「誰もが生涯を通じてこころとからだのすこやかさを保てる環境が整い、安心して自分らしく暮らせるまち」をめざして、全ての市民が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができ、必要なときに必要な保健・医療・福祉サービスを受けることができるまちづくりに向け、様々な取組を行ってきました。

市の介護保険の認定者数は、スタート時点では4,533人でしたが、2021（令和3）年3月末には12,531人となっています。市では、2021（令和3）年度～2023（令和5）年度を計画期間とする『上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画』を2021（令和3）年3月に策定し、「誰もが居場所と出番を持って、共に支え合いながら、安心してすこやかに自分らしく暮らせる地域社会の実現」を基本理念として各種の施策を実施しています。

主な施策として、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように、介護予防や生きがいづくりに取り組むとともに、地域における見守り体制と医療・介護・福祉の多様な職種の連携を軸とした包括的な支援サービスを提供することで、持続可能な

高齢者保健福祉サービスの環境整備を図っています。

一方、健康寿命の延伸と質の高い満足した生活を実現するには、寝たきりの原因である脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病の重症化を予防することが重要です。このため、市では生涯にわたる健康を一貫して支援する体制を整え、訪問活動を中心とした保健活動に取り組んでいます。

介護保険制度の運営や生涯にわたる健康づくり活動の実施に当たっては、高齢者を始め、全ての市民が人間としての尊厳を保ちながら、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、また、生涯現役として生きがいのある人生を送れるように、市民の立場に立って総合的・体系的に推進していくことが必要です。

【施策の基本方向】

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく生活を送ることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの定着を図ります。

また、介護を必要とする高齢者を支援するため、専門的知識・技能を有する人材を幅広く確保し、資質の向上を図るとともに、相談体制の整備やサービス提供事業者が自らサービスの質の向上と質の均衡・維持を図ることができるように支援します。

さらには、介護保険事業や介護予防、認知症施策を推進するとともに、介護が必要な高齢者等が在宅で安心して生活することができるよう、在宅福祉サービスを提供し、高齢者とその家族の負担軽減を図ります。

【実施施策】

(1) 地域包括支援センターの運営（すこやかなくらし包括支援センター）

身近な地域の相談機関である地域包括支援センターにおいて、高齢者の日常生活や介護、健康等の相談に応じるとともに、関係機関と連携し必要な支援につなげます。また、地域ケア推進会議を開催し、高齢者が地域において自立した日常生活を継続できるよう、地域の支援者と連携しながら見守り等の必要な支援体制を整備します。

(2) 介護支援専門員の資質向上（高齢者支援課、すこやかなくらし包括支援センター）

支援が必要な人の自立支援や重度化防止につながるケアマネジメントができるように、研修を継続的・体系的に実施し、介護支援専門員の資質の向上に取り組めます。

(3) 介護保険運営協議会の開催（高齢者支援課）

市民参加型の運営協議会を開催し、介護保険事業の運営状況や事業計画の見直し・策定に関する審議を行い、事業の円滑化を図ります。

(4) 介護相談員派遣事業の実施（高齢者支援課）

利用者相談や事業者との連携の中で、サービスの質の向上を図る「介護相談員派遣事業」を行います。

(5) 個別訪問型保健指導の実施（健康づくり推進課）

介護予防事業として、脳血管疾患や糖尿病などの発症予防や重症化予防のため、個別訪問型の保健指導を引き続き行います。

(6) 認知症初期集中支援チームの設置（すこやかなくらし包括支援センター）

認知症専門医、保健師、社会福祉士及び認知症地域支援専門員などで構成する認知症初期集中支援チームが、認知症の人やその家族の相談に応じ、専門医の受診や介護サービス等につなげます。



第8章

子どもの人権の確保



第1節

人権擁護の確立

【現状と課題】

近年、我が国においては、急速な少子化が進行し、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、いじめや虐待、貧困など、子どもの人権と安全・安心を脅かす様々な事案も発生し、大きな社会問題となっています。

このような中、子どもの人権を確保するためには、まず子ども自身に対して自分が持っている権利を分かりやすく知らせることが重要であり、大人も子どもの権利を正しく理解することが必要です。

市では、1989（平成元）年の国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」（以下「子どもの権利条約」という。）の精神を踏まえ、2008（平成20）年4月に「上越市子どもの権利に関する条例」を施行し、条例に基づき策定した『子どもの権利基本計画』に位置付けた子どもの権利に関する各種施策を計画的に推進してきました。

2020（令和2）年3月には、子ども・子育てに関する取組をより一層推進するため、『子ども・子育て支援事業計画』と『子どもの権利基本計画』を一体化した『子ども・子育て支援総合計画』を策定しました。

この計画に基づき、権利の侵害から子どもを救うことができるように、侵害の早期発見や相談体制の充実、関係機関との連携を引き続き図っていきます。

【施策の基本方向】

「子どもの権利条約」と「上越市子どもの権利に関する条例」の趣旨に基づき、全ての子どもの権利が大切にされ、自信をもってすこやかに生活できる社会づくりをめざします。また、子どもの権利の侵害からの早期救済と擁護、さらには相談窓口の整備や関係機関との連携体制の強化を図り、迅速かつ円滑な対応を行います。

【実施施策】

（1）子ども・子育て支援総合計画の推進（こども課）

『子ども・子育て支援総合計画』に位置付けた各種施策を着実に推進するため、子ども・子育て会議において進捗管理を行います。

（2）子どもの虐待予防の推進（すこやかにくらし包括支援センター）

子どもの虐待防止を図るため、児童相談所や教育機関、警察署などの関係機関により構成する上越市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の早期発見、早期支援に取り組むとともに、保育園や学校等の職員を対象に虐待対応研修会や市民啓発を

行っていきます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などの機会を通して、保健師や家庭児童相談員等が不安や負担感を抱える保護者への支援を行います。

(3) 若竹寮の管理運営（こども課）

「児童福祉法」に基づき、保護者のない児童や虐待されている児童などを入所させ、その自立を支援します。

(4) 母子生活支援施設の運営（こども課）

「児童福祉法」に基づき、配偶者のない母親またはこれに準ずる事情がある母親及びその児童を入所・保護するとともに、自立の促進のためにその生活を支援します。

(5) 生徒指導への支援（学校教育課）

教職員が、児童・生徒の悩みの解消に向けた心のケアや児童・生徒の自主的・自治的な特別活動の推進を適切に指導できるようにカウンセリングや学級づくりの研修を実施します。

(6) やすづか学園（※）運営費の補助（福祉課）

自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちの傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援します。

※やすづか学園：小学4年から中学3年までのいじめや不登校に悩む児童・生徒を対象とした全寮制フリースクール

(7) 子育て関連施設等における相談の実施（保育課、こども課）

保育園、こどもセンター及び子育てひろばにおいて、子育てに関する相談に常時応じるほか、専門員による相談室を定期的に開設します。

(8) 子どもの悩み相談の実施（健康づくり推進課、学校教育課）

助産師による電話相談や学校訪問カウンセラーによる学校での教育相談、電話相談（子どもほっとライン）及び来所相談を実施し、思春期における不安の軽減や理解の普及、友人関係や生活の悩みの解消に向けた助言や支援を行います。

また、不登校児童・生徒適応指導教室を開設し、不登校児童・生徒の社会的自立をめざした学校復帰や希望する進路実現のための助言や支援を行います。

(9) 民生委員・児童委員、主任児童委員活動（福祉課）

常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施します。

(10) J A S T じょうえつあんしんサポートチーム（※）（学校教育課）

学校だけでは解決困難なケースに対し、学校が主体となって早期解決できるよう、チームによる支援を行います。

※J A S T：ジャストとは、上越（J）、安心（A）、サポート（S）、チーム（T）の頭文字をとった名称。学校訪問カウンセラー、ソーシャルワーカー、臨床心理士、担当指導主事のほか、必要に応じて顧問弁護士がチームとなり学校を支援する。

- (11) いじめ問題対策連絡協議会の運営（学校教育課）
いじめ防止等のための対策についての協議や関係機関等相互の連絡調整を行いながら、いじめ防止等に係る施策の推進に必要と認められる事項について協議します。
- (12) いじめ防止対策等専門委員会の設置（学校教育課）
重大事態発生時に教育委員会内に設置し、いじめ防止等のための対策について専門的知見からの調査研究や、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。
- (13) いじめ問題再調査委員会の設置（総務管理課）
市長部局に設置し、市長の諮問に応じて、いじめ防止対策等専門委員会の調査結果について必要な調査を行います。
- (14) 性同一性障害に係る児童・生徒への的確な対応（学校教育課、人権・同和対策室）
「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年4月30日文科科学省児童生徒課長通知）に基づき、対象となる児童・生徒にきめ細かに対応します。また、性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。

第2節

人権教育・啓発の推進

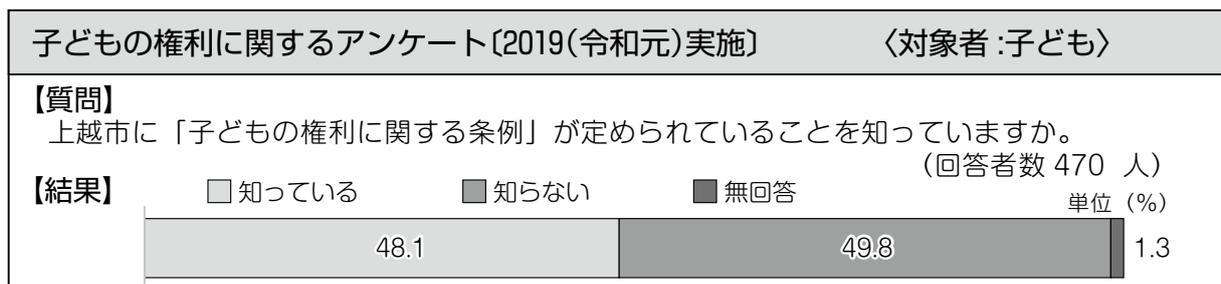
1 理解の普及と意識の啓発

【現状と課題】

2019(令和元)年に470人の子どもを対象に実施した「子どもの権利に関するアンケート」では、「子どもの権利条例」の子どもの認知度は、前回調査〔2014(平成26)年2月〕から17ポイント増加しました。

一方、2018(平成30)年に6,714人の大人を対象に実施した「子どもの生活実態に関するアンケート」では、「子どもの権利条例」の大人の認知度は低い状態にあります。

子どもが一人の人間として家庭や社会の中で尊重され、安心して健康に生きる権利や、子ども自身が一人の人間として夢や希望をもって生きる権利など、引き続き、「子どもの権利」についての理解の普及と意識の啓発への取組が必要です。



子どもの生活実態に関するアンケート〔2018(平成30)年実施〕 〈対象者:大人〉

【質問】

「上越市子どもの権利に関する条例」を知っていますか。 (回答者数 5,616 人)

【結果】



【施策の基本方向】

子どもの権利に関わる取組を推進するに当たって、まずは子どもの権利を知ってもらう必要があることから、「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発を図ります。

【実施施策】

(1) 子どもの権利に関する啓発 (こども課)

広報上越や市ホームページなどを活用し、子どもの権利についての啓発活動を行うとともに、子ども、保護者、地域住民及び子どもとの関わりを持つ組織・団体に向けて「子どもの権利講座」を実施し、子どもの権利を大切にす意識づくりを推進します。

(2) 「子どもの権利」の理解の普及と意識の啓発 (人権・同和対策室、社会教育課)

人権問題に対する市民の正しい理解と認識を深め、差別意識の払拭を図るため、人権啓発 DVD を活用した「地域人権懇談会」や小学校区単位で行っている「人権を考える講話会」を実施するとともに、講師派遣事業も実施します。

また、人権に関する図書及びビデオの貸し出しを行います。

(3) 虐待予防の啓発活動 (すこやかなくらし包括支援センター)

子どもの虐待防止啓発を図るため、ポスターやリーフレットを公共施設、保育園、学校、病院等に配布するとともに、広報上越を活用し市民への啓発を行います。

2 教育と学習

【現状と課題】

全ての子どもの権利が大切にされ、子どもが自信をもって生きていくためには、「子どもの権利とは何か」を誰もが知ることが必要です。子どもが身近な生活の中で自分の権利を自覚し、他者の権利を尊重することができるように、子ども自身が「子どもの権利」を知ることが重要です。

乳幼児期は人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、この時期に人権尊重の精神の基礎を育むことは、乳幼児の成長にとって欠くことのできないものです。こうした認識に立って、幼稚園や保育園、認定こども園では一人ひとりの子どもの人権を大切にしながら、生活習慣の実態や発達の状況を十分把握し「基本的な生活習慣」の確立を図ってい

なければなりません。

就学後は、児童・生徒自身が子どもの権利を尊重することができる行動力をもてるように、人権感覚を育むための学習が必要です。

市では、小・中学生を対象に独自の学習プログラムを使用した「子どもの権利学習」を2012（平成24）年度から行っています。この学習会により子ども自身が権利を理解するとともに、毎年、継続実施することで意識の高まりがみられます。一方、広報上越や市ホームページなどによる啓発活動を通じて、誰もが子どもの権利を大切にする意識づくりを推進していますが、大人の認知度は低い状態にあります。

子どもの成長に対して大人が与える影響は非常に大きいものです。子どもの権利が大切にされる社会を実現するためには、子どもだけでなく、大人も子どもの権利を学習することが大切です。子どもが家庭や地域の中で人権感覚を養っていくことができるように、大人を対象とする子どもの権利に関する啓発や学習を推進します。

【施策の基本方向】

子どもの人権侵害を防ぐには、子ども自身が子どもの権利とは何かを理解し、自分の権利と同じように他者の権利を尊重することが重要であることから、子どもの権利に関する教育と学習を推進し、自他を大切にする心を育みます。

また、保護者を始め、地域住民や幼稚園、保育園、認定こども園、学校との連携強化を図るとともに、教育・保育機関及び子ども・子育て支援に関する事業に取り組む人を対象とした人権研修・啓発に取り組むことで、子どもの権利に関する理解と知識を深めます。

【実施施策】

（1）子どもの権利学習プログラム『えがお』を使った学習の推進（こども課）

小学校1年生から中学校3年生までの児童・生徒が、子どもの権利学習テキスト『えがお』を使用した学習を通じて、子ども自身の権利を学ぶ取組と、学習の内容を保護者にも波及させるための取組を継続します。

（2）市職員、保育関係職員の資質の向上（こども課）

子どもの権利に十分配慮した対応、各施策への反映など、子どもと関わりの深い業務に従事している職員を対象に研修を実施し、職員の資質の向上に取り組みます。

（3）就学前教育における人権教育の充実（学校教育課、保育課）

幼稚園・保育園などの教育・保育目標に人権教育の視点を位置付け、多様な体験活動を通して豊かな心情や生命を尊重する心を育てる教育・保育を行います。

子どもを取り巻く環境、家庭・地域の教育力の現状を踏まえ、地域と連携して教育環境の整備を進めます。

子どもが権利主体として尊重される育成環境づくりを検討します。

人権教育の充実を図るために、研修により教職員の意識や資質の向上を図ります。

(4) 子どもとかかわりをもつ大人に対する支援（こども課）

民生委員・児童委員やPTAなど子どもとかかわりのある大人が、子どもをめぐる課題を把握し、子どもの権利についての理解を深めるための講座を実施します。

(5) 教職員研修の実施と子どもの権利学習への支援（学校教育課）

子どもの権利に十分配慮した子どもとの信頼に基づく人間関係の構築、虐待・いじめの早期発見など、教職員の研修を実施します。

また、学校における人権教育を支援するため、学校教育実践上の重点説明会等において、人権教育への指導を行うほか、教育センターは子どもの権利研修を実施するとともに、「人権問題に関する研究会」への参加を奨励するなど、情報提供を行います。

第3節

社会参加の推進

【現状と課題】

子どもは自分に影響を及ぼすあらゆる事柄について、自らの意見を表明する権利や地域社会に参加する権利をもっています。しかし、子どもに関わる様々な事柄は大人によって決められている場合が少なくありません。

子どもは、自分の行動が誰かの役に立ったり、自分の意見が大切にされたりすることで、自己肯定感や自信を獲得していきます。このような経験は、人との関わりの中でしか得られないものです。

子どもたちの豊かで柔軟な感性を地域に活かしていくためにも、子どもの社会参加のための取組の継続性を大切にし、子どもの意見を今後の地域のために役立てていくことが必要です。

【施策の基本方向】

子どもが豊かな人間性を育みながら、のびのびとすこやかに、自らの意思と力でたくましく生きていくための環境づくりを推進します。

また、子どもを地域全体で見守り、育てていく取組や、学校や通学路の安全対策を行うとともに、豊かな人間性を育むための様々な体験活動や子どもが地域社会に参加できる仕組みづくりを推進します。

【実施施策】

(1) 子どもボランティア参加推進事業（共生まちづくり課）

子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、小・中学校を通じて子どもたちが実践できるボランティア活動情報を提供し、子どもたちのボランティア活動への参加を促

します。

(2) キャリア教育における職場体験等の実施（学校教育課）

人権感覚を養う学習の一環として、地域の方からの職業講話、職場体験、地域行事への参加、地域の職場見学等の体験活動を通して、児童・生徒が地域の方々と関わる教育を推進します。

(3) 謙信KIDSプロジェクト（社会教育課）

心豊かで、思いやりのある子どもの育成を進めるため、ふるさと上越の豊富で特色ある地域資源を活用した体験活動を実施します。

(4) 青少年教育事業（社会教育課）

地域の子どもの対象に、地域資源及び地域の人材を活用した体験活動や交流を図る事業等を行います。

(5) 家庭教育支援講座（社会教育課）

保護者及び地域住民を対象に、家庭のもつ教育力を高める講演会等を実施します。

(6) 青少年健全育成センター事業（青少年健全育成センター）

青少年の非行防止及び若者育成支援事業等を充実し、健全育成を推進します。

(7) 地域青少年育成会議（社会教育課）

地域の子どもは地域で育てるという視点に立ち、地域が主体的に考えて学校と連携した教育活動を行い、地域の総合的な教育力の向上をめざす地域青少年育成会議の活動を推進します。

小・中学校、地域及び家庭が、それぞれの役割を自覚し連携することにより、いじめ、不登校、非行等の問題の解決を図り、児童・生徒の健全育成をめざします。

青少年教育に関わる各機関や、民生委員・児童委員、主任児童委員、人権擁護委員、保護司等との連携強化を図ります。

(8) 安全教室（市民安全課）

保育園児・幼稚園児とその保護者及び小学生を対象に、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導します。

(9) 110ばん協力車制度（市民安全課）

市民や市内事業所等に「110ばん協力車」のステッカー貼付した車での「ながらパトロール」への協力を依頼し、犯罪の抑止効果と防犯意識の啓発を図ります。

(10) 安全安心まちづくり推進パトロール（市民安全課）

犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図るため、市の青色パトロール車で職員が公務外出時に地域内の巡回を行います。

(11) 安全メール（市民安全課）

登録者に対し、パソコンや携帯電話のメール機能を利用して、災害や防犯、火災、交通安全、その他（クマ、サルの出没等）の情報を発信します。

(12) 日本語支援事業（学校教育課）

早期の学校適応を図るため、外国人や帰国児童・生徒等に対し、日本語学習支援を行います。

(13) 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクールの推進）（学校教育課）

市立の全小・中学校及び幼稚園をコミュニティ・スクールとして、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置します。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進めます。この取組を通して、児童・生徒が地域の人から学んだり、地域に出て活動したりする教育活動がしやすくなり、児童・生徒の社会参画への関心を高めます。

第4節

社会福祉の充実

【現状と課題】

障害のある子どもや経済的支援が必要な子ども、国籍、民族、宗教、言語等において少数の立場に属する子どもなどは、ともすると社会生活の中で偏見や差別を受けることがあります。

いかなる場合や状況等にあっても偏見や差別を受けないような体制を整備することが必要です。

【施策の基本方向】

全ての子どもが分け隔てられることなく、生まれながらにして持っている権利を享受し、その尊厳を保ちながら成長することができるように、よりよい環境づくりの推進や支援体制の整備を行います。

具体的には、経済的な事情により教育の機会に格差が生じることのないように、経済的な支援を行うほか、障害のある子どもに対してのきめ細かい指導や支援を行います。

【実施施策】

(1) 子どもの発達支援（こども発達支援センター）

子どもの発達に不安や悩みを抱える保護者の相談に対応するとともに、発達に遅れ等のある子どもの特性に応じた療育支援を行い、子どもがすこやかに育つことができる環境を整えます。また、就学に向けた切れ目のない支援により、小学校への円滑な移行を進めるほか、こども発達支援センターを利用する子どもを対象に一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

(2) 児童扶養手当（こども課）

母子家庭及び父子家庭等に対し手当を支給します。

(3) 子ども医療費助成（こども課）

保護者の経済的負担を軽減するため、子どもの医療費の一部を助成します。

(4) ひとり親家庭等医療費助成（こども課）

ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。

(5) 私立幼稚園等教育振興事業（教育総務課）

保護者負担の軽減を図り、幼稚園教育の普及・充実を図るため、私立幼稚園等及び園児保護者への助成を行います。

(6) 就学支援委員会（学校教育課）

特別な教育的支援を必要とする幼児及び児童・生徒に対し、十分な教育を受ける機会を保障するために、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等の専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みを整え、当該幼児及び児童・生徒の適切な就学を図ります。

(7) 特別支援学級（学校教育課）

小・中学校に設置し、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障害による学習上または生活上の困難を克服するための教育を行います。

(8) 学習指導支援事業（学校教育課）

通常の学級に在籍する学習障害、注意欠陥多動性障害及び高機能自閉症など発達障害のある児童・生徒へのきめ細かい指導・支援を行うため教育補助員を配置します。また、特別支援学級に在籍する介護が必要な児童・生徒への支援を行うため、介護員を配置します。

(9) 奨学金貸付事業（学校教育課）

経済的な理由により就学が困難な学生・生徒に対して、奨学金を貸し付けることにより、教育の機会均等の確保と、地域社会に有用な人材の育成を図ります。

(10) 就学援助費補助事業（学校教育課）

経済的な理由により、就学が困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費等の経済的な支援を行うことで、保護者の収入状況にかかわらず、等しく教育を受ける機会を保障します。

(11) 通学援助費（学校教育課）

遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図ります。

(12) 上越市自立支援協議会の運営（福祉課）

障害のある人（児童含む）の福祉向上を目的とし、個別の相談支援からニーズや課題を抽出し、その解決・改善に向けた検討を行います。

(13) 障害児福祉手当（福祉課）

精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童（20歳未満）に対し、手当を支給します。

(14) 特別児童扶養手当（福祉課）

精神または身体に障害のある児童（20歳未満）を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給します。

(15) 通所交通費の助成（福祉課）

市外の施設等へ定期的に通所する児童の保護者に対し、経済的負担の軽減を図るため、通所にかかる交通費の一部を助成します。

(16) 障害児日中一時支援事業（福祉課）

日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に、施設等で活動の場の提供などの支援を行います。

(17) 国際交流事業の推進（共生まちづくり課）

子どもが、外国人に対する理解を深めることができるように、小・中学生を対象にした異文化交流「ワールドキャンプ」や交流イベントを実施します。

(18) 就学前教育における国際理解教育（保育課、学校教育課）

ア 保育・教育者の資質と指導力の向上

遊びや触れ合いを通して、全ての乳幼児が仲良く支え合える保育・教育実践を推進するとともに、保育・教育者の国際理解のための研修の充実を図ります。

イ 保護者啓発の充実

外国人市民の人権問題についての認識を深めるために、保護者への啓発活動の充実を図ります。

(19) 学校教育における国際理解教育（学校教育課、共生まちづくり課）

ア 外国人市民の児童・生徒に対する指導の充実

外国人市民の児童・生徒の生活実態を把握し、保護者との連携の下に、個々に応じた日本語指導等の支援の充実を図ります。また、地域住民やPTAの理解、協力を得るため、学校から地域への情報発信や授業公開等に取り組みます。

イ 国際化に対応した国際理解教育の推進

外国語指導助手を活用し、児童・生徒の国際理解や人権感覚を育成します。

ウ 母語による教科支援

上越国際交流協会や上越教育大学、学校が協力し、日本語を母語としない児童・生徒を対象に日本語支援と並行して、必要と実態に応じて母語による教科支援を行います。

(20) 社会教育における国際理解教育（社会教育課）

「謙信 KIDS プロジェクト」など青少年を対象とした講座で、世界各国の生活習慣、伝統を学ぶ体験活動を実施し、世界の国々についての理解を深め、興味関心を育みます。



様々な人権問題への 対応



第1節

様々な人権問題への対応

国の『人権教育・啓発に関する基本計画』〔閣議決定：2002（平成14）年策定、2011（平成23）年変更〕では、人権問題として同和問題や障害のある人、女性、高齢者、子ども、アイヌの人々、外国人、H I V感染者等、ハンセン病患者・元患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題が示されています。

また、今日では、性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別についての関心が高まっているほか、新潟水俣病患者に対する偏見や差別など新潟県固有の人権問題もあります。さらには、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う差別事例も全国で相次いでいます。

それぞれ個別の問題に応じた人権擁護と人権教育・啓発を推進していかなければなりません。

1 新型コロナウイルス感染者等に対する偏見や差別

【現状と課題】

2020（令和2）年1月に、国内で最初の症例が報告された新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に全国各地に拡がりました。感染への不安や恐れから、感染者やその家族・濃厚接触者・医療従事者等が偏見や差別、誹謗中傷を受ける事例が全国で相次いで発生しています。

こうした偏見や差別、誹謗中傷は決してあってはならないものであり、市民一人ひとりが、不確かな情報や偏見などに惑わされることなく、冷静な対応に努めることが重要です。

2021（令和3）年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正により、差別的取扱い等の防止に対する国や地方公共団体の責務が規定されました。新型コロナウイルス感染者等の人権に十分に配慮しながら、偏見や差別をなくすために、正しい知識の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

新型コロナウイルス感染症に起因する偏見や差別の解消に取り組むとともに、感染症とその予防についての正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進（健康づくり推進課、人権・同和対策室）

新型コロナウイルス感染症に対する偏見や差別を解消するため、広報上越や市の

ホームページ・SNS等の様々な媒体を用いた広報など、必要な啓発活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実（健康づくり推進課、人権・同和対策室）

新型コロナウイルス感染症に起因する人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携によりの確に対応します。

(3) 学校教育における取組（学校教育課）

新型コロナウイルス感染症の正しい知識の習得と理解を得るように取り組むとともに、部落問題学習、人権教育の中で、感染者等に対する偏見や差別について、人権に配慮した指導を行います。

2 エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別

【現状と課題】

エイズは、H I V（ヒト免疫不全ウイルス）による感染症で、適切な治療を受けることで発症を抑えることができます。また、H I Vの感染経路は、性的接触、静脈注射薬物使用、母子感染が主なもので、一人ひとりの注意深い行動により予防が可能です。

しかし、厚生労働省のエイズ動向委員会によると、2020（令和2）年のエイズ患者とH I V感染者を合わせた新規報告数は1,095人（エイズ患者345人、H I V感染者750人）で、2006（平成18）年以降、2013（平成25）年の1,590人をピークに減少しているものの、2020（令和2）年末の累計報告数は32,480人になるなど、未だ予断を許さない状況です。

現在では様々な治療薬が開発され、エイズ患者やHIV感染者は的確な治療によって症状をコントロールしながら、普通の生活を送ることができるようになっています。

エイズやH I V感染は、当初治療法がなく、報道で病気の恐ろしさのみが強調されて伝えられました。このために誤解や偏見が生じ、アパートの入居拒否や立退き要求、学校におけるいじめ、就職や入学の拒否、職場の解雇などが、医療や教育、労働、地域社会など様々な場面で見られます。また、強制的にH I Vの抗体検査を受けさせるような事例もあります。

1988（昭和63）年に、WHO（世界保健機関）がエイズの蔓延防止と感染症患者に対する偏見や差別の解消を目的に、毎年12月1日を“世界エイズデー”と定め、様々な啓発と正しい知識の普及活動に取り組んでいます。

我が国においても1999（平成11）年に、感染症患者に対する偏見や差別が発生していることを理由に、「伝染病予防法」、「性病予防法」、「エイズ予防法」を統合し、感染症患者の人権に配慮した受診推奨・入院勧告等の措置が盛り込まれた「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行され、同法に基づいて策定された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」において、患者等への偏見や差別の撤廃のための正しい知識の普及・啓発を行うこととしています。

【施策の基本方向】

エイズ患者、H I V感染者と家族のプライバシーの権利保護及び日常生活の配慮に努め、エイズとその予防についての正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進（健康づくり推進課）

エイズ患者やH I V感染者に対する偏見や差別を解消するため、世界エイズデーの周知やエイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実（健康づくり推進課）

エイズ患者やH I V感染者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。

(3) 学校教育における取組（学校教育課）

性に関する指導において、エイズやH I V感染についての正しい知識の習得と理解を得るように、人権教育はもとより、学級活動などの場においても取り上げるように各学校に指導します。また、指導に当たっては、感染者等の人権に十分配慮した指導を行います。

3 ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

ハンセン病は感染力の弱い「らい菌」によって起こる感染症です。治療法が確立された現代では完治する病気ですが、発病した患者の外見上の特徴のため、古くから特殊な病気として扱われ、偏見や差別を受けてきました。「らい予防法」により患者は療養所へ強制隔離され、このため患者とその家族は、偏見や差別を受けてきました。

1996（平成8）年に「らい予防法」は廃止されましたが、療養所入所者の多くが隔離により家族との関係を絶たれているほか、入所者自身の高齢化により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ず、社会復帰が困難な状況にあります。

2001（平成13）年5月、熊本地方裁判所において、「らい予防法」を違憲と断罪する判決が言い渡されてから、20年が経過しましたが、熊本地方裁判所が指摘するように、国の政策がハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別を招き、多くの悲劇を生んできました。

2003（平成15）年11月には、熊本県の温泉ホテルでハンセン病元患者が宿泊を拒否されるという重大な差別事件が起きるなど、今なお偏見や差別がハンセン病患者・元患者に多大な苦痛を与えています。

2008（平成20）年には、ハンセン病患者であった人の福祉の増進、名誉の回復等に関する国、地方公共団体の責務を明らかにした「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」

が制定されました。また、「ハンセン病差別撤廃決議」が国際連合の人権理事会〔2008（平成20）年ほか〕及び国際連合総会〔2010（平成22）年〕において採択されています。

2019（令和元）年には、家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出されたことを受け、国は内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」ことを表明しています。

【施策の基本方向】

ハンセン病患者・元患者に対する偏見や差別の解消に向けて、ハンセン病についての正しい知識の普及と相談救済体制の充実を図ります。

【実施施策】

（1）啓発の推進（人権・同和对策室）

ハンセン病に対する偏見や差別を解消するため、市民への学習機会の提供と市ホームページによる啓発に取り組むとともに、県や人権団体等との連携の下、ハンセン病療養所への訪問事業に取り組みます。

（2）相談・救済体制の充実（人権・同和对策室）

ハンセン病患者・元患者等の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携により的確に対応します。

（3）学校教育における取組（学校教育課）

ハンセン病に関する正しい知識を身に付けさせるとともに、ハンセン病患者に対する人権問題について理解を深めるための学習を行います。

4 難病患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

難病は一般に不治の病と捉えられることが多く、その時代の医療水準や社会事情によって変化します。

2015（平成27）年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病は「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」とされました。

この法律では、医療費助成の対象とする疾患を新たに「指定難病」に指定し、2019（令和元）年7月1日時点、333疾病が医療費助成の対象となっています。これらの難病は原因が不明で治療方法が確立していないため、治療が極めて困難であり、かつ、その治療は長期にわたり、治療費も高額になります。

プライバシー保護のために本人が関係機関への届出を拒んだり、知らないことによって認定されていない患者がいることも考えられます。関係機関と連携しながら、市民への正しい知識の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等と連携し救済体制を充実させるとともに、保健・福祉・医療機関等と連携し難病患者が安心して治療を受けられるように、難病についての正しい知識の普及を図ります。

【実施施策】

(1) 啓発の推進（健康づくり推進課、人権・同和対策室）

患者に対する偏見や差別を解消し、難病に対する正しい理解を深めるため、市ホームページへの掲載など、必要な啓発活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実（健康づくり推進課）

難病患者の人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携によりの確に対応します。

5 犯罪被害を受けた人への人権侵害

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに付随して生じる精神的・経済的被害を受けている場合があります。それまでの平穏な生活が一変し、マスメディアやSNSなどによるプライバシーの侵害や名誉毀損といった人権侵害を受けるなどのケースもあります。

犯罪被害者やその家族が、一日も早く平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解や支援が大切です。

【施策の基本方向】

犯罪被害者やその家族の人権に対する支援に取り組みます。

【実施施策】

(1) 支援活動（市民安全課）

専門的な知識を有し、犯罪被害者からの相談や支援活動に取り組む「公益社団法人にいがた被害者支援センター」の紹介や周知を行います。

(2) 学校教育における取組（学校教育課）

犯罪被害者やその家族の人権侵害について、正しい理解を深める学習を行います。また、犯罪被害者等である児童・生徒からの相談に対して、十分な配慮の上での確に対応します。

6 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別

【現状と課題】

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲がある場合であっても、住民の意識の中に根強い偏見や差別意識があり、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、社会復帰をめざす人たちにとって現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族・職場・地域社会など周囲の人々の理解と協力が欠かせません。

【施策の基本方向】

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別を解消し、社会復帰するための支援や啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進（人権・同和対策室、青少年健全育成センター）

刑を終えて出所した人が真に更生し、社会の一員として円滑な生活を営むことができるように、偏見や差別を解消し、その社会復帰に資するため、市ホームページやチラシ配布など啓発活動を推進します。

(2) 相談・救済体制の充実（人権・同和対策室）

刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携によりの確に対応します。

(3) 学校教育における取組（学校教育課）

刑を終えて出所した人やその家族に対する人権問題について理解を深め、偏見や差別を解消するための学習を行います。

7 性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別

【現状と課題】

性同一性障害は、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障がある状態とされています。

また、性的指向は、人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、同性愛者や両性愛者といった性的少数者の人々は正常と思われず、社会生活の様々な面で人権に関わる問題が発生しています。

性には多様性があることについての理解を深めるとともに、性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別をなくし、全ての人々の人権が尊重される社会を実現することが大切です。

2004（平成16）年7月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を備え、2人以上の医師の診断により「性同一性障害者」と認定された場合は、家庭裁判所の審判に基づき、戸籍や住民登録など、民法その他の法令の適用については、他の性別に変えることが可能となりました。

しかし、この法律が適用されるためには、現に婚姻をしていないこと、未成年の子どもがいないことなどの条件があり、性同一性障害に係る全ての人を対象ではありません。また、性別適合手術やホルモン治療のための医療費も高額であり、医療保険も適用されないなど、様々な問題が残っています。

市では、性同一性障害に係る人の人権尊重と「上越市個人情報保護条例」の趣旨を踏まえ、2004（平成16）年8月から法令や新潟県条例に基づくものなどで性別表記が削除できないものを除き、行政文書から可能な限り性別表記を削除しました。

性には多様性があることについての理解を深めるための正しい知識の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

性同一性障害や性的指向を理由とする偏見や差別の解消に向けて、正しい知識を普及するための啓発活動を推進します。

【実施施策】

（1）教育・啓発の推進（人権・同和対策室）

性同一性障害や性的指向に対する理解を深めるため、職員や市民を対象とした研修会など啓発活動を推進します。

（2）相談・救済体制の充実（人権・同和対策室）

性同一性障害や性的指向を理由とする人権問題の解決を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携によりの確に対応します。

（3）性同一性障害に係る児童・生徒への対応（学校教育課）

「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年4月30日文部科学省児童生徒課長通知）に基づき、対象となる児童・生徒に対し、きめ細やかに対応します。

8 インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

パソコンや携帯電話に加え、スマートフォンが普及したことにより、子どもから大人まで多くの人々が情報の収集や発信にインターネットを使うようになりました。また、気軽にコミュニケーションの輪を広げられるSNSの利用も拡大しています。一方、匿名性が高く、情報が瞬時に拡散するというインターネットの特性から、重大な人権侵害事例も発生しています。

法務省の人権擁護機関が、2020（令和2）年に新規に救済手続を開始したインターネットを利用した人権侵害事件の数は、1,693件と5年前との比較では43件（2.5%）減少しているものの、高水準で推移しています。

2002（平成14）年5月に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）では、インターネットの掲示板で誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されたりするなど個人の権利が侵害された場合に、特定電気通信役務提供者（プロバイダ）に情報発信者の開示請求や発信内容の削除請求を行うことや、情報削除によるプロバイダの損害賠償責任を免除することを定めています。

2021（令和3）年4月には、インターネットで誹謗中傷を行った人の特定をしやすくするための「プロバイダ責任制限法」が改正され、これまで誹謗中傷を行った人を特定するための開示手続に通常1年ほど要したものが、この法案の施行により、約半年に短縮となりました。

しかし、被害者が特定されない情報などは「プロバイダ責任制限法」の対象外となっているほか、一度掲示板などに書き込まれると完全に削除することは容易ではないため、差別表現や誹謗中傷する表現がそのまま流通するなど、インターネットには人権の観点からは多くの課題があるといえます。

【施策の基本方向】

インターネットによる人権侵害について、提供者と利用者双方の人権の視点に立ったモラル向上のための正しい知識の普及と意識の啓発に取り組むとともに、人権侵害についての相談・救済体制の充実、市が発信する情報の管理に取り組みます。

【実施施策】

（1）啓発の推進（人権・同和対策室）

インターネットによる人権侵害への理解を深めるとともに、利用者のモラル向上を図るため、職員や市民を対象とした研修会や市ホームページなどでの啓発活動に取り

組みます。

(2) 相談・救済体制の充実（人権・同和対策室）

インターネットによる人権侵害の解消を図るため、国・県・人権擁護機関・人権団体等との連携によりの確に対応します。

(3) 市ホームページ及びソーシャルメディアの管理徹底（人権・同和対策室、広報対話課）

市ホームページなどで発信する情報の内容について日々点検を行うとともに、市が活用しているSNSで人権侵害に該当する書き込みやコメントを発見した場合は、アカウントを管理運用する課等へ速やかに連絡し、SNS運営会社への当該記事の削除請求を行うなどの確に対応します。

(4) 学校教育における取組（学校教育課）

パソコン、スマートフォン、ゲーム機等を利用したインターネットによる人権侵害等の課題について理解し、トラブルに巻き込まれたり、人権侵害の被害者や加害者となったりしないための判断力を身に付けさせる教育の充実を図ります。

9 北朝鮮当局による拉致問題

【現状と課題】

北朝鮮当局による日本人の拉致問題については、2002（平成14）年の日朝首脳会談において北朝鮮側が初めて日本人の拉致を認めて謝罪し、同年10月に5人の拉致被害者を解放しました。その後、日朝間の協議は断続的に行われてきましたが、2008（平成20）年の日朝実務者協議で、日本の制裁措置の一部解除を条件に、北朝鮮は拉致被害者の再調査を約束しましたが、その後実行されないままとなっています。

我が国は、2006（平成18）年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を施行しました。その中で、地方公共団体の責務として、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるとされています。

拉致問題は、我が国の主権と国民の基本的な人権に関わる極めて重大な問題であり、その早期解決のためには、国民的課題として世論の啓発等に取り組んでいくことが重要です。市においても県と密接に連携し、在日朝鮮人の人々に対する嫌がらせなどの二次的被害が生じないように配慮しながら啓発活動を行うなど、市民の理解の促進と世論を喚起することが必要です。

【施策の基本方向】

拉致問題についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深める啓発活動を推進します。

【実施施策】

(1) 啓発の推進（人権・同和对策室）

県と連携し、啓発資料の配布や「拉致問題巡回写真パネル展」の実施などでの啓発活動に取り組みます。

(2) 学校教育における取組（学校教育課）

児童・生徒の発達段階や学校、家庭、地域の実態に配慮しながら、拉致問題を人権課題の一つとして捉える学習を実施します。また、啓発アニメ『めぐみ』等を活用し、拉致問題についての正しい理解を図り、関心を深める取組を行います。

10 新潟水俣病患者に対する偏見や差別

【現状と課題】

新潟水俣病は、アセトアルデヒドの製造工程内で副生されたメチル水銀が、処理されないまま工場排水とともに阿賀野川に排出されたことにより発生しました。1965（昭和40）年6月12日に新潟県が正式に発表して以来、半世紀以上が経過していますが、現在も認定申請が行われています。

新潟水俣病は、地域住民に手足の感覚障害、運動失調、平行機能障害などの健康被害をもたらしただけでなく、病気を理由として被害者やその家族に対する偏見や差別を生みました。病気のために仕事を辞めさせられたり、子どもの就職や縁談で差別を受けたり、補償金を受け取ることで中傷を受けたりしました。

被害者は病気の辛さに加え、経済的、社会的、精神的にも苦しめられました。偏見や差別を恐れて病気を隠し続けたまま亡くなった人もいます。また、現在も声を上げないでいる人もいます。被害の実態は、正確には分かっていません。

新潟県では、2009（平成21）年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を施行し、できるだけ多くの被害者の救済をめざしています。

しかし、今なお、被害者の健康被害は続き、新潟水俣病への理解が不十分なことによる偏見や差別はなくなっておりません。偏見や差別、誹謗中傷をなくしていくために、新潟水俣病についての正しい理解の普及と意識の啓発が必要です。

【施策の基本方向】

新潟水俣病についての正しい知識の普及を図り、市民の関心を高める啓発や教育の取組を推進します。

【実施施策】

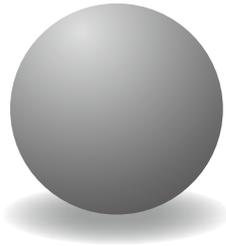
(1) 啓発の推進（人権・同和对策室）

県と連携し、啓発資料の配布や各種の広報活動を行います。

(2) 学校教育における取組（学校教育課）

県発行の副読本、各種資料等を効果的に活用し、新潟水俣病問題に対する理解を深めるとともに、新潟水俣病被害者に対する偏見や差別をなくす学習を行います。

この他にも、アイヌの人々への人権侵害や新たに発生した人権問題の解決に向け、正しい知識と理解を深めるための啓発に取り組みます。



資料



人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例

(目的)

第1条 この条例は、法の下での平等を定め、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念及び同和対策審議会の答申の精神にのっとり、同和問題の根本的かつ速やかな解決その他の人権擁護に関する基本的な事項を定めるとともにその積極的な推進を図り、もって差別のない明るい上越市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、必要な施策を総合的に推進することにより、市民の人権意識の高揚を図り、差別を許さない社会意識の形成その他の人権擁護に係る社会的環境の醸成を促進しなければならない。

2 市は、歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている同和地区に関する施策の推進に当たっては、その関係住民の自主性を尊重し、自立向上の意欲を助長するよう配慮しなければならない。

(市民の責務)

第3条 市民は、部落差別その他の人権侵害に関する行為をしてはならない。

2 市民は、相互に人権を尊重し、国、県及び市が実施する同和問題の解決その他の人権擁護に関する施策に協力するものとする。

(被害者の救済)

第4条 市は、前条第1項に規定する行為に係る被害者を救済するため、必要な措置を講ずるものとする。

(総合計画の策定)

第5条 市は、第2条第1項の規定による施策の推進のため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等についての総合計画を策定するものとする。

(実態調査等の実施)

第6条 市は、前条の総合計画の策定及びその効果的な実施のため、必要に応じ実態調査及び意識調査を行うものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第7条 市は、市民の同和問題に関する正しい認識の確立及び人権意識の高揚を図るため、人権に関する教育を充実するとともに、啓発媒体の活用、人権啓発指導者の育成、地域・企業内啓発活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備)

第8条 市は、この条例に基づく諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係する部局相互の連携が図られるよう体制の整備を行うものとする。

2 市は、国、県及び人権擁護関係団体等との連携を図り、施策の推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会の設置)

第9条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、上越市同和対策等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の所掌事項)

第10条 審議会は、市長の諮問に応じ、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、前項に規定するもののほか、部落差別の撤廃その他の人権擁護に関し市長に意見を述べることができる。

(審議会の組織)

第11条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する15人以内の委員をもって組織する。

- (1) 人権擁護委員
- (2) 民生委員
- (3) 部落解放同盟上越支部の代表
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第12条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条 前3条に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(上越市同和対策審議会条例の廃止)

2 上越市同和対策審議会条例(昭和49年上越市条例第50号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において前項の規定による廃止前の上越市同和対策審議会条例(以下「廃止条例」という。)第3条第2項の規定により委嘱された委員である者は、第11条の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、廃止条例第3条第2項の規定により委嘱された委員としての期間を通算するものとする。

第5次人権総合計画策定の経過

年 月 日	内 容
2020(令和2)年 8月29日	「人権・同和問題に関する市民意識調査」の実施（～9月23日）
12月3日 2021(令和3)年 2月4日	市民意識調査の分析 寺田喜男(上越市同和対策等審議会会長) 磯貝芳彦(上越市同和対策等審議会副会長) 嶋田守雄(上越市同和対策等審議会委員) 笠原 正(上越市社会教育指導員)
3月3日	市民意識調査分析報告書の公表
5月27日	第1回上越市同和対策等審議会の開催 ・市長が審議会に「第5次人権総合計画の策定について」諮問 ・人権総合計画策定の方針について審議
8月5日	第2回上越市同和対策等審議会の開催 ・第5次人権総合計画案について審議
10月28日	第3回上越市同和対策等審議会の開催 ・第5次人権総合計画案について審議
11月5日	審議会から市長に「第5次人権総合計画の策定について」答申
12月6日	上越市議会総務常任委員会所管事務調査 ・第5次人権総合計画案について調査
12月23日	パブリックコメントの実施（～1月21日）
2022(令和4)年 2月28日	パブリックコメントの結果公表（～3月29日）

※パブリックコメントで寄せられた意見数：15件（1人及び1団体）

【内訳】

計画（案）に対する意見	反映した意見	5件
	一部反映した意見	1件
	反映しなかった意見	6件
	既に計画（案）に記載済の意見	2件
計画（案）以外の意見		1件

関係法令、計画等

※〔 〕内は施行年月等

1 総合計画の概要

- ・日本国憲法〔1947（昭和22）年5月〕
- ・世界人権宣言〔1948（昭和23）年12月〕
- ・人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし明るい上越市を築く条例〔1997（平成9）年3月〕
- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律〔2000（平成12）年12月〕
- ・人権教育・啓発に関する基本計画〔国、2002（平成14）年3月〕
- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針〔2004（平成16）年4月〕
- ・上越市自治基本条例〔2008（平成20）年4月〕
- ・上越市人権都市宣言〔2008（平成20）年12月〕
- ・新潟県人権教育基本方針〔2010（平成22）年9月〕
- ・上越市第6次総合計画〔2015（平成27）年3月〕

2 プライバシーの権利保護

- ・上越市情報公開条例〔1996（平成8）年10月〕
- ・上越市個人情報保護条例〔1996（平成8）年10月〕

3 同和問題（部落差別問題）の根本的かつ速やかな解決

- ・同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策に関する答申（同和対策審議会答申）〔国、1965（昭和40）年8月〕
- ・同和対策事業特別措置法〔1969（昭和44）年7月、1982（昭和57）年3月失効〕
- ・地域改善対策特別措置法〔1982（昭和57）年4月、1987（昭和62）年3月失効〕
- ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）〔1987（昭和62）年4月、2002（平成14）年3月失効〕
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）〔2016（平成28）年12月〕

4 障害のある人の自立と社会参加の実現

- ・障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）〔1960（昭和35）年7月〕
- ・障害者基本法〔1970（昭和45）年5月〕
- ・障害者対策に関する長期計画〔国、1982（昭和57）年3月〕
- ・上越市人にやさしいまちづくり条例〔1999（平成11）年7月〕
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）〔2011（平成23）年6月〕
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）

〔2013（平成25）年4月〕

- ・国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）〔2013（平成25）年4月〕
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）〔2016（平成28）年4月〕
- ・障害者の権利に関する条約〔2014（平成26）年1月批准〕
- ・障害者基本計画（第4次）〔国、2018（平成30）年3月〕
- ・上越市第2次地域福祉計画〔2019（平成31）年3月〕
- ・上越市第6期障害福祉計画、第2期障害児福祉計画〔2021（令和3）年3月〕
- ・上越市手話言語及びコミュニケーション手段の活用促進に関する条例〔2021（令和3）年4月〕
- ・上越市第5次人にやさしいまちづくり推進計画〔2022（令和4）年3月〕

5 男女共同参画社会の実現

- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）〔1985（昭和60）年6月批准〕
- ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）〔1986（昭和61）年4月〕
- ・男女共同参画社会基本法〔1999（平成11）年6月〕
- ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）〔2001（平成13）年10月〕
- ・上越市男女共同参画都市宣言〔2001（平成13）年9月〕
- ・上越市男女共同参画基本条例〔2002（平成14）年4月〕
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）〔2016（平成28）年4月〕
- ・上越市第3次男女共同参画基本計画〔2018（平成30）年3月〕

6 外国人市民の人権保障の実現

- ・出入国管理及び難民認定法（入管法）〔1951（昭和26）年11月〕
- ・国際人権規約〔1979（昭和54）年6月批准〕
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）〔2016（平成28）年6月〕

7 高齢者の社会参加の推進と社会福祉の充実

- ・高年齢者等の雇用の安定等に関する法律〔1971（昭和46）年10月〕
- ・高齢社会対策基本法〔1995（平成7）年12月〕

- ・介護保険法〔2000（平成12）年4月〕
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）〔2006（平成18）年4月〕
- ・上越市公共建築物ユニバーサルデザイン指針〔2007（平成19）年3月〕
- ・上越市第8期介護保険事業計画・第9期高齢者福祉計画〔2021（令和3）年3月〕

8 子どもの人権の確保

- ・児童福祉法〔1948（昭和23）年1月〕
- ・児童の権利に関する条約〔1994（平成6）年4月批准〕
- ・児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）〔2000（平成12）年11月〕
- ・上越市子どもの権利に関する条例〔2008（平成20）年4月〕
- ・いじめ防止対策推進法〔2013（平成25）年9月〕
- ・上越市いじめ防止基本方針〔2015（平成27）年3月〕
- ・上越市第2次総合教育プラン〔2017（平成29）年3月〕
- ・上越市子ども・子育て支援総合計画〔2020（令和2）年3月〕

9 様々な人権問題への対応

- ・らい予防法〔1953（昭和28）年8月、1996（平成8）年4月廃止〕
- ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律〔1989（平成元）年11月〕
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律〔1999（平成11）年4月〕
- ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）〔2002（平成14）年5月〕
- ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律〔2004（平成16）年7月〕
- ・犯罪被害者等基本法〔2005（平成17）年4月〕
- ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律〔2006（平成18）年6月〕
- ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律〔2009（平成21）年4月〕
- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律〔2009（平成21）年4月〕
- ・新潟水俣病地域福祉推進条例〔新潟県、2009（平成21）年4月〕
- ・水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法〔2009（平成21）年7月〕
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法〔2013（平成25）年4月〕
- ・難病の患者に対する医療等に関する法律〔2015（平成27）年1月〕

第5次人権総合計画策定時の上越市同和対策等審議会委員

任期：2021（令和3）年12月1日から
2023（令和5）年11月30日まで
（敬称略）

会 長	寺 田 喜 男
副会長	磯 貝 芳 彦
委 員	和 栗 うた子
	宮 下 礼 子
	荻 原 キミ子（任期：2021（令和3）年11月30日まで）
	蓑 輪 富士子
	宇賀田 房 代
	紫 健 一
	嶋 田 守 雄
	小 黒 正 勝
	佐 藤 理 仁
	栞 原 陽 一
	大 塚 和 雄
	龍 池 妃都美
	佐 藤 睦 子

本審議会は、人権擁護委員、民生委員・児童委員、部落解放同盟上越支部の代表、学識経験者、その他市長が必要と認める人で組織しています。

人権を尊び部落差別などあらゆる差別をなくし
明るい上越市を築く総合計画
(第5次人権総合計画)

2022(令和4)年3月発行

発行 上越市

編集 上越市 自治・市民環境部 共生まちづくり課
人権・同和対策室

〒943-8601 新潟県上越市木田1丁目1番3号

電話 025-520-5683

ファクシミリ 025-520-5853

URL <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>



上越市